

平成24年 9 月定例会

# 横 芝 光 町 議 会 会 議 録

平成24年 9 月 5 日 開会

平成24年 9 月 19 日 閉会

横 芝 光 町 議 会

## 平成24年9月横芝光町議会定例会会議録目次

### 第 1 号 (9月5日)

議事日程	1
本日の会議に付した事件	1
出席議員	1
欠席議員	1
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	1
職務のため出席した者の職氏名	2
開会の宣告	3
開議の宣告	3
会議録署名議員の指名	3
会期決定の件	3
諸般の報告	3
議案第1号ないし議案第13号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明	9
休会の件	53
散会の宣告	53

### 第 2 号 (9月7日)

議事日程	55
本日の会議に付した事件	55
出席議員	55
欠席議員	55
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	55
職務のため出席した者の職氏名	56
開議の宣告	57
一般質問	57
齋藤 順一 君	57
浅野 孝男 君	72
森川 忠 君	83

五木田 平 和 君	99
山 崎 貞 一 君	105
休会の件	121
散会の宣告	121

### 第 3 号 (9月19日)

議事日程	123
本日の会議に付した事件	124
出席議員	124
欠席議員	124
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	124
職務のため出席した者の職氏名	125
開議の宣告	126
諸般の報告	126
一般質問	126
伊 藤 罔 樹 君	126
川 島 富士子 君	143
議案第1号の質疑、討論、採決	162
議案第2号の質疑、討論、採決	163
議案第3号の質疑、討論、採決	169
議案第4号の質疑、討論、採決	170
議案第5号の質疑、討論、採決	171
議案第6号の質疑、討論、採決	171
議案第7号の質疑、討論、採決	194
議案第8号の質疑、討論、採決	196
議案第9号の質疑、討論、採決	196
議案第10号の質疑、討論、採決	197
議案第11号の質疑、討論、採決	198
議案第12号の質疑、討論、採決	204
議案第13号の質疑、討論、採決	204

議員派遣の件	205
陳情の件	205
閉会の宣告	207
署名議員	209

9 月 定 例 会

(第 1 号)

## 平成24年9月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第1号)

平成24年9月5日(水曜日)午前10時開会

- 日程第 1 会議録署名議員の指名  
日程第 2 会期の決定の件  
日程第 3 諸般の報告  
日程第 4 議案第1号ないし議案第13号、報告第1号及び報告第2号について(町長提案理由説明)  
日程第 5 休会の件
- 

### 本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

### 出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤圀樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

### 欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町	長	佐藤晴彦君	都市建設課長	五木田桂一君
総務課	長	田鍋悦央君	福祉課長	實川裕宣君
企画財政課	長	市原成一君	健康管理課長	伊藤定幸君
環境防災課	長	土屋文雄君	食肉センター長	加瀬盛久君
税務課	長	高埜広和君	東陽病院長	大木良夫君
住民課	長	若梅操君	会計管理者	鈴木健夫君
産業振興課	長	伊橋秀和君	教育長	齋藤明君
教育課	長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君
監査委員		高橋俊夫君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

---

### ◎開会の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。これより平成24年9月横芝光町議会定例会を開会します。

（午前 9時57分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の会議を開きます。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第119条の規定により、

2番 齋藤 順一 議員

17番 川島 勝美 議員

を指名します。

---

### ◎会期決定の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。

今期定例会の会期を本日から9月20日までの16日間にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は本日から9月20日までの16日間と決定しました。

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程第3、諸般の報告を行います。

最初に、議長の出席要求に対する出席者については、お手元に配付の印刷物によりご了承願います。



なお、本定例会は各会計の平成23年度決算認定について審議することから、高橋俊夫代表監査委員に出席をいただいております。

次に、請願・陳情の付託について報告します。

今期定例会に受理しました陳情3件は、お手元に配付の請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託したので、報告します。

次に、議員派遣結果報告について、川島副議長から報告書の提出がありましたので、報告します。

次に、本日、町長から議案の送付があり、これを受理したので、報告します。

次に、一部事務組合議会の報告を行います。

初めに、6月26日に開催された匝瑳市横芝光町消防組合議会臨時会について。

若梅喜作議員。

〔8番議員 若梅喜作君登壇〕

○8番（若梅喜作君） 去る6月26日に開催されました匝瑳市横芝光町消防組合議会6月臨時会の概要報告をいたします。

本臨時会に提出された議案は、報告2件と議案4件であります。

報告第1号は、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算繰越明許費の繰越しについての報告についてであり、本件は、地方自治法第213条第1項の規定により、平成23年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計予算のうち、消防救急デジタル無線移動局整備事業に係る歳出予算について繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により繰越明許費繰越計算書を調製し、議会に報告されたものであります。

報告第2号は、専決処分、損害賠償の額の決定及び和解についての報告についてであり、本件は、本年1月9日、横芝光消防署敷地内で資器材習得訓練中に発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告されたものであります。

次に、議案第1号は、専決処分の承認を求めるもので、匝瑳市横芝光町消防組合職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、千葉県人事委員会、近隣市町の状況等を勘案し、急を要したため、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年3月26日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。主な改正の内容は、現給保障額の支給に関する経過措置であります。

議案第2号は、消防救急デジタル無線移動局の取得についてであります。

本案は、消防救急デジタル無線移動局を取得したいので、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会の議決を求めるものであります。

議案第3号は、平成24年度匝瑳市横芝光町消防組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ146万円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ11億6,580万6,000円とするものであります。補正予算の内容としましては、繰越金を財源として総務費に追加を行うものであります。

議案第4号は、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、電気自動車用の急速充電設備について、対象火気設備等の対象として追加し、急速充電設備を設置する際の位置、構造及び管理に関する基準を新たに定めたこと、並びに、危険物等の規制に関する政令の一部改正に伴い、炭酸ナトリウム過酸化水素付加物が危険物に追加されたことにより、匝瑳市横芝光町消防組合火災予防条例の一部を改正するため提案されたものであります。

提案されました4議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市横芝光町消防組合議会6月臨時会の概要報告とさせていただきます。

〔8番議員 若梅喜作君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月7日に開催された匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会について。

鈴木唯夫議員。

〔15番議員 鈴木唯夫君登壇〕

○15番（鈴木唯夫君） 去る8月7日に開催されました匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会全員協議会並びに平成24年9月定例会の概要を報告させていただきます。

議会開会前に全員協議会が開催され、東日本大震災の瓦れき受け入れについて、国から広域処理の見通しが得られたと千葉県に通知があり、千葉県では当面、岩手県及び宮城県の災害廃棄物の受け入れ協力の検討を見合わせる事になり、当組合についても千葉県に準じて見合わせることに決定しました。

定例会は、議長の選挙並びに報告1件と3議案が上程され、議長には佐藤町長が選出され

ました。初めに、報告第1号は専決処分、損害賠償の額の決定及び和解についての報告についてであり、本件は、本年1月11日ごみ収集作業中に発生した事故について、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分したので、同条第2項の規定により議会に報告されたものであります。

議案第1号は、平成23年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計歳入歳出決算認定についてであります。

歳入は7億5,457万2,675円で、内容は構成市町負担金5億1,173万8,000円、火葬場使用料3,005万8,840円、ごみ収集処理手数料1億3,280万9,600円、その他財産収入、繰入金、繰越金等であります。

一方、歳出は7億2,786万689円で、内容は人件費等総務費1億1,339万4,808円、火葬場及び清掃事業費4億3,215万5,429円、地方債償還金1億8,221万5,498円等であります。

この結果、歳入歳出差引額は2,671万1,986円のうち1,400万円を財政調整基金に繰り入れ、1,271万1,986円を平成24年度に繰り越すことになりました。

議案第2号は、平成24年度匝瑳市ほか二町環境衛生組合一般会計補正予算（第1号）についてであります。

本案は、歳入歳出それぞれ1,171万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を7億6,533万8,000円とするものであり、主な予算の内容は、繰越金を財源として電気料金値上げ分に対して追加を行うものであります。

議案第3号は、匝瑳市ほか二町環境衛生組合廃棄物の処理及び清掃に関する手数料条例の一部を改正する条例の制定についてであり、本案は、別表中のその他の一般廃棄物の取得区分及び手数料の欄中、資源ごみ袋小1枚につき10円を加えるべく、所要の改正を行うものであります。

提案された3議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、匝瑳市ほか二町環境衛生組合議会平成24年9月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔15番議員 鈴木唯夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月8日に開催された八匠水道企業団議会8月定例会について。  
山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） 去る8月8日に開催されました八匠水道企業団議会8月定例会の概

要を報告させていただきます。

本定例会は、報告1件と1議案が提案されました。

初めに、報告第1号の平成23年度八匠水道企業団資金不足比率についてであります。本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し、公表するもので、八匠水道事業会計にあつては、資金不足比率がない旨の報告がありました。

議案第1号は、平成23年度八匠水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支については、水道事業収益12億8,991万2,065円に対し、水道事業費用12億2,153万8,117円で、差し引き6,837万3,948円の純利益となっております。水道事業収益のうち、給水収益は8億6,116万3,488円となり、営業外収益の主な収入は市町補助金2億1,217万9,000円、県補助金2億595万6,000円であります。

一方、支出の水道事業費用の内訳は、営業費用は12億1,513万98円、営業外費用592万7,979円、特別損失48万40円となりました。

営業費用の主な費用構成は、九十九里地域水道企業団への受水費6億7,627万4,865円、減価償却費3億1,471万2,177円、営業外費用では企業債利息の588万8,013円であります。また、資本的収支における収入については3,901万2,750円で、これは給水申込納付金であります。

一方、支出は1億9,969万8,382円で、内訳は、建設改良費4,577万4,420円、給水工事費865万5,488円、企業債償還金1億4,526万8,474円であります。

この結果、収入額が支出額に対して不足する額1億6,068万5,632円は、過年度分損益勘定留保資金、当年度消費税及び地方消費税資本的収支調整額により補てんいたしました。

提案された議案は、すべて原案どおり可決承認されました。

以上、平成24年8月八匠水道企業団議会定例会の概要報告とさせていただきます。

〔12番議員 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 次に、8月24日に開催された山武郡市広域水道企業団議会8月定例会について。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） 去る8月24日に開催されました平成24年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要を報告させていただきます。

本定例会に上程されました案件は6議案、2報告であります。

議案第1号は、専決処分承認を求めるもので、平成24年度山武郡市広域水道企業団水道

事業会計補正予算（第1号）について、地方自治法第179条第1項の規定により、平成24年4月25日に専決処分したもので、同条第3項の規定により議会に報告し、承認を求めるものであります。

本案は、業務の予定量の補正で、建設改良事業の配水管改良事業量既決予定量3,888メートルを4,512.9メートルに、資本的収入及び支出の補正のうち、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額11億4,410万2,000円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額4,732万円及び過年度分損益勘定留保資金10億9,678万2,000円で補てんするものに改め、資本的支出6,946万2,000円を増額するものであります。

議案第2号は、山武郡市広域水道企業団職員の育児休業に関する条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、題名を「山武郡市広域水道企業団職員の育児休業等に関する条例」に改めるもので、育児休業対象者の範囲を拡大するものであります。

議案第3号は、山武郡市広域水道企業団水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定についてであります。

本案は、第35条、開発負担金について、別表第6、宅地開発及び建築物の負担金の額を改定するものであります。

議案第4号は、山武郡市広域水道企業団布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の制定についてであります。

本案は、水道法の一部改定により条例を制定するものであります。

議案第5号は、平成23年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計決算の認定についてであります。

収益的収支についてですが、収益的収入は50億80万2,080円で、内訳は、給水収益を主とする営業収益41億9,629万6,393円、構成市町及び県補助金を主とする営業外収益8億450万5,687円であります。

一方、支出は48億4,337万4,441円で、内訳は、九十九里水道企業団に支払った受水費、施設管理費並びに職員人件費を主とする営業費用47億9,538万6,029円、企業債利息や支払い消費税などの営業外費用3,240万4,705円、特別損失1,558万3,707円であります。この結果、1億5,742万7,639円の純利益が計上されました。

また、資本的収支における収入は企業債や国庫補助金並びに工事負担金9,682万3,402円で、支出は11億3,526万5,070円で、内訳は配水管布設工事や改良工事の建設改良費11億1,123万

7,811円、企業債償還金2,402万7,259円であります。

なお、収入額が支出額に対し不足する額は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額及び過年度分損益勘定留保資金で補てんしてあります。

議案第6号は、監査委員の選任について同意を求めるもので、私、森川忠が選任されました。

報告第1号は、平成23年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計予算繰越計算書についてであります。

本報告は、東日本高速道路の圏央道建設工事延期及び九十九里町ガス課との工程調整に伴う配水管移設並びに改良工事繰越額9,948万3,300円について、地方公営企業法第26条第1項ただし書きの規定により繰り越した旨の報告がありました。

報告第2号は、平成23年度山武郡市広域水道企業団水道事業会計資金不足比率についてであります。

本報告は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により議会に報告し、公表するもので、山武郡市広域水道企業団水道事業会計にあつては、資本不足比率の発生はなく、経営健全化基準も十分に満たしており、経営状況は良好な状態である旨の報告がありました。

提案された議案は、いずれも原案どおり可決承認されました。

以上、平成24年山武郡市広域水道企業団議会8月定例会の概要報告とさせていただきます。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 最後に、山武郡市広域行政組合議会については、お手元に配付の資料をもって報告とします。

以上で諸般の報告を終わります。

---

◎議案第1号ないし議案第13号、報告第1号及び報告第2号の上程、説明

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第1号ないし議案第13号、報告第1号及び報告第2号を一括議題とします。

町長から政務報告及び提案理由の説明を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

本日ここに、平成24年9月横芝光町議会定例会をお願い申し上げましたところ、議員各位には、時節柄ご多忙の折にもかかわらずご参集いただき、まことにありがとうございます。また、平素より、町の各種事業の推進に当たり格別なるご高配とご協力を賜り、厚くお礼を申し上げます。

さて、7月27日から17日間にわたって開催されました第30回夏季オリンピック・ロンドン大会においては、日本選手団は金メダル7個を獲得いたしました。金メダルは、目標とした15個には届かなかったものの、メダル総数では2004年アテネ大会を上回る史上最多の38個に達しました。本大会は、団体種目での活躍が非常に顕著であったように思われます。深夜の時間帯の競技が多く、私も眠い目をこすりながら応援いたしましたが、競技後のインタビューで、チームの仲間や日本の皆さんの応援に支えられ頑張れたとコメントされていた選手が多かったことが心に残っております。選手の皆さんと国民との一体感、きずなを大変強く感じさせられた大会であったように思います。

一方、先月10日、消費税増税法が参議院本会議で民主、自民、公明3党などの賛成多数で可決、成立し、現行の5%の消費税率は2014年4月には8%、15年10月には10%へと2段階で引き上げられることになりました。同時に、一体改革として社会保障改革関連法も成立し、幼稚園と保育所の機能をあわせ持つ認定こども園の拡充などで、これまで高齢世代に偏りがちであった社会保障給付を子育て世代にも拡充することとなりました。

しかしながら、消費税の増税により年間1兆円規模で膨らむ社会保障関係費を賄う必要性は理解できるものの、歳出の削減と国会議員の身を切る努力が国民に見える形で行われることがなくして、国民の理解が得られるものではないと思われまます。

特に、消費税増税による価格転嫁を行うことが難しい中小企業や個人事業主の皆さんにとっては死活問題であり、価格転嫁対策について必要な法制上の措置を早期に、具体的かつ明確にするとともに、税の用途を明確にして、国民に説明することが必要ではないかと考えております。

本年度の予算執行に必要な特例公債法案も、与野党の駆け引きの中で成立のめどが立たず、このままでは早ければ10月末にも国の財源が枯渇すると予想されることから、歳出抑制のため地方自治体の重要な財源である地方交付税の9月期分の配分が延期されました。日銀が公開市場操作を行い、約1兆9,000億円を銀行に貸し出し、地方銀行などの資金繰りが混乱することを回避したものの、総額4兆1,000億円に上る9月期分の地方交付税がいつ配分され

るかは、自主財源に乏しい地方自治体にとって大変重要な問題であります。

当町においては当面資金繰りに問題はございませんが、長期にわたり配分が延期された場合、一時借入等の対策も必要になってまいりますので、一刻も早い特例公債法案の成立が待たれるところでございます。

このような状況の中、与野党とも総裁選挙や代表選挙に終始しており、なお政治の混迷は続くものと思われませんが、国の状況を注視するとともに、平成23年度の実績及び平成24年度の執行状況を踏まえ、堅実かつ積極的に力強いまちづくりを進めてまいり所存であります。

9月に入りましてはまだまだ暑い日が続いております。議員各位には、体調管理に十分ご留意くださるようお願い申し上げます。

それでは、議会9月定例会に当たりまして、平成23年度の各会計の決算状況及び町政の状況等諸般の報告を申し上げます。

初めに、平成23年度における各会計の決算についてご報告申し上げます。

一般会計についてであります。決算規模は、歳入総額が112億5,324万5,000円、歳出総額が108億1,027万6,000円で、翌年度へ繰越しすべき財源3,650万7,000円を除いた実質収支額は、4億646万2,000円となりました。

なお、この繰越金を財源として、本議会に2億1,000万円の財政調整基金の積み立てをすべく補正予算案を提出させていただきましたので、よろしくお願い申し上げます。

一般会計における主な基金保有額の状況は、財政調整基金が19億2,721万5,000円、学校施設等整備基金が4億137万2,000円、地域振興基金が4億60万1,000円などで、総額33億8,988万7,000円となっております。

一方、地方債残高につきましては、23年度において合併特例債6億6,310万円、臨時財政対策債5億円のほか、総額で13億6,320万円の借り入れをした結果、年度末残高は108億2,968万6,000円となりました。

また、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく各指標につきましては、実質赤字比率及び連結実質赤字比率は共に該当せず、実質公債費比率は10.3パーセント、将来負担比率は48.8パーセントとなり、いずれも政令で定められている早期健全化基準を下回っている状況にあります。

決算の詳細につきましては、本議会において改めてご報告申し上げますが、今後も健全で安定した財政運営に当たる所存でございますので、議員のご理解とご協力をお願い申し上げます。



続いて、国民健康保険特別会計についてであります。歳入総額が36億600万3,000円、歳出総額は33億5,672万6,000円となり、形式収支では2億4,927万7,000円の黒字となるものの、前年度繰越金や基金繰入金を差し引いた実質単年度収支では、依然として赤字が続いております。歳入においては、長引く景気低迷による所得の落ち込み等により、現年分と国保税収が前年度に比べ2,012万3,000円の減収となりました。また、財政調整基金については、7,000万円の取り崩しを行った結果、平成23年度末の基金保有額は5,154万円となりました。

一方、歳出の約3分の2を占める保険給付費の総額は21億6,536万2,000円で、前年度と比較して、率で0.5%とわずかではありますが減少となりました。しかしながら、国保被保険者の受診機会の増加、医療の高度化、長期化等の要因により、近年の動向として国保医療費は年々増加しており、今後もその傾向は続くものと予想されます。

また、後期高齢者支援金が歳出の13.4%に当たる4億4,978万6,000円となるなど、高齢者の医療費の伸びに伴い、今後さらなる支出の増加が懸念されるところでございます。

国保を取り巻く財政状況は年々厳しさを増しており、国保税の減収や保険給付費の増加傾向が今後さらに続いた場合、国保の財政運営は相当困難な状況に陥る可能性もあります。このため、平成24年度におきましても積極的に財源の確保に努め、医療費の動向を的確に把握しながら、医療費抑制対策を着実に推進させる一方、県単位の広域的な国保財政運営を初めとした財政安定方策を検討してまいる所存でございます。

続いて、後期高齢者医療特別会計についてであります。歳入総額は2億1,298万3,000円、歳出総額は2億1,083万円で、収支差し引きは215万3,000円の黒字となりました。歳入のうち、後期高齢者医療保険料については、低所得者層への軽減措置や保険料の激変緩和策を前年度に引き続き講じた結果、現年分の収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替や窓口納付による普通徴収で98.9%と、合計1億3,730万5,000円の収入となりました。

このほか、一般会計からの繰入金、事務費繰入金と保険料軽減分の公費補てんである保険基盤安定繰入金の合計で6,783万1,000円となりました。

一方、歳出で93.8%を占める広域連合納付金は1億9,771万4,000円となりました。

平成23年度の後期高齢者に係る医療費は、前年度と比べ1億円近く増加しており、この傾向は今後も続くものと予測されます。このため、町としては、広域連合を初め関係部局と連携をとりながら、今後も高齢者の健康づくり事業を引き続き積極的に推進し、医療費の抑制につなげてまいりたいと考えております。

続いて、介護保険特別会計についてであります。平成23年度介護保険特別会計は、歳入

総額17億8,889万7,000円、歳出総額は17億3,855万4,000円となり、形式収支では5,034万3,000円の黒字となりましたが、保険給付費に対する国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計からの義務的負担金の実績額に対し1,140万1,000円、地域支援事業の予防分、包括・任意事業分に対する国・県、社会保険診療報酬支払基金からの交付金も539万2,000円が、また、一般会計からの介護事業費、職員給与費、事務費等に対する繰出金の470万9,000円が、それぞれ実質額を上回って交付されたことから、平成24年度において返還することとなりました。つきましては、本会議に精算に伴う補正予算案を提出させていただいておりますので、よろしくお願いを申し上げます。

歳入では、自主財源である介護保険料が、額で前年度比354万9,000円、率で1.4%の増となりました。歳出の92.6%を占める保険給付費は、前年度決算と比較すると額で1億330万4,000円、率で6.9%の増となりました。主な要因としては、施設サービス利用者の増加、居宅介護におけるおのおの介護サービス利用の拡大が影響しているものでございます。

平成24年8月1日現在で、65歳以上の高齢者数は7,376人、介護認定者数は1,069人、構成比で14.5%となりました。そのうち、居宅介護サービス利用者は582人、施設入所者数は250人となっております。

また、今年度新たに新增設された町内の特別養護老人ホーム2施設及び既存施設を合わせた3施設の直近の入居状況でございますが、定員244人に対し179人で、町内入居者は114人となっております。新設されました東和福祉会三愛は8月に開所したため、入居者数はこれから増加するものと思われまます。

続いて、農業集落排水事業特別会計についてでございますが、歳入総額が5,360万円、歳出総額は5,189万円となり、実質収支額は171万円の繰り越しとなりました。平成23年度の歳入の主な項目については、施設使用料と一般会計からの繰入金であります。

また、歳出の主な項目については、維持管理費と起債償還金であり、維持管理費は施設使用料で賄っている状況にあります。今後も、引き続き維持管理の軽減と宅内工事の推進について普及啓蒙を図り、利用率の向上に努めたいと考えております。

続いて、東陽食肉センター特別会計についてでございますが、歳入総額が2億7,712万9,000円、歳出総額が2億157万5,000円で、実質収支額は7,555万4,000円の黒字となりましたが、前年度からの繰越金等を差し引いた実質単年度収支では2,933万7,000円の黒字となりました。

屠畜頭数は、牛が4,053頭で前年度と比較して36頭減少したものの、豚が16万9,863頭で前

年度と比較して3,413頭増加したことから、事業収入が増収となりました。

歳出では、平成23年度は大規模な修繕もなく、1,000万円を積み立てることができました。今後も、独立採算制を堅持し、長期にわたり安定したセンター運営に努めてまいりたいと考えております。

最後に、東陽病院の運営状況についてであります。まず、病院運営に係る収益的収入は11億5,995万円で、前年度と比較して2,371万円の減、収益的支出は11億4,369万円で、前年度と比較して2,079万円の減であり、一般会計から追加繰り入れを行ったことから、収支差し引きは1,626万円の黒字となりました。

資本的収入は4億1,534万円で、空調給湯設備改修工事や医療機器購入等を主とした資本的支出は4億9,482万円となり、収支差し引きで不足する7,948万円は過年度分損益勘定留保資金等で補てんすることといたしました。

次に、患者数であります。入院の延べ患者数は2万808人で、前年度と比較して1,092人減少いたしました。内訳といたしましては、一般病床で207人の増の1万100人、療養病床で1,299人減の1万708人となりました。また、外来患者延べ人数は4万146人で、前年度と比較して1,872人の減となりました。

いずれにいたしましても、病院運営については、東陽病院基本理念に基づき健全運営に努めるとともに、より良い病院運営ができるよう、東陽病院運営検討委員会を初め多くの方々のご意見を伺いながら、改善を進めてまいりたいと考えておりますので、議員各位にはご理解とご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

続きまして、各種事業の進捗状況等についてご報告申し上げます。

初めに、環境防災課関係についてでございますが、東日本大震災による東北地方の震災瓦れきにつきましては、匝瑳市ほか二町環境衛生組合及び山武郡市環境衛生組合ともに、受け入れについて地元説明会を開催し、受け入れの準備を進めてまいりましたが、平成24年6月29日付で国から千葉県に対し、広域処理の見通しが得られたとの通知があったことから、千葉県の方針として、当面、岩手県及び宮城県の災害廃棄物の受け入れ協力の検討を見合わせる事となりました。

この方針を受け、両環境衛生組合ともに千葉県の方針に準じて、当面、岩手県及び宮城県の災害廃棄物の受け入れ協力の検討を見合わせることを決定いたしました。

防災環境事業についてでございますが、今月2日の日曜日には、大雨洪水警報発令中、千葉県東方沖を震源地とする大型地震が発生し、大津波警報が発令されたという想定で、陸上

自衛隊第一空挺団後方支援隊を初め消防組合、山武警察署、八匳水道企業団、町消防団の協力のもと、町全域を対象とした避難誘導訓練を実施いたしました。特に海岸地域では、東日本大震災の津波の経験をもとに、今年度も白浜小学校及び上堺小学校の校舎屋上への避難誘導を実施いたしました。

また、小学校の体育館と教室を使用し、東日本大震災で当町の海岸部へ襲来した津波映像を上映したほか、情報伝達訓練、初期消火訓練、行政総務員のご協力をいただいて実施した災害時要援護者安否確認訓練等に、総勢2,880人の参加をいただきました。早朝から参加いただきました町民の皆様を初め、ご協力いただきました関係機関の皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、6月議会でご提案をいただきました海岸からの距離表示看板の設置の件でございますが、距離表示のシールを作成し、海拔表示看板を設置した東電柱のうちから80カ所を選定し、8月中に張りつけを終了いたしました。その他、6月19日に国土交通省関東地方整備局長と災害時の情報交換に関する協定を、また、8月10日に山武郡市6市町で災害時における千葉県山武郡市の相互応援に関する協定書を、8月21日に横芝光町建設業災害対策協力会と地震・風水害その他災害応急対策に関する業務基本協定を、それぞれ締結いたしました。

続いて、産業振興課関係についてであります。千葉県における大豆の奨励品種の種子大豆生産が君津地域1カ所のみとなっていたことから、優良種子大豆の安定供給を図るため、篠本新井地区の農事組合法人アグリささもとが千葉県知事から指定種子生産圃場の指定を受け、平成24年度産種子大豆を1ヘクタール作付することとなりました。現在のところ、天候にも恵まれ大豆の生育も順調に推移しておりますので、秋の収穫量に期待をしているところでございます。また、5年後には面積で2ヘクタール、生産目標数で3,000キログラムを目指す予定と伺っております。

次に、観光事業についてでございますが、7月14日から8月19日までの37日間、屋形海水浴場を開設いたしました。天候にも恵まれ、7,890人のお客様が訪れ、昨年と比較して約34%増の入り込み数となりました。開設期間中は交通安全協会や防犯協会の皆様のご協力と、ライフセーバーによる適切な監視業務により事故もなく、無事終了することができました。ご尽力いただいた皆様に厚くお礼を申し上げます。

また、今年3月に整備が完了した屋形海岸駐車場は、7月から9月までの海水浴場開設期間を中心に53日間を有料期間といたしました。8月までの駐車台数は、二輪車も含め1,534台となっております。なお、駐車場料金の徴収並びに清掃等を委託したNPO法人により、

常に駐車場内を監視していることから、現在までのところ、車上荒らし等の被害も発生していないとの報告を受けております。

一方、木戸浜海岸は、波打ち際から急に深くなっている状態が改善されていないことから、海水浴場として適さないため、残念であります。今年も開設することができませんでした。

観光協会では、町観光事業が活性化するよう、重要な課題を検討していくための専門部会を立ち上げたと同っております。現在はパークゴルフ場や道の駅等、観光事業の拠点となる施設の検討をされているということでございますので、その成果にご期待を申し上げます。

続いて、福祉課関係事業についてでございますが、今年23日に横芝中学校を会場として敬老会を開催いたします。昨年にも増して多くの方々のご参加をいただきたいと思いますと考えておりますので、ご協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

また、75歳以上の方々約4,200人を対象に、敬老祝い品のタオルを職員により配布しているところであり、でき得る限りご本人に手渡しするようにしておりますが、ご本人が不在でご家族に記念品をお渡しするときには、安否確認を心がけるよう職員に指示しておりますので、ご理解、ご協力をお願い申し上げます。なお、敬老の日までには配布を完了する予定でございます。

障害福祉につきましては、障害者虐待防止法が本年10月1日から施行されることから、障害者虐待防止センターを役場福祉課内に設置し、障害者虐待の未然防止や早期発見と迅速な対応、また、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制整備や支援体制の強化を図ってまいりたいと考えております。

続いて、健康管理課関係であります。子ども医療費助成事業につきましては、県の助成要綱が改正され、現在、小学3年生までの対象者が、12月1日から入院のみ中学3年生まで拡大されることとなりました。当町においては、中学3年生までの医療費はすべて無料となっておりますが、小学3年生までは健康管理課で受給券の発行により現物給付で助成し、小学校4年から中学3年生までは、町単独事業として福祉課において償還払いで助成しております。しかし、申請方法や助成方法が異なり、わかりづらいことから、これを機に子ども医療費助成事業として一元化し、わかりやすくするとともに、保護者の負担軽減を図るため、現物給付により実施すべく調整をしております。

次に、乳幼児に接種しているポリオワクチンであります。新たに不活化ポリオワクチンが薬事承認され、今年1日から定期接種に位置づけられたこと。また、11月からはジフテリ

ア・百日ぜき・破傷風及び不活化ポリオの4種混合ワクチンが導入される予定であることから、接種方法等に大きな変更が生じるため、今まで実施しておりました集団接種を、医療機関に委託して実施する個別接種に移行することといたしました。

これら事業の変更に伴いまして、所要の補正予算を本会議に提案させていただきましたので、よろしくお願いを申し上げます。

続いて、教育課関係事業についてでございますが、7月14日から始まりました山武郡市中学校総合体育大会におきまして、横芝中学校、光中学校ともに生徒たちはすばらしい成績をおさめました。中でも、横芝中学校のソフトテニス部は、男女団体そして個人戦で県大会を勝ち抜き、8月6日から神奈川県小田原市で開催された関東大会出場を果たすとともに、男子個人戦につきましては、8月17日から山梨県で開催されました全国大会へ出場し、大健闘をいたしました。

生徒たちの成績につきましては今月の広報でお知らせしておりますが、熱心に指導に当たっていただいた先生方、そして生徒を支えた保護者の皆様方のご労苦に対して、ここで改めて敬意を表するものでございます。

次に、社会文化課関係についてであります。6月24日から8月19日までの8週間にわたり第63回山武郡市体育大会が開催され、野球の部の優勝を初め、グラウンドゴルフ、ソフトテニス女子、陸上男女で準優勝したほか、ソフトボール女子、バスケットボール男子、卓球男子、相撲、剣道、クレイ射撃など数多くの種目で3位に入り、総合成績で第3位というすばらしい結果をおさめられました。

選手を初め、大会運営に当たっていただいた体育協会役員、スポーツ推進委員の皆様へ深く敬意と感謝の意を表する次第でございます。

最後に、東陽食肉センター関係事業についてであります。昨年は東京電力福島第一原子力発電所の事故に端を発した牛肉の放射能汚染問題による風評被害も重なり、生産農家はもちろんのこと、業界全体が厳しい環境に転じてしまいました。食肉センターでは、牛肉について昨年に引き続き放射能物質の自主検査を継続して実施し、安心して安全な牛肉の流通を確保してまいりました。

今年度は、屠畜頭数も順調に推移し、7月末現在の屠畜頭数は、前年同期と比べ、豚が2,601頭、牛が122頭それぞれ増加しております。

また、本年も節電対策の一環として、6月25日から今月21日までの就業時間を午前7時30分から午後4時15分までとするサマータイムを導入し、電力需要量の集中する時間帯の使用

量の軽減や節電に努めております。しかしながら、東京電力の電気料金値上げによる影響で、年間700万円以上の負担増が見込まれております。センター利用関係者の皆様には、早朝の作業にご協力をいただき、厚くお礼を申し上げますとともに、より一層の節電、節水にご協力いただきますよう、お願いを申し上げます。

それでは、引き続きまして今議会に提案いたしました各議案の提案理由をご説明申し上げます。

お手元の平成24年9月横芝光町議会定例会提案理由説明書、白色の表紙のものでございます、をごらんください。

議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてでございますが、本案は、外国人登録法が廃止されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、広域連合の経費の支弁方法に関する規定を変更するため、地方自治法第291条の3第3項の規定により、関係地方公共団体と協議すべく提案したものであります。

議案第2号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、財政調整基金積立金のほか、人事異動に伴う人件費、町単土地改良補助事業、予防接種法の一部改正に伴う集団予防接種事業及び個別予防接種事業等に要する費用に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ3億210万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ103億2,906万8,000円とすべく、提案したものであります。

議案第3号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）についてであります。本案は、人事異動に伴う一般会計繰入金及び人件費の調整、前年度繰入金の精算による一般会計繰出金の追加等、所要の項目に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ35億4,065万3,000円とすべく、提案したものであります。

議案第4号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、前年度における保険給付費、地域支援事業費への国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計から定率による義務的負担金の精算等に補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ2,169万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ20億2,569万6,000円とすべく、提案したものであります。

議案第5号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてであります。本案は、臨時職員雇用により補正の必要が生じたため、歳入歳出それぞれ

128万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億788万6,000円とすべく、提案したものであります。

議案第6号 平成23年度横芝光町一般会計決算の認定について、議案第7号 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について、議案第8号 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について、議案第9号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について、議案第10号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について、議案第11号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について。

議案第6号から議案第11号までは、各会計の平成23年度歳入歳出決算について、地方自治法第230条第3項の規定により議会の承認を求め、監査委員の意見をつけて提案したものであります。

議案第12号 平成23年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてであります。本案は、平成23年度横芝光町病院事業会計決算について、地方公営企業法第30条第4項の規定により、議会の認定を求め、監査委員の意見を付して提案したものであります。

議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについてでございますが、本案は、人権擁護委員の神保誠氏の任期が平成24年12月31日をもって満了となることに伴い、同氏を引き続き人権擁護委員として推薦したく、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の意見を求め提案したものであります。

報告第1号 平成23年度健全化判断比率についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度における健全化判断比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものでございます。

報告第2号 平成23年度資金不足比率の報告についてであります。本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度における資金不足比率について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

以上、このたび提案いたしました案件について、その概要をご説明申し上げましたが、詳細につきましては担当課長から説明を加えさせていただきますので、よろしくご審議いただき、ご承認賜りますようお願いを申し上げ、提案理由といたします。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 町長からの提案説明が終わりました。

ここで休憩します。



再開は午前11時15分からです。

(午前 11時05分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前 11時15分)

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

担当課長の説明を求めます。

議案第1号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第1号の千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議につきまして、ご説明させていただきます。

説明資料といたしましては、ピンク色の表紙、議案つづり及びA4の1枚になりますが議案の新旧対照表となります「議案第1号関係資料」という、この2つをお手元にご用意したいと思います。

それでは、まず最初にこのピンクの表紙、議案つづりの第1ページをお開き願います。

議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について。

外国人登録法が廃止されたことに伴い、千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約を別紙のとおり制定することについて、地方自治法第291条の3第3項の規定による関係地方公共団体との協議を行うに当たり、同法第291条の11の規定により、議会の議決を求める。

平成24年9月5日提出。横芝光町長 佐藤晴彦。

本案につきましては、外国人登録法の廃止及び新しい在留管理制度の導入によりまして、平成24年7月9日から外国人登録制度が廃止されたことに伴い、広域連合の規約中、広域連合の経費の支弁方法に関する規定について改正を行うものでありまして、地方自治法の規定により関係地方公共団体と協議を行うに当たり、議会の議決を求めるものであります。

改正内容につきましては、新旧対照表により説明させていただきますので、別紙A4版、1枚ぺらでございますが、議案第1号関係資料をごらん願います。

規約の改正箇所でございますが、ごらんいただきましたように別表第2の備考1及び2中、

アンダーライン部分の「及び外国人登録原票」、この字句を削るものであります。

新しい在留管理制度の導入に伴いまして、本年7月9日から外国人住民につきましても住民基本台帳が作成され、外国人登録原票の運用が廃止されたため、千葉県後期高齢者医療広域連合規約中、構成市町村の共通経費を規定しております別表中の、この外国人登録原票の字句を削るということでございます。

後期高齢者医療広域連合共通経費の算定に当たりましては、この備考1の高齢者人口割及びその下備考2の人口割、このいずれも、現行の規約では日本人住民であります住民基本台帳人口と外国人住民の数であります外国人登録原票の合計の人口数によっておるところでございますが、外国人住民につきましては平成24年7月9日から日本人住民と同様、住民基本台帳に記載されることになったため、今回の改正によりまして町が支出する広域連合の共通経費の額に実質的な影響が生じることはございません。

それでは、ピンクの表紙の議案つづり3ページにお戻り願います。

本規約改正の附則といたしまして、第1項で、この規約は千葉県知事に届け出の日から施行すること、第2項で、改正後の別表の規定は平成26年度以降の年度分の負担金から適用するというところでございます。

以上で、議案第1号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただき、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、私から議案第2号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）について、ご説明を申し上げます。

別冊になっております、こちらの補正予算書をご用意いただきたいと思います。

平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）は、第1条で、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3億210万1,000円を追加し、歳入歳出の総額を歳入歳出それぞれ103億2,906万8,000円とし、第2条では、継続費の追加を目的に継続費補正を行おうとするものでございます。第3条では、債務負担行為の追加を目的に、債務負担行為補正を行おうとするものでございます。第4条では、地方債限度額の変更を目的に、地方債補正を行おうとするものでございます。

2ページをお開きください。

2ページから4ページにかけましては、第1表歳入歳出予算補正でございます。内容は、後ほど事項別明細書によりご説明申し上げますので、ここでは記載事項の確認とさせていただきます。

5ページをお開きください。

第2表継続費補正及び第3表債務負担行為補正でございます。

まず、第2表の継続費補正にあつては、新たな町内公共交通の実施を目的に、地域公共交通体系の計画策定を2カ年継続事業として、専門的知識、技術を有するコンサルタント会社に委託するため、継続費事業を追加するものでございます。

第3表の債務負担行為補正につきましては、学校給食センター、給食配送業務委託契約によりまして、車両3台で町内9校へ給食配送を行っておるところでございますが、そのうちの1台を平成25年4月から新規車両を導入しようとするものであり、配送専用車両の準備に時間を要しますことから、年内中に契約締結をすべく債務負担行為の追加補正をするものでございます。

6ページをお願いいたします。

第4表地方債補正でございます。

起債の方法、利率、償還の方法につきましては変更はございませんが、農業基盤整備事業では限度額を200万円増額し6,100万円に、防災基盤整備事業では限度額を510万円減額し1,310万円に、臨時財政対策債では限度額を1,000万円減額し4億9,000万円にしようとするもので、内容につきましては、歳入の21款町債でご説明を申し上げます。

7ページから9ページにかけましては事項別明細書の総括でございますので、後ほどご確認をお願いいたします。

続きまして、歳入歳出の内容につきましてご説明を申し上げます。

10ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、9款1項1目地方特例交付金では、子ども手当終了に伴う交付金の減、減税補てん特例交付金では住宅借入金等特別控除分のみとなったことによりまして減額となり、合わせまして808万5,000円の減額で、863万2,000円とするものでございます。

10款1項1目地方交付税では、本補正の財源調整といたしまして852万6,000円を増額いたしまして27億852万6,000円とするものでございます。

14款1項1目民生費国庫補助金は、自立支援医療給付事業及び障害児通所支援事業の増加に伴いまして、経費の2分の1を国庫負担金、4分の1を県費負担金として交付されるもの

でございます。

2項1目民生費国庫補助金については、新たに障害者虐待防止対策支援事業を開始することから、その経費の2分の1が国庫補助金、4分の1が県費補助金として交付されるものでございます。

3目の農林水産業費国庫補助金の農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金につきましては、県費補助金への組み替えのために減額を、農業体質強化基盤整備促進事業補助金は、小堤地区で行われますパイプライン横断管新設工事に伴いまして、おおむね2分の1が国庫金として交付される予定でございます。

15款1項2目民生費県補助金は、14款国庫支出金でご説明したとおりでございます。

2項2目民生費県補助金は、療育支援コーディネーター配置モデル事業補助は、23年度の単年限りの補助が延長されたことによりまして計上するものでございます。障害者自立支援特別対策事業補助は、音声拡大読書機の導入に必要な経費の100%補助でございます。

2節児童福祉費補助金は、保育所緊急整備補助金は、日吉保育園で行う屋根防水工事が採択されることから、事業費の2分の1の補助金の受け入れでございます。

3目衛生費県補助金は、住宅用太陽光発電設備導入促進事業補助金の採択枠を20件程度増大するための増額計上でございます。

11ページをお願いいたします。

4目農林水産業費県費補助金の農業経営対策地方公共団体事業では、6月議会で補正予算のご承認をいただきました経営再開マスタープラン作成事業補助金の採択が難しいと判断しましたことから、減額をするものでございます。千葉県農業者戸別所得補償制度推進事業では、金額を精査し、国庫金から県費補助金へ組み替えを、飼料生産拡大整備支援事業では、耕作放棄地解消を目的に、飼料作付面積の拡大のための機械購入に対する補助金を受け入れるために、それぞれ補正するものでございます。

林業費では、森林整備事業及び東森林再生支援循環促進事業を展開するため、それぞれ補正計上するものでございます。

5目商工費補助金では、県からの緊急雇用創出事業補助を活用いたしまして、防災施設管理台帳整備、災害時要援護者台帳整備事業を行おうとするものでございます。

7目の消防費県補助金では、東日本大震災の支援策として県が行います支援金給付制度の受け入れとして、補正計上するものでございます。

18款1項1目国民健康保険特別会計繰入金及び3目の介護保険特別会計繰入金は、平成23

年度一般会計からの繰出金の精算に伴います繰り入れでございます。

2項7目東日本大震災復興基金繰入金は、津波避難所表示看板などに復興基金を活用する目的で繰り入れるものでございます。

19款1項1目繰越金は、本補正予算の財源手当てのため、繰越金全額を受け入れるための増額補正でございます。

20款7項1目雑入は、各種健診事業で受診者数が増加しましたことから、個人負担金の増額を、また団体生命共済配当金は、配当金の減少から減額をするものでございます。

21款1項2目農林水産業債は、小堤地区パイプライン横断管新設工事に充当するものでございます。

12ページをお願いいたします。

消防債でございますが、消防債は消防ポンプ自動車、小型動力つき積載車各1台を購入するため、当初予算では防災対策事業債1,820万円を予定しておりましたが、交付税算入率などを総合的に勘案をいたしまして、施設整備事業債が財政的に有利であると判断をし、振りかえるものでございます。

5目臨時財政対策債は、普通交付税の算定によりまして臨時財政対策債発行可能額が決定いたしましたことから、減額をするものでございます。

13ページになりますが、続きまして歳出をご説明申し上げます。

なお、人件費関係につきましては、特に説明を申し上げるほかは、人事異動に伴う調整でございます。共済費につきましては、負担率の変更に伴うものでございます。また、職員の配置状況を基本に積算をしておりますので、個別の説明は省略をさせていただきますので、ご了承願います。

それでは、1款1項1目議会費でございますが、人件費の調整でございます。

2款1項1目一般管理費は、人件費の調整と固定資産評価申し出に係る委員報酬の増額補正計上でございます。

5目財政管理費は、財政管理事務費におきまして地方財政法の規定により、前年度繰越金4億646万2,046円のうち、2分の1に相当いたします2億1,000万円を財政調整基金として積み立てようとするものでございます。

7目財産管理費は、災害時の停電に対処するため、災害対策本部設置会議室の照明などへの非常電源を供給するための工事、128万4,000円を実施しようとするものでございます。

14ページをお願いいたします。

14ページですが、旧横芝中学校跡地において、近隣住民にご迷惑をかけないよう高木、中木の枝を伐採する工事を行おうとする補正計上でございます。

8目企画費では、友好都市山口県光市との物産交流をより充実させるものとし、現地視察旅費3名分12万7,000円を、5ページの継続費でご説明いたしましたが、町内新公共交通システムの実現を目的に、2カ年をかけて地域公共交通体系の計画策定を行うため、24年度分の委託費165万4,000円を補正計上しようとするものでございます。

9目でございます。地域安全対策費では、電気料金値上げのための調整と、防犯灯の老朽化や球切れが多数発見されていることから、修繕を随時対応できるよう100万円を補正計上するものでございます。

12目です。情報管理費では、県の子ども医療費助成制度の改正に対処するため、住民情報系電算システムの改修費157万5,000円と、各出先行政機関や学校を結ぶネットワーク回線を光回線に全面的に切りかえるため、システムの設定変更をする必要が生じまして、それらの経費92万4,000円を補正計上するものでございます。

2款2項1目税務総務費では、人事異動に伴う人件費や共済組合の負担金の調整でございます。

15ページをお願いいたします。

2目の賦課徴収費では、地方税電子化協議会が定めます地方税電子申告の導入時期が1カ月早まりますことから、不足分の5万円を補正計上するものでございます。

3項1目戸籍住民基本台帳費と5項1目統計調査総務費は、人事異動に伴います人件費の調整でございます。

16ページをお願いいたします。

3款1項1目社会福祉総務費では、人件費調整のほか、県からの緊急雇用創出事業補助金を活用いたしました災害時要援護者台帳システム整備事業を、委託費151万1,000円を執行しようとするものでございます。また、国民健康保険特別会計繰出事業では、人事異動に伴います人件費の調整のための繰出金をそれぞれ補正計上しようとするものでございます。

3目障害者福祉費は、障害者福祉事務費で、17ページをごらんください。平成22年度に受け入れました障害者医療費国庫負担金及び障害者自立支援給付費等国庫負担金で、精算の結果、返還が生じたものであり、また、障害者虐待防止対策事業では、近隣自治体と共同委託をいたします一時保護事業に不足が、自立支援総務事務費では、障害程度区分認定申請件数が増加により、自立支援医療費給付事業では特に医療給付費の増加により、地域生活支援事

業では日常生活用具の申請の増加により、障害者自立支援特別対策事業では障害者情報支援基盤整備事業での備品購入を、その他制度改正によりまして補助金減額や相談支援体制整備の扶助費の新規計上、障害者通所支援事業では通所給付費の新規計上など、各事業に補正の必要が生じたものでございます。

18ページをお願いいたします。

4目国民年金事務費は、人事異動に伴います人件費の調整と日本年金機構とのオンラインに係る電話料金の補正でございます。

2項4目保育所費は、人件費調整のほか、県からの補助金に町分を加えまして日吉保育園の屋根改修に伴います緊急整備事業補助金を交付するための補正計上でございます。

5目学童保育費につきましては、横芝小学校児童クラブの利用者がふえまして、トイレが不足していますことから、トイレ増設等の施設改修工事145万8,000円を実施したく、補正計上するものでございます。

19ページに入ります。

4款1項1目保健衛生総務費では、人事異動に伴います人件費調整のほかに、千葉県調理師大会が山武郡市の当番であるということから、関係自治体と足並みをそろえて負担金を納付するため、子ども医療費助成につきましては、県の制度改正に伴います準備として需用費、通信運搬費をそれぞれ補正計上するものでございます。

2目予防費については、法改正によりましてポリオ予防接種で生ワクチンから不活化ワクチンに変更されることに伴い、集団接種事業で医師報酬、看護師賃金、ワクチン購入費をそれぞれ減額いたしまして、個別予防接種事業に所要の経費を計上し、集団予防接種から個別予防接種に移行するものでございます。

4目健康増進対策費では、骨粗しょう症予防健診受診者が増加しましたことから、補正を必要としたところでございます。

20ページをお願いいたします。

6目の環境衛生費でございます。給与費の調整のほかに、歳入でもご説明いたしました太陽光発電設備導入促進事業補助金の採択枠、20件程度、210万円を増額計上するものでございます。

5款1項1目農業委員会費では、給与費調整のほかに農業委員会視察研修への事務局随員職員旅費を補正計上するものでございます。

2目農業総務費では、給与費の調整でございます。

21ページをお願いいたします。

3目農業振興費は、農業者戸別所得補償制度推進事業費補助金の県からの交付決定による減額。農業用機械施設等共同化促進事業補助金では、県単独事業採択が見込まれますことから、予算の組み替えに伴い減額をいたします。経営再開マスタープラン作成事業につきましては、補助採択が難しいとのことから、必要最低限での費用に調整するための減額でございます。

22ページをお願いいたします。

4目畜産振興費でございます。ホールクroppサイレージ組合の機械購入補助を、農業振興費での町単独補助を取りやめまして、県補助を活用し畜産振興事業として、飼料生産拡大整備事業補助金を交付するため、組み替え補正の必要が生じたものでございます。

5目の農地費では、町単独土地改良事業の資材支給のための原材料費131万円と、町単土地改良補助金1,170万円及び崩落しました排水路の護岸工事126万円を、また、国庫補助を受けパイプライン横断管新設工事431万6,000円を計画したことから、補正計上するところでございます。

2項1目林業振興費でございます。県の補助金を受けまして、森林整備事業補助、また被害森林再生・資源循環促進事業補助を交付しようとするものでございます。

23ページをお願いいたします。

3項1目水産業振興費は、九十九里漁業協同組合災害復旧事業に関係市町と連携して負担金を納付すべく、補正計上するものでございます。

6款1項1目商工振興費と7款1項1目土木総務費については、人事異動に伴います人件費の調整でございます。

24ページをお願いいたします。

2項1目道路橋梁総務費は、道路用地の未登記物件を処理するための増額補正を計上するところでございます。

2目道路維持費については、道路側溝の清掃の際に速やかに汚泥を処理するための委託経費、また維持補修のための原材料費に不足を来すおそれがあることから、またB162号線では急傾斜の箇所防護さくを設置するため、それぞれ必要な経費を補正計上するものでございます。

3目道路新設改良費では、人件費調整のほかに各道路橋梁事業の事業量に伴います調整で、I-18号線で計画どおりの事業量が見込めないことから減額を、II-36号線では盛り土に使



用できる土砂が発生することから、その発生土の有効活用の観点から、その盛り土工事費を新粟嶋橋架橋・取付道路整備事業では、車両規制や交差点部の安全対策などを検討するための設計業務委託を、その他測量業務や登記事務に関して補正の必要が生じたものでございます。

25ページをごらんください。

4項1目の都市計画総務費では給与費の調整を、3目駅前広場管理費では物件調査業務の執行差金減額や、既存建物の撤去工事及び設計管理委託料を補正しようとするものでございます。

26ページをお願いいたします。

8款1項3目消防施設費では、老朽消火栓2基の改修に係る負担金のほか、予定をしておりました防火水槽撤去工事に関しまして現地を詳細に確認をいたしました結果、工事の際に土中の水を引き抜く簡易ウエルポイントが必要となったことから、その経費を追加すべく補正計上するものでございます。

4目災害対策費は、緊急雇用創出事業を財源として活用し、防災施設管理台帳整備業務を委託するほか、東日本大震災復興基金の繰り入れを行い、津波避難所看板設置や、また県からの液状化等被害住宅再建支援補助金を半壊世帯1件に交付するため、補正計上するところでございます。

9款1項2目事務局費では特別職及び一般職の人件費調整を。

27ページをごらんください。

2項1目小学校の学校管理費では共済組合負担金の調整のほか、南条、大総、日吉小学校で施設の改修、営繕、修繕を要することから、その経費を補正計上したところでございます。また、白浜小学校屋内運動場改築事業では、仮設校舎の賃料を契約額に合わせ減額補正するものでございます。

3項1目中学校の学校管理費は、光中学校で経年劣化いたしました防球ネットワイヤーの張りかえのほか、同中学校体育館のバスケットコートラインの引き直しに要する経費を計上いたしました。

28ページでございます。

5項1目社会教育総務費は給与費の調整、3目共同利用施設費は老朽化により故障している事務備品の更新を、4目図書館費は給与費の調整のほか、借地をしております公園用地の地権者からの買い取り要望にこたえまして、公有財産購入費を補正計上するところでござい

ます。

29ページをお願いいたします。

6項1目保健体育総務費は、姉妹町松田町から秋にスポーツ少年団の野球とサッカーチームが来町し、当町スポーツ少年団とスポーツ交流をすることになり、その際の飲食物購入に要する費用を、2目では体育施設費でございますが、地元高等学校が清掃ボランティアを行うため用具購入、また、町内社会体育施設の修繕や改修に要する経費を計上したところでございます。

3目学校給食費は人件費の調整でございます。

30ページをごらんください。

11款1項1目の元金、2目の利子、いずれも実績見込みに立った調整でございます。

31ページから33ページにかけましては給与費明細書となっておりますので、後ほどご確認をお願いいたします。

以上で、平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決ご承認くださいますようお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第3号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第3号の平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）につきまして補足説明申し上げます。

資料につきましては、別冊となっております国民健康保険特別会計（第2号）の補正予算書をごらん願います。

今回の補正予算は、第1条に記載のとおり、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ685万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額をそれぞれ35億4,065万3,000円とするものでございます。

補正予算の詳細につきましては事項別明細書によりご説明いたしますので、6ページをお開き願います。

初めに、歳入の内容からご説明いたします。

10款繰入金、1項他会計繰入金、1目一般会計繰入金287万8,000円は、人事異動等に伴う職員給与費の増額調整分につきまして、一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、11款1項繰越金、5目その他繰越金397万5,000円は、今回の補正の財源調整

といたしまして、歳出における一般会計繰出金相当分を前年度繰越金により充当するものでございます。

以上、歳入の総額は685万3,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

7ページをごらん願います。

1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費287万8,000円は、人事異動等に伴う職員給与費の増額調整分で、歳入でもご説明いたしましたとおり、同額を一般会計から繰り入れるものでございます。

続きまして、11款諸支出金、3項繰出金、1目一般会計繰出金397万5,000円は、平成23年度に一般会計から繰り入れました給与費を初めとする法定繰入金につきまして、本年度に精算して一般会計に返還するものでございます。

以上、歳出の総額は歳入と同額の685万3,000円でございます。

次の8ページ及び9ページは給与費明細書でございますので、後ほどごらんいただきたいと存じます。

以上で、議案第3号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第4号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第4号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の詳細につきましてご説明を申し上げます。

補正予算書をごらんいただきたいと思います。

まず、第1ページをごらんいただきたいと思います。

このたびの補正予算は、第1条で定めましたように、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ2,169万6,000円を追加し、歳入歳出それぞれ20億2,569万6,000円とするものでございます。

主な内容は、町長が先ほど提案理由説明で説明申し上げましたとおり、平成23年度分国・県、社会保険診療報酬支払基金及び一般会計繰入金の精算に伴う関係費目につきまして、補正を行おうとするものであります。

それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

6 ページをごらんいただきたいと思います。

歳入からご説明申し上げます。

3 款国庫支出金、1 項 1 目介護給付費負担金206万8,000円は、精算の結果、平成23年度国庫支出金に不足が生じたため、不足分につきまして平成24年度において国からの追加交付を受けるものでございます。

続いて、9 款繰越金、1 項 1 目繰越金1,962万8,000円は、今回の補正に伴う財源を前年度繰越金をもって充てるものでございます。

以上、歳入合計は2,169万6,000円でございます。

続きまして、7 ページ、歳出についてご説明申し上げます。

2 款保険給付費、1 項介護サービス等諸費から次の8 ページ上段の7 項特定入所者介護サービス等費までは、国庫支出金の追加交付に伴う財源振替であります。

続いて、5 款地域支援事業、2 項 2 目任意事業 3 万1,000円は、窓あき封筒作成に伴う補正でございます。

続きまして、7 款諸支出金、1 項 2 目返還金1,265万3,000円は、精算の結果、平成24年度において国へ378万1,000円、県へ302万2,000円、支払基金へ585万円をそれぞれ返還するものでございます。

4 目一般会計繰出金901万2,000円につきましても、精算の結果、平成24年度において町一般会計へ返還するものでございます。

以上、歳出補正総額は2,169万6,000円でございます。

以上をもちまして、平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようお願いを申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第5号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第5号 平成24年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）について補足説明申し上げます。

議案第5号の1 ページをごらんください。

第1条、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ128万6,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ2億788万6,000円とするものであります。

それでは、4ページをごらんください。

まず、歳入であります、4款繰越金に127万9,000円を追加し3,803万2,000円とし、5款諸収入に7,000円を追加し20万7,000円とするものであります。

次に、歳出であります、5ページをごらんください。

1款総務費に128万6,000円の追加補正であります。

内容は、職員が1名病気療養により欠員となっているため、臨時職員により対応するものであります。

以上、議案第5号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださるようよろしくお願い申し上げます。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後1時からです。

（午前11時57分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後0時57分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第6号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、私から議案第6号 平成23年度横芝光町一般会計決算の認定についてご説明を申し上げます。

議案につきましては、こちらの議案つづりの5ページでございますが、説明につきましては、こちらの別つづりでございます、平成23年度決算資料「決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書」を用いますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、まず1ページでございますが、会計別決算の状況のうち1番、上段の一般会計をご説明申し上げます。なお、この表は千円単位の表記になっておりますので、ご留意願います。

平成23年度の歳入決算額は112億5,324万5,000円、歳出決算額は108億1,027万6,000円で、前年度に比較をいたしまして歳入では8億75万8,000円、7.7%の増、歳出では9億140万

7,000円で9.1%の増となっております。

2ページをお開きください。

一般会計歳入歳出款別・性質別決算書の前年度比較の表となっております。

款別の歳入からご説明を申し上げます。

1款町税は決算額が23億9,106万9,000円で、前年度に比較いたしまして537万8,000円、0.2%の増となっております。個人町民税では、現年度分、過年度分含めまして2,800万円程度、固定資産税では100万円程度減額いたしましたものの、法人町民税で660万円、軽自動車税で110万円の増、市町村たばこ税にあつては、22年度下期からの値上げによる消費の落ち込みが懸念されましたものの、前年度比較では2,750万円程度増加いたしまして、これが町税全体の伸びにつながったものと考えております。

2款でございます。地方譲与税は決算額が1億7,713万6,000円で、前年度に比較をいたしまして364万8,000円、率にしますと2.0%減となっております。国が徴収いたしました揮発油税や自動車重量税を原資に、道路面積や延長により交付されるものでございますが、自動車重量譲与税では約27万円増加しているものの、地方揮発油譲与税では約400万円の減額となっております、地方譲与税全体が減額したものでございます。

3款に移ります。利子割交付金は決算額が519万8,000円で、前年度に比較して189万1,000円、26.7%の減でございます。

4款配当割交付金は、決算額が610万1,000円で前年度に比較して333万4,000円、120.5%の増でございます。

5款株式等譲渡所得割交付金は決算額が124万円で、前年度に比較をいたしまして27万4,000円、18.1%減。

6款地方消費税交付金は決算額が2億993万6,000円で、前年度に比較をいたしまして1,186万4,000円、5.3%の減でございます。

7款ゴルフ場利用税交付金は決算額が2,106万2,000円で、前年度に比較をいたしまして321万8,000円、率にいたしますと13.3%減でございます。

8款自動車取得税交付金は決算額が5,155万6,000円で、前年度に比較をいたしまして829万円、率で13.9%減となっております。これらは、県からそれぞれの積算方法によって交付されるものでございますので、原資が減額しておることから、総じて減額となったものでございます。

9款地方特例交付金は決算額が5,081万5,000円で、その内訳は、児童手当及び子ども手当

特例交付金が1,879万7,000円、減収補てん特例交付金として住宅借入金等特別税額控除分が863万1,000円、自動車取得税交付金分が2,338万7,000円でございます。前年度比較では900万1,000円、率にしますと15.0%減となっております。23年度中の制度変更によりまして、児童手当及び子ども手当特例交付金が約920万円の減額となっているところでございます。

10款に移ります。地方交付税は決算額が33億6,489万4,000円で、前年度に比較して2億4,236万2,000円、率にして7.8%増でございます。普通交付税では1億8,420万1,000円、特別交付税で1,583万6,000円増加をしております。そのほかに、震災復興特別交付税といたしまして4,232万5,000円が加わったところでございます。なお、普通交付税の増額理由は、算定基礎となる基準財政収入額が減少したことによりまして、交付額がふえたというふうに分析をしております。

11款に入ります。交通安全対策特別交付金は決算額534万9,000円の決算となっております。これは、交通反則金を原資として交付されるものですが、前年度に比較いたしまして34万8,000円、率で6.1%減となっております。

12款に入ります。分担金及び負担金は決算額が1億2,012万2,000円で、前年度比では432万9,000円、率で3.5%減となっております。平成22年度でN A Aからの補助金に絡む共同利用施設空調機能回復工事の臨時的事業負担金がありましたが、この有無による差額がここにあらわれたものというふうに考えております。23年度にはこのような事業はございませんでした。

13款使用料及び手数料は決算額4,470万4,000円で、前年度比100万4,000円、率で2.2%減となっております。社会体育施設使用料が減少しましたことから、教育施設使用料では約66万円程度が減額となっております。

14款国庫支出金は決算額が12億8,147万6,000円で、前年度比では1億6,246万5,000円、率では14.5%増となっております。これは、道路事業、教育施設改築事業の事業量に合わせました国庫補助金などを受け入れたためでございます。前年度比では伸びたものでございます。特に、土木費国庫補助金では約2億円増加をしているところでございます。

15款県支出金は決算額6億3,107万7,000円で、前年度比では7,834万5,000円、率で14.2%増となっております。主な増額の要因は、社会福祉法人が行います介護施設整備事業に交付する介護基盤整備事業等臨時特例交付金などの臨時的収入によるところでございます。

16款でございます。財産収入は決算額が1,125万4,000円、前年度比では1,068万円、率では48.7%減となっております。平成22年度では1,000万円弱の財産売払収入がございました。

が、23年度では財産の売り払いが少額であったことから、それが前年度比としてあらわれたところでございます。

17款寄附金については78万4,000円の決算となっております。ふるさと納税のほかに教育費寄附金などを収納したものであり、特に震災後の学校安全対策を目的とした寄附金があったことから、前年度比では若干増額となったところでございます。

18款の繰入金でございます。決算額3億1,542万8,000円、対前年度比では2億9,009万4,000円、率では1,145.1%増で、財政調整基金2億円のほかに東陽小の屋内運動場改築事業など、事業年度に合わせ目的基金を繰り入れたことから増加したものでございます。

19款繰越金は決算額5億4,361万8,000円、前年度比では1億6,599万3,000円、23.4%減でございます。

20款の諸収入は決算額が6億5,722万6,000円で、前年度比9,712万3,000円、17.3%増でございます。主な増額要因といたしましては、東日本大震災に対する町民、企業、姉妹都市からの義援金、支援金約2,800万円を受け入れたほか、千葉県市町村振興協会からの震災復興交付金、また、B&G海洋センターからの横芝海洋センター体育館の改修助成など、臨時的な歳入が増額要因となっております。

21款の町債は決算額が13億6,320万円で、篠本新井の土地改良などの農業基盤整備事業のほか、合併特例債によります学校施設整備や道路橋梁事業の事業量が前年度比で増加していますことから、額にして1億4,200万円、率で11.6%増加したところでございます。

3ページをお願いいたします。

目的別の歳出でございます。

1款の議会費は決算額1億1,411万2,000円で、前年度に比較いたしまして3,044万8,000円、率で36.4%増となりました。主な増額要因でございますが、議員共済制度の改正によりまして共済負担金が2,700万円程度増加しているところでございます。

2款の総務費は決算額20億1,770万6,000円で、前年度に比較をいたしまして2億9,051万4,000円、率では16.8%増となったところでございます。主な増額要因は、財政調整基金の積立額の差でございます。23年度では6億5,000万円を積み立てたところでございます。

3款民生費は決算額25億9,779万5,000円で、前年度比較では2億686万9,000円、率で8.7%増でございます。主な増額要因は、第二松丘園に係る用地費や施設整備補助金、県費補助によります保育所緊急整備補助金など、児童福祉施設整備事業に係る経費のほか、同じく県費補助によります介護福祉施設開設支援に要する補助費が主な増額要因でございます。



そのほかには、各扶助事業が増加傾向にあるところでございます。

4款に入ります。衛生費は決算額12億8,165万6,000円で、前年度比較では3,121万1,000円、2.4%減となりました。東陽病院事業会計への繰り出しが前年度比で2,000万円程度増加したほか、小児肺炎球菌ワクチン接種助成事業など新規事業による増額要因はあるものの、山武郡市環境衛生組合負担金が起債償還期間完了などの理由によりまして前年度比で7,000万円程度減少しましたことから、衛生費全体では減額となったところでございます。

5款農林水産業費は決算額4億7,120万8,000円で、4名分の人件費を6款商工費へ移動したほか、農業振興策としての補助金額が減少しましたことから、前年度比較では2,528万4,000円、率で5.1%減となりました。

6款商工費は決算額8,082万2,000円で、先ほど申し上げました4名分の人件費を移動したことや、国からの臨時交付金を活用し屋形海岸駐車場整備事業を行いましたことから、前年度と比較いたしまして3,340万8,000円、率で70.5%増となりました。

7款土木費でございます。決算額は11億1,695万9,000円で、各道路橋梁事業の事業量が増加したことによりまして、前年度と比較して4億485万9,000円、率では56.9%増となりました。

8款消防費は決算額が6億7,028万5,000円で、町防災行政無線のデジタル化改修工事を開始したことから、その事業費約1億7,800万円のほかに、消防署の防災通信基盤整備に係る負担金の増加、また、東日本大震災後の消防団員共済負担金が大幅に増額となりましたことから、前年度と比較いたしまして2億1,345万3,000円、率にいたしますと46.7%増となりました。

9款教育費は決算額が15億649万8,000円で、東陽小学校屋内運動場改築による増額要因がありますものの、平成22年度で統合給食センターの整備事業が完了しましたことから、前年度と比較いたしまして2億9,187万8,000円、率にいたしますと16.2%減となりました。

10款でございます。災害復旧費は決算額が6,079万7,000円で、平成23年3月11日の東日本大震災に係る復旧事業を23年度事業として実施したものが多かったことから、前年度と比較をいたしまして5,837万3,000円、率にして大幅な2,408.1%増となったところでございます。

11款公債費は決算額が8億9,243万8,000円で、前年度比較では1,185万6,000円、率で1.3%増となっております。これは、財政負担に大きな影響のない臨時財政対策債の元利償還が前年度比較で2,400万円程度伸びていることが主な要因でございます。

4ページをお願いいたします。

性質別の決算でございます。

1の人件費は決算額が16億9,142万3,000円で、前年度に比較いたしまして914万7,000円、0.5%減となっております。人件費は、合併以来年々減額となっておりますが、22年度を境に共済負担金が増加傾向にあり、ここ2年増額となっております。しかしながら、合併当初と比べますと2億円以上の減額となっているところでございます。

2の扶助費でございます。決算額が12億6,512万円で、前年度に比較をして7,088万4,000円、5.9%増となっております。平成22年度には児童手当制度から子ども手当制度に変わったことによりまして、扶助費算定が大幅に伸びたところであり、そのほかにも扶助費は年々増加傾向にございます。

3の公債費は決算額が8億9,243万8,000円で、前年度に比較をいたしまして1,185万6,000円、率で1.3%増となっております。合併特例債の償還が始まっていますことから、公債費は、財政推計でもご説明いたしましたが、当面は増加傾向にあると予測をしております。

4の物件費でございます。決算額が12億3,189万8,000円で、前年度に比較をいたしまして5,387万9,000円、率で4.6%増となっております。

5番の維持補修費は決算額が3,084万6,000円で、前年度に比較をいたしまして1,263万2,000円、率で69.4%増となっております。集会施設営繕のほか、町道側溝の清掃、汚泥処理方法を変更したことによりまして増加したところでございます。

6の補助費等は決算額が19億7,041万8,000円で、前年度に比較をいたしまして2,097万5,000円、率では1.1%減となっております。一部事務組合や制度による事業補助金が主なものでございますが、各年度によって増減にばらつきがございます。23年度では一部事務組合の起債償還完了から負担金が減額されたことが主な減額要因でございます。

7番目の投資及び出資金・貸付金は決算額が1,656万9,000円で、前年度に比較をいたしまして28万1,000円、1.7%減でございます。なお、九十九里水道企業団への出資金は200万円程度減額となったところでございます。

8の繰出金でございますが、決算額が8億5,843万2,000円で、前年度に比較をいたしまして2,301万3,000円、率で2.8%増となっております。繰出金は、繰り出し先の事業量や財政状況によって各年度ごとに増減しておりますが、23年度では介護保険会計への繰り出しが前年度比で1,650万円程度増加したところでございます。

9の積立金でございます。決算額6億5,146万8,000円で、前年度に比較いたしまして2億3,868万2,000円、率では57.8%増となっております。増額の理由は、財政調整基金の積立額

の差異によるものでございます。

10番目の投資的経費につきましては決算額が22億166万4,000円で、前年度に比較をいたしまして5億257万円、率では29.6%増となっております。災害復旧事業では、増減率において大幅に増加したところではあります。また、普通建設事業におきまして22年度で給食センター事業が終了したことによる減額要因があるものの、道路新設改良事業費が増加したほか、東陽小学校屋内運動場改築事業など教育施設の充実や、さらには社会福祉法人に介護保険基盤整備事業補助金などを交付した結果、投資的経費が増加したところでございます。

下のページの5ページから30ページにかけては、平成23年度の主要な事業の実施状況が記載されております。表の一番左側に行数を、次に決算書の対応ページ、款項目と続き、事業名、決算額とその財源内訳、またその説明というふうになっております。

また、31ページ以降は特別会計の状況を初め各種の決算資料を添付しておりますので、後ほどご確認いただきたいと思っております。

以上で、平成23年度一般会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いを申し上げます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第7号及び議案第8号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第7号及び議案第8号につきまして補足説明申し上げます。

資料につきましては、ただいまの一般会計と同様に平成23年度の決算資料「決算に係る主要な事業の施策の成果及び実績報告書」によりまして、ご説明させていただきます。

初めに、議案第7号の平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料は40ページとなりますので、40ページをお開き願います。

この40ページの上段が国民健康保険特別会計でございます。左側の表が歳入、右側の表が歳出となっております。この中から、主な区分につきましてご説明申し上げます。

初めに、歳入でございます。左側の表をごらん願いたいと存じます。

まず、1款でございます。1款国民健康保険税、歳入の約4分の1を占めるものでございます。依然として続く景気低迷による所得の落ち込み等によりまして、前年度対比で0.9%、額にいたしますと742万9,000円の減となる8億4,397万1,000円でありました。ここ数年の状

況と比較いたしますと、平成23年度は減少の幅が若干緩やかな結果となりましたが、これは前年と比べまして現年課税分が2,012万円減少した一方、滞納繰越分が1,269万円増加したことによるものでございます。

参考までに、資産割廃止前の平成20年度決算と比較いたしますと、この3年間で1億8,000万円強の大幅な税収減となっております。国保会計の主要な自主財源でございます国民健康保険税のこのような傾向が今後さらに続きますと、国保財政運営に相当深刻な影響を与える可能性が考えられるところであります。

続きまして、4款国庫支出金でございますが、前年度対比で1.9%増の9億7,766万9,000円で、このうち特別調整交付金のの特調は、国保の良好な経営姿勢が評価されまして、3,800万円が交付されたところでございます。

5款療養給付費等交付金でございます。これは、いわゆるサラリーマンOBでございます退職被保険者に係る医療費の保険者負担分を、その被保険者が従前に加入しておりました被用者保険が負担するもので、平成23年度は精算による過年度分の交付があったため、前年度対比22.2%増の1億4,003万8,000円となったものでございます。

続きまして、6款前期高齢者交付金でございますが、これは国民健康保険と被用者保険の間の年齢構成の不均衡を調整するため、65歳以上75歳未満の前期高齢者数の多い国民健康保険に交付されたものでございます。前年度対比8.1%増の5億6,691万8,000円となりました。

続きまして、8款でございます。8款共同事業交付金。これは高額医療費の発生による国保財政への影響を緩和するため、一定基準を超える部分の高額医療給付費につきまして、一種の互助事業として各保険者の拠出に応じて国保連合会から交付されるものでございます。ほぼ前年度並みの4億282万7,000円が交付されました。

続きまして、10款繰入金をごらんいただきたいと存じます。前年度対比10.3%増の3億44万9,000円で、この内訳といたしましては、国保税の軽減による減収分として国・県及び町一般会計から補てんされる基盤安定繰入金のほか、職員の給与費あるいは出産育児一時金に係る法定の繰入金が2億44万9,000円、さらに国保税減収の財政補てん措置といたしまして一般会計から法定外の繰入金として3,000万円、国保の内部積立金でございます財政調整基金の取り崩しによる繰り入れが7,000万円でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。右側の表をごらん願います。

まず、2款の保険給付費でございます。歳出の約3分の2を占めるものでございますが、総額21億6,536万2,000円で、前年度と比べますと額で987万7,000円、率で0.5%の減となり

ました。近隣市町で大きく医療費が増加した保険者があった中で、平成23年度の当町の医療費はほぼ前年並みという結果でございましたが、高齢被保険者を中心とした受診機会の増加、医療の高度化、長期化等の要因によりまして、近年の動向として国保の医療費は年々増加しております、今後もこの傾向は続くものと予測されます。

続きまして、3款後期高齢者支援金等でございますが、これは後期高齢者医療制度の財源に充てるため、現役世代からの支援金として支出するものでございます。平成23年度は前年度対比7.3%増の4億4,978万6,000円でございます。国保医療費が増加傾向にある中で、後期高齢者の医療費はこれを上回る伸びを示しております、今後も支出の増加が懸念されるところでございます。

飛びまして、6款介護納付金でございます。介護保険2号被保険者分の支払基金への納付金でございます。介護給付費の伸びを反映いたしまして、前年度対比7.1%増の2億2,759万2,000円ございました。

次に、7款共同事業拠出金でございますが、この事業は、先ほど歳入の8款でもご説明いたしましたように、一定基準を超える高額な医療費を対象といたしまして、各保険者が互助事業として拠出金を出し合い、負担の均一化を図るものでございます。平成23年度の拠出金は、前年度対比2.3%減の3億7,433万2,000円ございました。

8款保健事業費でございますが、短期人間ドックの委託費あるいは水中ウォーキング教室等、さらに特定健診、特定保健指導に係る経費で、前年度対比14%減の3,542万2,000円でありました。この減額の要因は、平成23年度から短期人間ドック助成率の見直しを行ったこと、及び国保保健指導業務委託が平成22年度までの実施であったことによるものでございます。

なお、短期人間ドックの利用状況につきまして、資料の31ページをお開き願いたいと存じます。この資料31ページでございます。国保会計の主な事業の中の短期人間ドック助成に係る右側の説明欄、上から2行目になります。ごらん願いたいと存じます。

短期人間ドックの助成につきましては、東陽病院を中心といたしまして、合併以来年々その利用者が増加しております、この説明欄記載のとおり、平成23年度は町立の東陽病院を初め6医療機関で合計296名の利用がございました。助成額の合計は1,429万円でありました。なお、このうち東陽病院の利用者は153名、記載してございませんが助成額は767万1,000円ございました。全体の54%と半分以上を東陽病院が占めておるという結果でございました。

さて、再び40ページへお戻り願いたいと存じます。

以上、ご説明いたしましたとおり、平成23年度の国民健康保険特別会計の決算額の合計で

ございます。歳入が36億600万3,000円、歳出が33億5,672万6,000円でございます、差し引きの収支額は2億4,927万7,000円でございます。

引き続きまして、議案第8号の平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてご説明申し上げます。

資料につきましては、同じページの下の段になります。この表をごらん願いたいと存じます。

平成20年度の後期高齢者医療制度のスタートと同時に設けられましたこの特別会計でございますが、町の間担事務でございます保険料の徴収及びその徴収した保険料の広域連合への納付、保険証の引き渡し、あるいは諸届け出等の窓口事務などの収支を賄う会計でございます。

後期高齢者医療制度につきましては、国における社会保障と税の一体改革の議論の中で、今後の方向性につきまして、別途組織される国民会議の場で検討されるとされたところでございまして、高齢者医療制度の行方は結論が先送りされた感があるところでございます。

それでは、主な区分につきましてご説明申し上げます。

まず、歳入から申し上げます。左側の表をごらんください。

1款の後期高齢者医療保険料でございますが、平成23年度におきましては保険料率を据え置き、前年度に引き続きまして低所得者層への軽減措置、あるいは保険料の激変緩和策を講じた結果、現年分の保険料収納率が年金天引きによる特別徴収で100%、口座振替あるいは窓口納付による普通徴収で98.9%となり、合計で前年度対比4.8%増の1億3,730万5,000円でございます。

飛びまして、4款の繰入金でございますが、これは一般会計からの事務費の繰入金と、国保会計と同様に保険料を軽減した分の公費補てんでございます保険基盤安定繰入金、この2つの繰入金の合計で、前年度対比2.6%増の6,783万1,000円でございます。

続きまして、歳出についてご説明申し上げます。右側の表をごらん願います。

まず、2款の後期高齢者医療広域連合納付金でございますが、歳出の約94%近くを占めるものでございます。収納いたしました保険料納付金と国・県及び町一般会計から補てんされました基盤安定納付金の合計でございます、前年度対比4.0%増の1億9,771万4,000円でございます。

3款保健事業費456万7,000円は、75歳以上の後期高齢者の健康診査に係る経費でございます、この健康診査につきましては、県の広域連合からの委託によりまして町が実施してい

るものでございます。

以上、平成23年度の後期高齢者医療特別会計の決算額合計でございます。歳入が2億1,298万3,000円、歳出が2億1,083万円で、差し引きの収支額は215万3,000円でございます。

以上で、議案第7号及び議案第8号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議をいただきまして、可決承認賜りますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第9号について、福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、議案第9号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計決算の詳細につきましてご説明を申し上げます。

説明資料につきましては、決算資料「決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書」によりご説明を申し上げたいと思います。

32ページをごらんいただきたいと思います。

上段の部分が介護保険の主要な事業の状況でございます。

介護保険特別会計における主要事業といたしまして、3つの事業を計上してございます。

第1に、1款1項1目の事業名、一般管理費であります。この事業は、平成24年度からスタートしました第5期介護保険事業計画に合わせた電算システム改修委託費262万5,000円でありまして、事業費の2分の1が国からの補助金であります。また、計画策定業務委託料223万7,000円は、第5期介護保険・高齢者保健福祉計画の策定業務を専門業者に委託したものであります。

第2に、5款2項1目の事業名、包括的支援事業であります。これは今後の介護保険施策における重点事業として掲げられているものであり、内容といたしましては、地域包括支援センターの運営委託料1,843万円であります。当該事業は、平成18年度から開始された事業で、横芝光町地域包括支援センター設置運営要綱に基づき、事業を社会福祉法人九十九里ホームに委託しているものでございます。

続きまして、2目の事業名、任意事業につきましては、町が独自に任意事業として実施する事業で、高齢者配食サービス事業委託料370万7,000円につきましては、ひとり暮らしの高齢者に対しての見守りを主としたる目的とした配食サービスを実施するための経費であり、家族介護用品支給委託料476万4,000円は、介護認定されている方への紙おむつの支給に係る

事業経費となっております。

以上が主要事業でございます。

続きまして、41ページをごらんいただきたいと思います。

ページ上段の部分が介護保険特別会計決算の内訳でございます。

1款保険料の決算額は2億5,708万3,000円でございます。平成22年度と比較いたしまして1.4ポイント、354万9,000円の増額となりました。全体の徴収率は95.3%でございます。

2款使用料及び手数料は181万7,000円で、任意事業として紙おむつの支給や配食サービスなどを実施いたしましたが、その際の手数料がこの科目でございます。任意事業は305名の方が利用されました。

続きまして、3款国庫支出金は4億898万8,000円で、主なものは施設サービス給付費の15%相当額及び居宅サービス給付費の20%相当額2億7,729万7,000円、財政調整のための調整交付金1億1,116万2,000円等でございます。

続きまして、4款支払基金交付金は4億9,260万3,000円で、介護給付費の30%相当額となります4億8,688万7,000円、介護予防に要する経費の30%相当額368万1,000円及び平成22年度分の過年度分追加交付203万5,000円でございます。

続きまして、5款県支出金は2億5,375万5,000円で、施設サービス給付費の17.5%相当額及び居宅サービス給付費の12.5%相当額及び平成22年度の過年度分追加交付金等でございます。

続いて、6款財産収入は8万1,000円で、介護給付費準備基金並びに介護従事者処遇改善臨時特例基金の利子であります。なお、本年3月末現在の介護給付費準備基金は8,553万5,000円でございます。

続きまして、8款繰入金は3億3,481万7,000円で、制度に基づきまして、一般会計から3億103万2,000円、介護給付費準備基金から2,880万7,000円、介護従事者処遇改善特例基金から497万8,000円をそれぞれ繰り入れたものでございます。

続きまして、9款繰越金は3,919万8,000円、平成22年度からの繰越金でございます。

続きまして、11款諸収入は55万5,000円で、交通事故等第三者の行為によって介護が必要となった方の保険給付費の一部が損害賠償請求金、これは保険料でございますが、保険金から補てんされたものでございます。

以上、歳入合計は17億8,889万7,000円でございます。

次に、右の表の歳出についてご説明をいたします。



1 款総務費8,204万8,000円でございますが、職員7名分の給与、保険料の賦課徴収に関する電算処理や印刷費用、郵送料といった事務費用、認定調査費、医師意見書委託料、共同事業として実施しております介護認定審査に関する行政組合の負担金が主なものでございます。

2 款保険給付費は16億968万5,000円で、歳出全体の92.6%を占めるものでございます。介護サービスの内訳は、居宅介護サービスが延べ1万8,878件で、保険給付額は6億3,516万8,000円、施設介護サービスは延べ5,573人で7億5,000万7,000円、介護予防サービスは延べ2,471人で3,787万7,000円、特定入所者介護サービスは月平均217件で7,369万6,000円となっております。そのほか、国保連合会に委託しております審査支払手数料155万2,000円及び高額介護サービス費2,971万4,000円等を支出したものでございます。

1 つ飛びまして、4 款基金積立金は、介護保険の安定化のための基金利子8万1,000円を基金に積み立てたものでございます。

続きまして、5 款地域支援事業費は、平成18年度から新たに始まりました介護予防事業の実施のために設置した科目であります。介護予防特定高齢者施策事業として284万円、健康管理課で実施しております一般高齢者施策事業98万円、介護予防事業、これは生活機能評価事業でございますが305万5,000円、包括的支援事業・任意事業として2,839万円の、合計3,526万6,000円を支出させていただきました。

7 款諸支出金1,147万4,000円は、第1号被保険者の還付18万1,000円及び平成22年度分を精算した結果、超過分を国に131万円、支払基金に11万5,000円、県に65万6,000円、町一般会計に921万2,000円を、それぞれ返還したものでございます。

以上、歳出合計は17億3,855万4,000円となりました。

この結果、歳入歳出差引残高は5,034万3,000円となりました。

以上で、平成23年度介護保険特別会計決算の説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第10号について、産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、議案第10号 平成23年度農業集落排水事業特別会計決算について補足説明をさせていただきます。

資料のほうは、今の続きの41ページの下段をごらんをいただきたいと思います。

初めに、歳入であります、1 款の分担金及び負担金は新規加入がございませんでしたの

で、決算額はゼロ円であります。前年度に比較いたしますと21万円の減額となっております。

2款の使用料及び手数料は決算額894万5,000円で、前年度と比較して6万5,000円の増、率で0.7%の増となっております。

3款繰入金は、一般会計からの繰入金でございます。決算額が4,325万8,000円で、前年度に比較しますと64万7,000円の減、率で1.5%の減となっております。これは、公債費の償還額が若干減少したことによるものでございます。

次に、4款繰越金は前年度の繰越金でございます。決算額139万7,000円であります。前年度と比較いたしまして110万円の減、率で44.1%の減額となっております。

5款の諸収入は収入がございませんでした。

歳入合計5,360万円で、前年度に比較しまして189万2,000円の減、率で3.4%の減となっております。

続きまして、歳出でございますが、総務費では決算額が783万9,000円で、前年度に比較しますと199万3,000円の減、率で20.3%の減であります。大きく減額した要因は、平成22年度は一般会計に217万4,000円を繰り出しをしておりましたが、23年度は繰り出しがなかったことから大きな減となったものでございます。

2款の事業費は決算額881万7,000円で、前年度に比較いたしますと23万7,000円の増、率で2.8%の増となっております。これは、光熱水費や手数料等が増加したものでございます。

3款公債費は決算額が3,523万4,000円で、前年度比較しますと44万9,000円の減ということでございます。

歳出合計が決算額5,189万円で、前年度と比較しますと220万5,000円の減、率で4.1%の減となっており、実質収支では171万円の黒字となっております。

次に、大変恐れ入りますが未収金の状況でございますが、53ページをお開きいただきたいと思いますと思っております。

中段にちょうどなりますが、農業集落排水の施設使用料の現年度分で2万9,400円が未納額として23年度に発生をしております。しかしながら、ことしの6月中にこの全部が納付されておりますので、ご報告させていただきたいと思っております。

以上、平成23年度の農業集落排水事業特別会計決算の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第11号について、食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、議案第11号 平成23年度横芝光町宮東陽食肉センター特別会計決算について補足説明をさせていただきます。

それでは、23年度決算資料の42ページをごらんください。

まず、歳入でございますが、1款の事業収入は2億1,717万8,000円で、前年と比較して164万4,000円の増、0.8%の増でございます。特にこれにつきましては、屠畜頭数の増等からふえたものであります。

2款県支出金295万5,000円、前年と比較して5万8,000円の増、2.0%の増でございます。これは、屠畜頭数がふえたことによりましての増でございますが、屠畜検印押印委託料、委託料が1頭につき17円ですが、その増頭分でございます。

3款財産収入5万円、これは基金の利子でございます。

4款繰入金41万3,000円は、国から支給される子ども手当を一般会計から食肉センター特別会計に繰り入れたものであります。

5款繰越金5,621万7,000円は、前年度からの繰越金であります。

6款諸収入31万6,000円は、牛枝肉確認票発行業務の受託費であります。前年と比較して79.1%の減になっております。これは、平成22年度は消費税の確定申告還付金として116万2,000円のほか、栗山川河川改修工事に伴う物件補償費等の入金があったためであります。

7款町債、23年度の借り入れはございません。

以上、歳入の合計2億7,712万9,000円で、前年と比較して5.7%の減額でございます。

次に、歳出でございます。右側をごらんください。

1款総務費は決算額9,207万3,000円で、前年と比較して826万円の増、9.9%の増であります。増額の主な要因は、平成22年度の確定申告に伴い、消費税の増額となったためであります。先ほど最後の6款で諸収入は平成22年度は116万2,000円還付されたところご説明申し上げましたが、これは平成21年度に大規模改修工事を行い、設備投資分が控除になったものであります。平成22年度につきましては、大規模改修がありませんでしたので増額になったものであります。

2款施設管理費は決算額7,645万9,000円で、前年と比較して1,544万3,000円減でございます。16.8%の減でございます。減額の主な要因は、22年度で大規模な施設改修工事が終了となったためでございます。

3款公債費、決算額2,304万3,000円、前年と比較して118万2,000円の増で、5.4%の増で

ございます。これは、屠畜場整備事業債の元利償還金であります。

4款積立金は、1,000万円を積み立てることができました。

以上、歳出合計は2億157万5,000円で、前年と比較して15.2%の減であります。

なお、歳入歳出差引残高は7,555万4,000円であります。

以上、まことに簡単でございますが、議案第11号の補足説明とさせていただきます。

慎重審議の上、可決承認くださいますようお願いいたします。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時5分からです。

（午後 1時55分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時05分）

---

○議長（鈴木克征君） 提案理由説明を続けます。

議案第12号について、東陽病院事務長。

〔東陽病院事務長 大木良夫君登壇〕

○東陽病院事務長（大木良夫君） それでは、議案第12号 平成23年度横芝光町病院事業会計決算について補足説明をさせていただきます。

資料につきましては、引き続き、「決算に係る主要な施策の成果及び実績報告書」をごらんください。

それでは、資料の42ページになります。

最初に、上段の表、収益的収入及び支出の収入についてであります。病院事業収益は11億5,994万7,000円で、前年度と比較しますと金額で2,371万4,000円の減額、率では2.0%の減となりました。主な要因としましては、空調給湯設備改修工事等の影響もございまして、入院収益が前年度を大きく下回ったことによるものであります。

なお、内訳でございますが、医業収益が6億4,996万4,000円で、前年度と比較し金額で5,067万7,000円の減額、率で7.2%の減となっております。医業外収益につきましては、5億998万3,000円で、前年度と比較して金額で2,696万3,000円の増額、率では5.6%の増となっております。なお、特別利益につきましては収入はございませんでした。

続きまして、支出の病院事業費用は11億4,368万6,000円で、前年度と比較し金額で2,079万6,000円の減額、率では1.8%の減となりました。主な要因といたしましては、医業費用では入院患者の減少に伴い医薬品等の材料費の購入が減ったことや、給食業務の外部委託によるトータルコストの減少、これが大きな要因となっております。また、医業外費用につきましては、給食業務の外部委託に伴います給食材料費や、企業債利息の減少によるものであります。

なお、内訳といたしましては、医業費用が11億1,167万2,000円で、前年度と比較して1,625万6,000円の減額、率では1.4%の減、医業外費用につきましては3,201万4,000円で、前年度と比較して金額で454万円の減額、率で12.4%の減となっております。また、特別損失と予備費につきましてはゼロという状況でございました。

次に、下段の表の資本的収入及び支出の収入をごらんください。

資本的収入は4億1,534万1,000円で、前年度と比較しますと金額で2億8,727万1,000円の増額、率では224.3%の増となりました。主な要因といたしましては、空調給湯設備改修工事等に伴います企業債発行と補助金の収入によるものであります。

なお、内訳でございますけれども、企業債が2億1,890万円で、前年度と比較し金額で2億210万円の増額、率で1,203.0%の増となっています。出資金につきましては1億840万8,000円で、前年度と比較して金額で286万2,000円の減額、率で2.6%の減。補助金につきましては、22年度の収入はございませんでしたので皆増という、そういうような状況となっております。

続きまして、支出の資本的支出につきましては4億9,482万円、前年度と比較しますと金額で3億254万5,000円の増額、率では157.4%の増となりました。この主な要因といたしましては、やはり空調給湯設備改修工事並びに高圧蒸気滅菌装置及び超音波洗浄器設置工事の執行によるものでございます。

なお、内訳でございますけれども、建設改良費が3億3,691万9,000円で、前年度と比較し金額で3億66万5,000円の増額、率で829.3%の増となっています。企業債償還金につきましては1億5,790万1,000円で、前年度と比較し金額で188万円の増額、率で1.2%の増という、そういうような状況でございました。

以上をもちまして、議案第12号 平成23年度横芝光町病院事業会計決算の説明を終わらせていただきます。

慎重審議の上、ご承認賜りますようお願いいたします。

〔東陽病院事務長 大木良夫君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 議案第6号から議案第12号までの平成23年度各会計決算の説明が終了しました。

ここで、代表監査委員から平成23年度横芝光町一般会計及び各特別会計並びに病院事業会計の決算審査について意見を求めます。

高橋俊夫代表監査委員。

○監査委員（高橋俊夫君） ただいまご指名を承りました監査委員の高橋俊夫でございます。

佐藤町長、ご就任おめでとうございました。おくればせながら、改めてお祝いを申し上げますところでございます。スムーズな町政移行のご努力を高く評価するものでございます。ご列席の皆様には、それぞれの立場でより良い横芝光町まちづくりのためにご尽力をされておることに対しまして、心より敬意を表する次第でございます。

野村委員のお許しを得まして、私から決算審査の概略の報告を申し上げます。至らないところは野村委員より補足していただきますので、よろしく願いをいたします。

去る8月17日から21日にわたる3日間で、平成23年度の横芝光町の一般会計及び特別会計歳入歳出決算並びに東陽病院事業決算について審査を実施いたしました。

まず初めに、一般会計及び特別会計の歳入歳出について報告させていただきます。

審査の対象は、一般会計、国民健康保険特別会計、後期高齢者医療特別会計、介護保険特別会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計でございます。

審査は、決算の計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われたか、財務に関する事務は関係法令に適合しているかなどに留意し、関係帳簿その他証拠書類を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。また、基金の運用状況は、計数の照合確認をするとともに、基金の運用が安全、適正に行われたか審査をいたしました。

その結果、審査に付された各会計歳入歳出決算書、事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は関係諸帳簿その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認められました。また、予算の執行及び関連する事務の処理についても、適正に行われているものと認められました。

しかしながら、町の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況下にあることから、限られた財源をより効果的、効率的に各種施策を執行するに際し、特に補助金、助成金については常に見直しを行い、マンネリ化を廃し選択と集中化に留意するよう要望いたしました。

詳しくは決算の概要及び審査結果に対する意見を報告書に記載いたしましたので、省略さ

させていただきます。

ここで、気になる点について一つだけ申し述べさせていただきます。

昨年度において「ストップ・ザ・滞納」ということで指摘させていただきました、税を初めとして保育料、学校給食費に至るまでの公金債権の滞納についてであります。

当年度は、この解決に当たるべく債権回収室を発足させて、関係部署と密なる連携の上、努力されたところであります。結果は、滞納金の回収においては22年度9,900万円、23年度1億2,100万円と、前年比較約2,200万円の増収を得ましたことは、ご労苦の成果があったものと推察いたします。

他方において、問題視しなければならない点は、新しい滞納の勢いがとまっていないことでもあります。23年度の単年度の新規滞納額は2億7,300万円、22年度に対して3,800万円の増加であります。さらに3年前の20年度と比較すると、単年度比較で9,000万円も増加しているものであります。せっかく苦労して滞納金を徴収しても、それを前年度比1億5,000万円も上回る新規の滞納金が発生したものであります。

貴重なる自主財源の確保、住民負担の公正公平の観点からも、過去の滞納金の徴収とあわせて新しい滞納をいかに防止するか、さらなる工夫と英知を結集されての対策を要望するところであります。

引き続き、東陽病院の事業会計について報告させていただきます。

病院会計については、計数は正確であるか、予算の執行は適正で効率的に行われているか、また地方公営企業法の一部を適用する財務に関する事務が法令に準拠して作成されているかなどに留意し、関係帳簿、その他証拠書類を照合、精査するとともに、関係職員の説明を求めて審査を実施いたしました。

その結果、審査に付された事業会計決算報告書などはいずれも関係諸帳簿、その他証拠書類と照合した結果、誤りのないものと認めました。事業運営は、公共の福祉の増進という地方企業法の基本原則に留意して行われており、予算執行と合わせて、おおむね適正に行われているものと認めました。

しかしながら、近年経営の良化を図るべく、近代設備の導入、窓口事務の外部委託、待ち時間の短縮を初めとする接遇の改善、あるいは細かく無駄の排除と改善努力はされており、一定の評価を得ているところではありますが、経営結果の改善に反映されるところまでは至っておりません。経営を取り巻く環境は予断を許されないものと思われま。入院患者の減少、外来患者の減少等に伴う本業の医療収入は、22年度に比較して5,000万円強の減少とな

っております。

したがって、これを補うべき本体からの繰入金は22年度5億5,800万円、23年度5億8,000万円と、前年比2,200万円の増加でありました。引き続き、あらゆる面での経営努力を重ねて、真に地域住民から信頼されるおらが町の地域医療の拠点となられるよう切望いたしました。

詳細は報告書に記載いたしましたので、省略させていただきます。

以上、雑駁ではありますが、決算に関する意見を述べさせていただきました。野村委員に補足がございましたら、よろしくお願ひしたいと思ひます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 次に、議案第13号について、住民課長。

〔住民課長 若梅 操君登壇〕

○住民課長（若梅 操君） それでは、議案第13号の人権擁護委員の推薦につき意見を求めることにつきまして、補足説明申し上げます。

資料につきましては、ピンク色のこの議案つづりをお願いしたいと思います。

議案つづり9ページをお開き願ひたいと思ひます。

議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて。

次の者を人権擁護委員として推薦したいので、人権擁護委員法第6条第3項の規定により議会の意見を求める、ということでございます。

人権擁護委員は、地域の中で人権思想を広め、人権侵害が起きないように見守り、人権を擁護するために活動いただく民間のボランティア委員でございまして、町長の推薦により法務大臣が委嘱するものであります。

現在、町では7名の委員の皆さんにご活躍いただいております。このうち、大総地区の神保誠委員につきまして、来る平成24年12月31日に任期満了となることから、引き続き同氏を人権擁護委員として推薦するものであります。

人権擁護委員法第6条第3項では、市町村長は法務大臣に対し、議会の意見を聞いて、人権擁護委員の候補者を推薦しなければならないと規定されておりますので、本件議案を今定例会に提案し、議会の意見を求めるものでございます。

それでは、委員候補者についてご説明申し上げます。

横芝光町小堤72番地、神保誠氏は、昭和13年2月5日生まれの74歳で、合併前の旧横芝町から通算いたしまして既に3期9年にわたりまして人権擁護委員を務められ、この間、匠瑛



人権擁護委員協議会の副会長を初め多くの役職を歴任されるなど、人権擁護につきましてご経験、ご理解が深い方で、地域社会における信頼も厚く、人権擁護委員として適任でございます。よろしくご審議賜りまして、ご同意くださいますようお願い申し上げます。

〔住民課長 若梅 操君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 報告第1号及び報告第2号について、企画財政課長。

〔企画財政課長 市原成一君登壇〕

○企画財政課長（市原成一君） それでは、報告第1号及び第2号についてご説明を申し上げます。

資料につきましては、議案つづりの11ページをごらん願います。

報告第1号 平成23年度健全化判断比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、平成23年度における健全化判断比率を次のとおり報告する、ということで、下に表がございます。

実質赤字比率及び連結実質赤字比率については、一般会計、特別会計ともに赤字がありませんので、比率の表示はされておられません。実質公債費比率は10.3%で、前年度と比較いたしますと1.7ポイント下がっております。将来負担比率においては48.8%で、前年度と比較いたしますと6.6ポイント下がっております。表中の括弧書きの数値が横芝光町の早期健全化基準でございます。いずれの数字も基準値を下回っております。

なお、財政再生基準は、実質赤字比率が20.0、連結実質赤字比率が40.0、実質公債費比率が35.0ということで、参考までに申し上げます。

将来負担比率については、早期健全化比率のみが設定されておりますので、財政再生基準というものはございません。

続きまして、13ページをお願いいたします。

報告第2号 平成23年度資金不足比率の報告について。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、平成23年度における資金不足比率を次のとおり報告する。

この報告第2号につきましては、財政健全化法に基づき公営企業分の資金不足比率を報告申し上げるものでございますが、報告書のとおり、病院事業会計、農業集落排水事業特別会計、東陽食肉センター特別会計の3会計ともに資金不足がありませんので、資金不足比率の欄は表示がございません。

以上、報告第1号及び第2号のご説明とさせていただきます。

〔企画財政課長 市原成一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で執行部からの提案理由説明を終わります。

報告第1号 平成23年度健全化判断比率の報告について、報告第2号 平成23年度資金不足比率の報告については説明のとおりですので、ご了承願います。

---

#### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第6、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月6日は議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、9月6日は休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月7日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 2時29分）

9 月 定 例 会

(第 2 号)

# 平成24年9月横芝光町議会定例会

## 議事日程(第2号)

平成24年9月7日(金曜日)午前10時開議

日程第1 一般質問

日程第2 休会の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

---

出席議員(18名)

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員(なし)

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	総務課長	田鍋悦央君
企画財政課長	市原成一君	環境防災課長	土屋文雄君
税務課長	高埜広和君	住民課長	若梅操君
産業振興課長	伊橋秀和君	都市建設課長	五木田桂一君

福祉課長	實川裕宣君	健康管理課長	伊藤定幸君
食肉センター長	加瀬盛久君	東陽病院事務長	大木良夫君
会計管理者	鈴木健夫君	教育長	齋藤明君
教育課長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君
監査委員	高橋俊夫君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局長	川島重男	書記	椎名圭子
----	------	----	------

---

◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

◎一般質問

○議長（鈴木克征君） これより日程に入ります。

日程第1、これより一般質問を行います。

---

◇ 齋藤 順一 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

齋藤順一議員。

〔2番議員 齋藤順一君登壇〕

○2番（齋藤順一君） ただいまご指名をいただきました横芝光町鳥喰の齋藤順一でございます。9月の定例議会におきまして登壇の機会を与えていただきました議長初め先輩議員及び同僚議員の皆様にご心より感謝を申し上げます。

それでは、元気に質問させていただきます。町長初め執行部の皆様には明快かつ簡潔なご答弁よろしくお願ひ申し上げます。

それでは、早速、通告順に従いまして質問に入ります。

まず、私の目指すものの一つ、安心・安全なまちづくりの取り組みより質問いたします。

大綱1といたしまして、児童生徒のいじめの問題についてお伺いいたします。

昨今、いじめによる子供の自殺が相次いでおります。大津市で昨年10月、いじめを受けた中学2年生男子生徒が自殺した問題は、滋賀県警が教育の現場を強制捜査に入りました、異例の事態は記憶に新しいかと思ひます。日本の大きな社会問題となっております、いじめ。そこで、当町でのいじめの問題についてお伺いしたいと存じます。

1として、まず、いじめの問題に対する教育長の認識をお聞かせください。

2として、いじめの取り組みの現状はどのようになっていますか、お聞かせください。

3として、当町の現在の児童生徒のいじめの有無をお聞かせください。

4として、過去の児童生徒のいじめの対応の事例をお聞かせいただければと存じます。

5として、教育委員会における家庭・地域社会との連携はどのようにしているか、お伺いいたします。

6、最後に、教育委員会における学校に対する支援はどのようにしているか、お聞かせください。

次に、同じく安全・安心なまちづくりの取り組みより質問いたします。

先月、7月25日の総務常任委員会の匝瑳市横芝光町消防組合の視察の説明等で、匝瑳市消防署庁舎、横芝光消防庁舎等の老朽化の現状認識をいたしたところでございます。この問題は、旧八日市場外3町消防組合の時代より要望がございました案件と聞いております。

そこで、1として、まず匝瑳市横芝光町消防組合消防本部等の施設の老朽化に伴い、建てかえの予定はあるのか、お伺いしたいと思います。

2として、匝瑳市横芝光町消防組合の施設建設場所の最適地はどのように考えているか、お伺いいたします。

3として、匝瑳市・横芝光町の防災拠点の再構築のお考え等はあるのかどうか、お伺いしたいと存じます。

そして、団の問題に入ります。4として、横芝光町消防団の団員報酬と身分補償の現状はどのようになっているか、ご質問したいと思います。

5として、防火水槽の関係で、町内水利確保については、問題箇所はあるのかないのか、あればどのようなところがあるか、お聞かせください。

最後に、町は、地域防災強化において横芝光町消防団の位置づけをどのように考えているのか、お伺いしたいと思います。

次に、大綱3としまして、PCB産業廃棄物処理問題について質問したいと思います。

1として、PCB廃棄物処理問題の対応等進捗状況をお聞かせいただければと思います。

以上、大綱3点について壇上より質問させていただきます。

〔2番議員 齋藤順一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、早速、齋藤順一議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、児童生徒のいじめ問題についてのご質問については教育長から、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部の

施設充実等についてのご質問のうち、横芝光町消防団の団員報酬と身分補償の現状はと、町内の水利確保状況についての現状についてのご質問については、環境防災課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部の施設充実等についてお答えをさせていただきます。

初めに、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部等の施設の老朽化に伴い、建てかえ等の予定は、それと、匝瑳市横芝光町消防組合の施設建設場所の最適地はどう考えるかについてでございますが、関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

横芝光町議会総務常任委員会で消防組合庁舎の視察をされ、齋藤議員も同行されたと伺っております。消防組合消防本部庁舎及び横芝光消防署庁舎は、築40年を経過しており、老朽化が著しく、耐震性にも不安のある施設となっております。これらの庁舎は、消防防災・災害応急活動の拠点としての中核を担う重要な施設でございます。私も、消防組合の副管理者として、消防組合議会の中でも、消防庁舎建設計画について具体的な検討の必要があると考えております。また、施設建設場所の最適地についても、現施設の位置や施設の内容や規模等を考慮しながら、今後、候補地の調整を図らなければならないと考えております。

次に、匝瑳市・横芝光町の防災拠点の再構築の考えはあるかについてでございますが、匝瑳市横芝光町消防組合は、匝瑳消防署、横芝光消防署、野栄分署の3カ所を拠点として、消防救急活動を行っております。基本的な理念及びその推進の枠組みに関する規定が整備されました平成20年2月、千葉県より、県内の31常備消防を7常備消防に組み合わせる千葉県消防広域化推進計画が示されました。この中の計画では、匝瑳市横芝光町消防組合は分断され、横芝光町は山武市方面へ、匝瑳市は東総方面へと広域化の組み合わせになっておりますが、デメリットの面が多いとの意見が消防本部間で出されており、消防関係者のみならず、医療圏を取り巻く問題もあることから、今後慎重に対応していく必要があると考えております。このことから、匝瑳市横芝光町消防組合の消防庁舎も含んだ広域化推進計画の中で、消防拠点についても視野に入れ、検討する必要があるものと考えております。

次に、町は、地域防災強化において横芝光町消防団の位置づけをどのように考えるかについてでございますが、消防団は、消防組織法において公的な機関として位置づけられ、自分たちの町は自分たちで守るという郷土愛護の精神に基づき、地域の安全と安心を守るために活動している防災組織であり、地域の消防防災リーダーとして重要な役割を果たしていると認識しております。また、消防団は、防災体制を推進していく上で必要不可欠な防災組織で



あるため、引き続き団員の確保に努め、団本部と連携し、組織の強化に努めてまいります。

東日本大震災では多くの消防団員が犠牲になられましたことは、まことに残念なことでございました。町としては、消防団員が活動する上での安全を確保するため、平成23年度にはヘルメット、本年度はライフジャケットを整備したところであり、装備についても消防デジタル無線機への更新をし、充実を図っているところでございます。

続いて、PCB廃棄物処理問題についてお答えをさせていただきます。

PCB廃棄物処理問題の対応等進捗状況についてでございますが、齋藤議員もご承知のとおり、宮川地先のひかり食品跡地において微量PCB汚染廃電機器を使用した試験研究について、7月30日開催の町議会議員全員協議会でもご説明申し上げましたとおり、試験期間が6月26日をもって終了しております。実験実施者でございます株式会社セオリーの代表者からは、ひかり食品跡地での操業については、微量PCB廃棄物中間処理施設の設置についての事前協議書を千葉県環境生活部廃棄物指導課へ提出する意向で準備を進めていると聞いておりますが、町環境防災課から千葉県廃棄物指導課へ確認をしておりますが、事前協議書については、昨日でございます9月6日現在、県へは提出されていないことを確認しております。

また、横芝光町条例でPCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化につきましては、区市町村課等に確認してまいりましたが、条例については法律の範囲内、法令に違反しない限りにおいて制定できるとされております。しかしながら、PCB廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びPCB廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などの関連法令があり、これらの法令の解釈により、この条例をつくることにより、違法性が問われる可能性があるとの回答をいただいたところでございます。

なお、私が会長をさせていただいております栗山川流域の匝瑳市、山武市、香取市、多古町、芝山町、そして横芝光町及び両総土地改良区、栗山川漁業協同組合、九十九里地域水道企業団、水資源機構等で組織されています栗山川汚染防止対策協議会において「ポリ塩化ビフェニル（PCB）廃棄物中間処理施設の設置に反対する意見書」を直接、千葉県知事に対し提出すべく、現在、日程を調整中でございます。

この問題につきましては、今後も千葉県環境生活部廃棄物指導課と情報を共有しながら、事業者である株式会社セオリーの動向についても注視してまいりたいと考えております。

以上で私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） おはようございます。

教育長に任命されてから2カ月半、この間、会議、大会、研修、意見交換会など多種にわたって携わらせていただきました。同時に、町内各学校に対して、マスコミ等で社会的な問題になっているいじめ、虐待、校内暴力などに配慮しつつ、指導・助言を進めてまいりました。その結果、現在まで横芝光町内の各学校は無事に進行しつつ、第2学期が始まっているところでございます。

そのような中、今回、横芝光町での初めての町議会経験をさせていただくことになりました。緊張感から、満足のいく答弁ができるかどうか不安ですけれども、最後まで精いっぱい頑張りますので、よろしくお願いいたします。

それでは、齋藤順一議員の、児童生徒のいじめ問題についてお答えいたします。

初めに、いじめ問題の教育長の認識は、についてであります。いじめとは、「自分より弱い者に対して一方的に身体的・心理的な攻撃を継続的に加え、相手が深刻な苦痛を感じている」であり、いじめか否かの判断は、いじめられた子供の立場に立って行うことであると理解をしております。

いじめに取り組む姿勢といたしましては、弱い者をいじめることは人間として絶対に許されないこと、いじめられている子供の立場に立った親身の指導を行うこと。いじめは、家庭の深い愛情や精神的な支えが必要であること。いじめは、教師の児童生徒観や指導のかかわり方が問われる問題であること。家庭、学校、地域社会などすべての関係者がそれぞれの役割を果たし、一体となって真剣に取り組む必要があることととらえております。

これらのことを踏まえ、いじめは、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであること。また、だれもが被害者にも、加害者にもなり得るものであることから、いじめはしない、させない、見逃さないの意識を一人一人の児童生徒に徹底させるとともに、教職員並びに教育関係者、PTA等がそのことを自覚し、教育実践すべきであると認識をしております。

次に、2点目のいじめ問題の取り組み状況は、についてであります。各学校では、いじめ問題への取り組みに対する点検を、独自の点検項目を設け、定期的実施をしております。また、その結果から生じた課題等につきましては、職員間で共通理解を図り、一致協力して対応する体制をとっております。

また、各学期に1回の児童生徒を対象とした、いじめの実態把握に関するアンケート調査や教育相談週間の実施のほか、日ごろから児童生徒の人間関係の変化や児童生徒が発する危険信号を見逃すことのないように留意し、いじめの早期発見、早期対応に努めているところでございます。

次に、3点目の当町の現在の児童生徒のいじめの有無は、についてであります。社会的な問題になっているような深刻ないじめは報告をされておられません。しかし、児童生徒の学校生活においては、日々さまざまな出来事が発生をしております。これに対しては、その都度、職員間での「ホウ・レン・ソウ」を合い言葉に、報告、連絡、相談をスムーズに行い、学級担任、学年、学校全体で児童生徒のためによりよい解決に向けた教育活動を展開しているところでございます。

次に、4点目の過去の児童生徒のいじめへの対応の事例は、についてであります。中学校での一例を挙げますと、悪口を言う、仲間外れにする、無視をするという事例がありました。この問題につきましては、いち早くいじめられた生徒から学級担任へ相談があり、学級担任はもちろんのこと、学年主任、生徒指導主任等による指導によって解決に至っております。また、中には、うわさ話を真に受けて、気持ちのすれ違いを生み、仲間外れをつくってしまったというケースもありましたが、事実をしっかりとらえて、うわさ話に惑わされないように、学校全体で指導に当たってきたところでございます。

9月3日から第2学期が始まりましたが、今後とも継続して十分な注意を払い、折に触れて必要な指導を行ってまいります。

次に、5点目の教育委員会における家庭・地域社会との連携は、についてであります。いじめ問題は、学校だけで解決していくことは困難であり、家庭や地域社会と協働して解決を図る姿勢が重要であると考えております。そのため、学校とPTA、地域の関係団体とともに、いじめの問題について協議する機会を設け、保護者や地域住民からの情報や意見を聴取し、指導に生かすなど、問題解決に向けた体制づくりが必要であると考えております。

最後に、教育委員会における学校に対する支援は、についてであります。学校に依頼してのアンケート調査や学校訪問などを通じて、実態の的確な把握に努め、いじめの報告があったときは、その実情の把握を迅速に行うとともに、事実を隠ぺいすることなく、学校への支援や保護者等への対応を適切に行います。

また、学校のニーズに応じ、研修会の講師やスクールカウンセラー等の派遣など適切に行い、指導上困難な課題を抱える学校に対しては指導主事や教育センターの専門員などの派遣

などによる重点的な指導、助言、援助を行ってまいりたいと考えております。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、齋藤順一議員のご質問の、匝瑳市横芝光町消防組合消防本部等の施設充実等についてお答えします。

4点目の、横芝光町消防団の団員報酬と身分補償の現状は、についてでございますが、団員報酬につきましては、横芝光町消防団条例第13条で報酬及び費用弁償がうたわれており、横芝光町特別職の職員で非常勤の者の報酬及び費用弁償に関する条例第2条で報酬額が示されております。平成23年度の消防団員の報酬は1,206万900円を支出しております。身分補償につきましては消防組織法でうたわれており、横芝光町消防団条例の第14条では、千葉県市町村消防団員等公務災害補償条例での公務災害補償の額及び支給方法を定めており、横芝光町消防団条例第15条では、千葉県市町村非常勤消防団員退職報奨金条例での退職報奨金について示してございます。

このほかに、千葉県市町村公務災害見舞金条例では、死亡見舞金及び障害見舞金が示され、千葉県市町村消防賞じゅつ金条例でも、障害の状態や死亡した場合など賞じゅつ金の授与を定めております。また、日本消防協会消防団員福祉共済制度では、死亡や障害を受けた場合に、その家族の生活を守るための制度にも加入しております。平成23年度の消防団員退職報奨金負担金については1,022万6,440円、公務災害等負担金については1,322万4,415円、消防団福祉共済負担金については156万円を支出しております。

5点目の、町内水利確保の状況について現状は（問題箇所は幾つか）についてですが、平成23年度末の防火水利の状況は、防火水槽を含め、水利として活用できるものが470基、消火栓としては655基設置しております。消防庁が定めます消防水利としては、町全域ではほぼ充足しているものと考えております。また、社会情勢の変化や地元区からの消防水利の設置要望があった場合は協議し、対応をしております。

管理の状況でございますが、消火栓につきましては、消防組合や水道企業団において定期点検が実施されており、部品の腐食や水漏れの異常を発見した際には、町への報告とともに、早急に修理を行い、適正な管理に努めております。また、防火水槽につきましても、同様に、各分団部で適正な管理をしているところございまして、問題箇所はないと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） では、ちょっと順不同になりますけれども、じゃ、いじめ問題の教育長の認識、児童生徒のいじめから再質問させていただきます。

いじめ問題の教育長の認識につきましては、いじめの根本は、どの学校でも、どの子供にも起こり得るといような形で、模範解答に近い形で回答いただいたんですけども、もう少し深く入って、全体的にほぼいじめはないような感じだというふうな観がお話いただきましたけれども、起きてからというより、今、タイムリーで、5日の日も新聞でも札幌で中1自殺で、いじめられたと書き置きしてというふうな形で、もう非常に問題になっておまして、文科省でも、今までの下からの意見を吸い上げじゃなくて、6日の新聞によりますと、もう学校、教育委員会に任せるのを転換して、こちらから発信して、弁護士とかアドバイザーを学校に送るんだというふうな平野文部科学大臣の強い談話等が1面に、各新聞飾られておりましたけれども、じゃ、ちょっと今、いじめの根本は、教育長、建前はわかりましたけれども、根本は何で起こっているというふうにお感じになりますか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） いじめの根本ということでございますけれども、いじめの原因といたしまして、力の弱い者とか動作の鈍い者、こういう子供たちに対して、おもしろ半分にやられるところが全国的には一番多いのではないかということ。それから2番目といたしまして、欲求不満を子供たちが持っている部分がありまして、そういうところについて、うっぶん晴らしといいますか、そういう形で行われる場合もあります。それから、生意気な者とか、いい子ぶった子供に対してもそういういじめが起こる可能性があるというところ。それから嫉妬ということも考えられますが、そういうところの関係からいじめが起こるとい学校の現状があるのではないかというふうにご認識はしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですか。そういう形も考えられるんでしょうけれども、もう少しぶっちゃけた話をしますと、2003年の中央教育審議会答申で5年半で半減させるような報告を政策目標を盛り込んだ結果、教育委員会の報告は上に上がる数が極端に減ったということで、それをきのうの6日の新聞でも、もう立場をあれして、いじめはどこでも起こり得るん

だという新しい18年度からの新定義に基づいて、もっとそれを強化するという形ですけども、裏の話で、教師は仕事の量が増加しまして、本来おろそかになっている、保護者の対応ですとか、その他仕事が膨大な量で、うわさを聞きますと、当町ではないんですけども、中にはLEDライトの学校への対応の状況の調査報告まで先生がつくらされてという形で、その上、教員評価制度とか学校評価制度をゆがめて解釈しまして、不届きな先生は、いじめがばれないようにすればいいんだろうというような形で、本来はいじめはどこでもあるという根本の形にすれば、本来はないところがおかしいんですけども、ないところが高く評価されて、あるところがちょっとだめだなという形で、その辺が共通認識でおおむねいいんですけども、苦痛を感じたらいじめだという教育長の認識も私も一緒ですので、どうかそれをもう少し強く、そのような形で、今までの概念を覆して、要するに仕事が忙しいからって、確かに忙しい形もあるんでしょうけれども、いじめそのものは、いじめられる、暴力というのは一過性なんですけれども、中学校に入った場合には、小学校に入った場合には、6年間とか3年間ずうっと一緒ですから、精神的なダメージとか、最終的には心の傷、仮に自殺に追い込まれなくても非常に、もちろんこういう問題ですから、全国的に問題になっているんでしょうけれども、その辺をひとつ徹底的に。

今現状の取り組みはどうなっているかという形ですけども、アンケートですとか情報をキャッチするという形で、前向きでおやりになっているんでしょうけれども、今、じゃ、その辺のいじめの取り組みについては前もって前向きにおやりになっているんでしょうけれども、有無について、過去、報告・連絡・相談で、とりあえず生徒のいじめの対応事例はということで、無視だとか悪口だとか、そういう形であったというような、今、お話を受けましたけれども、いじめの根本は暴行とか恐喝とか無視とかという、今、教育長のお話のとおりその3つの要素が重なってというんですけども、今のいじめは、私もいろんな形で調べた結果、ネットですとかそういう電子機器の発展で、非常に情報が勝手にひとり歩きして、1回発信すると、だれが情報を流しているのかという形で、それが無視されまして、45人学級いたら、いじめるほうは何人か、いじめられるほうも何人かで、ほとんどそこに関係ない人が主なんでしょうけれども、今の現状は、そういう情報機器の発展で、いじているほうが次の日にいじめられる側になったり、その逆があったり、じゃ、どちらかに加味しなければ、いじめられる側か、いじめるほうにどっちかにやらないとという、そういうような情報が非常にあれですので、どちらかというネットパトロールのような形の部分を、裏サイトですとか、学校の何とかというので、常にそういうものでキャッチして把握してほしいんです

けれども、そういうものの、インターネットとかそういうものの対応は、教育長、学校では  
どういうふうにさせていますか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 教育委員会が学校に対しての取り組みの充実というところを図って  
おるわけですが、恒常的な支援とか個別事件への支援、そういうところをやっておる  
わけですが、ネットによるいじめについては、現状は教育委員会としては、それについての  
把握は現在はおしておりません。ですので、今後そういうようなことについて、発展途上にあ  
るようなものですので、十分注意をして指導を進めてまいりたいというふうに考えておりま  
す。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） わかりました。ひとつその点、今、それが簡単な、目に見えない形で  
のあれで、主な要因のようですので、ひとつその辺を力を入れてお願いいたします。

それで、じゃ大体、地域社会の連携についてのイメージを、もう一度ちょっと深くイメー  
ジで、協議する予定というお話を教育長はお話しですけども、もっと具体的なイメージを、  
もう少しちょっといま見えませんですけども、地域の学校とPTA、地域の皆さんと  
の連携をもう少し具体的にお話ししていただければと思いますけれども、ひとつ願いま  
す。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 先ほど申し上げましたけれども、いじめが起こった場合は、学校だ  
けで解決するというのは非常に難しい面があります。ですから、固執してはならないとい  
うふうに考えております。速やかに保護者や教育委員会に報告するということが大事ですし、  
適切な連携を図っていかなければならないわけですが、家庭に対しては、委員会として、い  
じめに対する対処方針、それから指導計画等の情報について積極的に家庭に公表して、家庭、  
保護者の理解や協力を得たいというふうに考えております。ですから、そういうような情報  
を家庭に流すということでございます。

それから、家庭から学校に寄せられるいじめの情報というのがありますけれども、それに  
ついて個々に、とにかく誠意を持って当たりたいと。それがもう第一だろうというふうに思  
っていますので、PTAとの、PTA総会、学年総会だけではなくて、そういうような連絡  
協議会等の場を設けて、積極的に連携を図っていきたいというふうに思いますし、もしいじ

めが起こった場合は、正確な情報を保護者等に伝えていきたい。それが解決につながる道ではないかというふうに考えておりますので、そういうところで努力を進めていきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そうですね。誠意を持ってという、今、お言葉ですけれども、まさに子供は孤立して、だれも相談できなくて、コミュニティーの不足なんですけれども、今は電子ツールで、いじめる側はすぐ情報を同時にタイムリーに得て、いじめて、片方は情報の孤立という形で、学校の先生は、教育委員会は忙しくて、そういうのに、親も構ってられないと。孤立して、まさにコミュニティーの欠落ですので、誠意を持ってというような、そういう組織をぜひ早急に、もっと具体的に立ち上げるように強く望みます。

そこで、教育長にちょっとこういう提案があるんですけれども、教育委員会における学校の支援は大体わかりましたので、3つほど提案があります。いじめダイヤル相談って、結構やっているところがあるんですけれども、どうでしょうか、名刺サイズのをひとつつくって、あれ幾らでもないのです、カードの裏に横芝光町長佐藤晴彦でも教育長でもいいじゃないですか。24時間対応できて、あるいは教育委員会が対応できないときには24時間フリーダイヤルで全国がありますから、「なやみ言おう」ですか。メッセージは、ちょっとイメージですけれども、「あなたをいじめから私たち大人は命がけで守ります」というような1つのカードを全員に持たせると、いじめるほう、いじめられるほう、全く無関心じゃなくても、そのカードを持つことによって抑止になるということで、いつでも大人は助けますよというようなカード、これ、名刺1枚つくったって今幾らでもないですから、それ、すぐできることですから、どうですか、佐藤晴彦って。夜中24時間、横芝光町長佐藤晴彦あてに電話。夜中に受けると、公務が著しくあれですから、24時間に夜は転送すると。そういうような、一つ提案です。

あと、もう一つの提案。先ほど言いましたネットパトロール、これは非常にいじめで重要な問題になりますので、ネットパトロール、だれがどういう主でやるかわかりませんが、ある程度は一つの部分の流れをひとつインプットして、その情報を常に把握していただきたいと思います。

あともう一つ、これに追従、先ほど教育長が言ったことなんですけれども、子供の訴えを聞く、どうか場所を提案します。大津の場合ですと、教育長をハンマーで殴って、加害者、匿名で脅迫するだけが能じゃありませんので、つらいことはないですかというような、本当



に気持ちで、心から子供の気持ちを聞いてやれるような窓口の設営を望みますので、ひとつ。勘気で教育長をハンマーで殴って、あれ、全然問題解決にならないと思うんですけども、そういう形で、文部科学省も、おとといの新聞でソーシャルワーカーを全部送ってと、本腰入れ始めましたので、どうかひとつ、子供の命は地域社会を含めて町全体で守らなければならないということを強く認識をみんなですて、いじめ対策に臨んでいただきたいと思います。

次の再質問に移ります。

大綱2で、横芝光消防本部の施設充実等についてという形で、先ほども町長の答弁で、前向きにという形で、場所はどこというふうにまだ未定ですけどもという話なんですけれども、今、この前、現状を視察させたもらったときには、野栄は別として、匝瑳市のほうも、横芝のほうも、庁舎は非常に傷んでおりまして、八日市場外3町の組合のときからのお話で、どういうわけか、そういう話になっていても、また断ち切れてというような状況認識を私もしていますので、どうか、今の時代ですので、地域の防災の拠点として、ただ消防署のある部分だけじゃなくて、もう少し、今、坪数はあれですか、横芝の場合ですと552坪で、建坪が124坪、そのぐらいじゃなくて、地域の防災センターのような拠点として、もう少し施設も大きくして、災害時にはそこに避難できるとか、あるいは常に災害対策だとか防火の部分についての啓蒙する教育指導ができる施設ですとか、そういう、ちょっと拡張したお考えは、町長ございますかね。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、議員おっしゃるとおり、やはり消防施設、特に常設消防署の立ち位置と申しましょうか、先ほど議員おっしゃられましたとおり、防災の拠点でもありますし、また、万が一のときの災害時の拠点にもなってしかなるべきでありますし、地域住民の近くの皆さんが、町民の皆さんが、その場所に避難をしてこられるような、そういうような、やっぱり強固な、地震にも耐え、そういうようなもの、安心・安全を担保する上で極めて重要なことであると考えております。

隣接します山武行政組合の消防署が昨年度でしたか、立派に完成されておりました。あの山武、東金の消防本部も、ちょうど築40年を迎えるというところもございましたし、その辺の中で、管理者である匝瑳市長と積極的な意見交換をしながら進めてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） ひとつよろしくをお願いします。

またちょっと余談になりますけれども、どうも私ども、イメージ的に、法的にどうかわかんないんですけれども、これから今、匠瑛市横芝光町消防組合の消防の受益の人数ですけれども、人口6万5,173名という形で、世帯数が2万3,468人という形で、人口別ですと、人口も面積も世帯数も約40%、60%、四分六の範囲ですので、私ども、匠瑛市も横芝光町も、この位置関係で、この前もらった資料によりますと、今、126号線を中心として本署と、野栄は別としてあるんですけれども、この面積から比べますと、今、大体、匠瑛市3万9,000、横芝光町2万5,000、人口の減少も考えられまして、よほど建設する位置とかエリア、今、もちろん匠瑛市の消防本部も吉田地区をクルーズ含めてエリアを守っているようなんですけれども、むしろもっと両方とも中心に、両方とも生かして、あるいは2つを1つにするとか、そういう形の10年、20年後、人口減少するという、あるいはふえるのかもしれませんが、努力によって。そういった禍根を残さない形の位置をひとつ、大きいものをつくって、安全・安心な町に、施設をどうかつくっていただければと思います。

それとあと、消防団のあと本署ではなくて、団のほうのお話をしますけれども、身分補償の現状はという話なんですけれども、これ、この資料でもあるんですけれども、常備消防の方はプロですので、守って、仕事上ですから。団の方は、ご自分の仕事を持ちながら、ある意味では24時間、365日ということですので、この報酬が高い安いと言っているんじゃないくて、また消防団員の減少のほうも、人数の減少のほうも、団に入団する数も減っておりますので、そういう意味での待遇改善というような形の部分で私は申し上げて、これが安い、高いのという、また団員の皆さんも、もう少し団員報酬くださいよと言う人はまず少ないと思うんですけれども、そういう意味の意味合いで申しております、その辺の感覚は、課長、どういうふうにお感じになりますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 齋藤議員おっしゃるとおりでございます。町長の回答したように、さきの大震災で消防団員の方が251名ですか、これらのとうとい命が亡くなってしまいました。そういう部分で、先ほど公務災害の負担金ということで2,300万円ということで、本来ですと団員1人当たり1,900円の掛金なんです、昨年はそういう部分の補償ということで町のほうで拠出金を2万3,700円拠出してございまして、あってはならないことなんです、我々も今後、消防団員の身分補償等についても十分配慮していきたい、このように考えておりますので、ご理解願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） そういう形をよく理解してもらって、その次は実行していただくように、ひとつよろしく願います。

あともう一つ、何か落ちていました。あと水利、水利充足して完璧だというお話なんですけれども、どういった観点で、今、環境防災課のほうで、防犯含めて、いろんな形でシステムをつくられておりますよね。私も長く消防に属してずっとやっていたんですけれども、各地域地域で思いがあって、私のところは鳥喰下というところなんですけれども、今のところはいろいろな機材、ホースなども十何本しかなくて、あの家まであれしていても初期消火はちょっと間に合わないよなど、あっても消火栓だよなど。これは、じゃ、中継送水しなきゃならないと、みんな各団はそう考えておまして、軽々しくも充足しているという形はですね。消火栓があっても、水量が足りなくて、消火に支障を来すという、初期消火の若干の部分でいいんでしょうけれども、防火水槽も、予算消化的にその地区に割り当たったら、隣にまだ50メートル内に旧防火水槽があるのに、そこにまたつくらせるとか、いろんな地域の事情もあるんでしょうけれども、今度システムをつくって、消火位置だとか、そういうものがわかるんでしょうけれども、非常に充足はおろか管理も、町も各消防団に任せて、賃貸関係も明確化していないというような形の、水利関係のところは全くの完全なものとは言いがたいものですので、その辺ちょっともう一回確認の意味で回答できますか。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 消防水利につきましては、先ほど回答したわけなんですけど、これは消防庁が定めておまして、おおむね半径140メートルの中に消防水利として活用できるものがあるのかどうか。それでその場合、今、消防庁が定めていますのは、昔でいう40石、40立方のいわゆる防火水槽が該当になりまして、20石、20立方の部分については非該当になっております。

これにつきましては、従来は町単位で消防力の、消防水利の状況調査というのをやっておりました。制度が変わりまして、現在、消防署が管轄をする消防水利の調査をしております。消防法でいきますと、おおむね7割という、消防庁が出されてございます充足率になっております。その中には、先ほど申しました40以下の防火水槽が入っておりませんので、それらを含めると、おおむね充足しているのかなという考えでございます。

それと、防火水槽の設置等でございますけれども、先ほどお答えしましたように、地元から要望がございましたならば協議をして設置をしております。去年は設置しませんでしたけ

れども、22年については中台地区で、移転に絡みましてどうしても防火施設が必要だということで、地元のご意見がございましたので、二次製品ということで、おおむね600万円で設置をしたところでございます。この問題につきましては、やはり土地の問題がございまして、地域の中でよくお話をした中で、我々も適正に設置に向けて検討していきたいと思っておりますので、引き続きご理解願いたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） よくわかりました。私もちょっと20トン防火水槽と40トン防火水槽をイメージで一緒にして考えておりました。それをセパレートにすればわからないでもないんですけども、ただその地区では、今度分団も新しい合併したところでエリアも広くなりましたので、そこの自治消防が直接自分たちの地域のところは直接自分たちで水利が届くという、中継送水しなくても届けるような形の配慮をちょっとお願いしたいというふうに思います。

じゃ、最後になりましたけれども、大綱3、PCB処理問題についてですね。このPCB処理問題についての対応の進捗状況が町長からのお話でよくわかりました。私、申し上げたいのは、条例をつくるにしても、あるいはうちのほうで同意しなければ事業認可はおりないんだよというような安易な考えですと、大変なことになるんじゃないかなということの心配事でございます。

佐藤晴彦町長も、町民の皆様の第一のお約束として、PCB処理工場施設は絶対につくらせないんだという第一公約でございますので、老婆心ながら県、県は条例賛成するわけございませんよ。で、何とか大丈夫だと言いますけれども、あらゆる知恵を使って、じゃ、私はこれだけやってきたんですけどもつくられてしまったんですよという後の祭りにならないように、どうかひとつ、詳細にもっと質問したいんですけども、先輩議員がこの後みっちりそういう質問をしますので、そういうお願いをして、質問を終わります。

どうもありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で齋藤順一議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時57分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◇ 浅野孝男君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

浅野孝男議員。

[3番議員 浅野孝男君登壇]

○3番（浅野孝男君） 議席番号3番の浅野孝男です。議長のお許しを得て、壇上より一般質問をさせていただきます。

また、本日は多くの傍聴の皆様、ありがとうございます。

質問させていただく前に、私なりの横芝光町町政についての思いを若干述べさせていただきます。

我が町は合併より7年目を迎えているわけですが、この6年余りの間、合併時、期待したような成果があらわれているのでしょうか。また、町民の皆様はどのように感じられているのでしょうか。とりわけ、この1年余りの町政は、希望に向かってのまちづくりというより、閉塞感の漂う中、町にとっては不名誉な出来事が多かったように思います。それは協働のまちづくりとはほど遠い、協調体制なき、衰退する町への方向であったように思います。私たちは、今、この事態に対し、衰退への道から発展への方向へと多くの人たちが協力しながら、我がふるさとを誇りの持てる、希望のある町としていかなければならないと思います。

私は、そういった思いを込めて、1番目の質問、活力あるまちづくりというテーマから2点についての質問と問題提起をさせていただきます。

その1点目は、我が町の最大とも思われる観光資源である屋形海岸域にあるこどもの国跡地のパークゴルフ場建設についてですが、私は、昨年6月議会より一貫して、その要望と問題提起をさせていただきました。このことにつきましては、前町長も大いに意欲を示していた案件であります。そして、去る6月には観光協会、商工会、農業振興会、体育協会等の賛同を得まして、パークゴルフ場の建設に向けての要望書を町長あてに提出をさせていただいているところでもあります。そこで、現時点での町の方針と進捗状況をお伺いしたいと思います。

2点目は、道の駅構想についてですが、このことも、1カ月ほど前に商工会、観光協会連名で町長あてに要望書を提出させていただいております。そこで、その要望書の趣旨を町執行部の皆様を初め多くの方々にご理解をいただきたく、少し長くなりますが、要望書を少し

読ませていただきたいと思います。

道の駅の整備に関する要望書。

当町は、県立九十九里自然公園の中央に位置し、町の中央にはサケの回帰する南限の川として全国的に知られる栗山川が流れ、南には白砂青松の九十九里浜が広がり、自然豊かな地域です。また、国の重要無形民俗文化財である鬼来迎、国の指定遺跡である殿塚・姫塚古墳や、県下最大級の規模を誇る坂田城跡の梅林など、貴重な地域資源が数多くあります。さらには、温暖な気候と肥沃な大地に恵まれ、良質な農産物が生産されています。養豚業も盛んで、町営東陽食肉センターは県内第2の処理実績を上げています。

しかしながら、個々にはすぐれた地域資源の多い当町ですが、これらが有機的に結びついていないのが現状とも言えます。また、国道126号線が町の中央を走り、2つのインターチェンジのある交通要衝地でありながら、交流人口が少なく、通過する町になっていることが残念でなりません。これらのことは、主要幹線沿いに観光地等の拠点がないことに起因していると推察します。

さて、全国に1,000カ所ある道の駅は、ドライブ観光の快適な休憩場所となっております。そして、地域の方々の創意工夫によって、特産品の販売施設や飲食店等を併設し、地域色豊かな魅力ある施設として整備され、単なる休憩施設としてだけでなく、道の駅自体が観光目的として認知されるようになっていきます。幸い、当町には、国道126号線沿いに旧横芝町庁舎跡地となっている町有地があります。交通の要衝であるこの地に道の駅を整備し、さらには観光案内所や特産品直売所等を併設し、にぎわいや触れ合いを創出することによって、来町者に当町のすばらしさを伝えることが実現します。

また、どの地域においても、道の駅によって年間数十万規模の交流客数が増加していると聞き及んでおりますが、それだけではなく、地域ブランドの開発、また育成、雇用の創出、観光関連産業の活性化、農商工連衡や6次産業化の萌芽、農業後継者の増加など、地域に与える経済波及効果も数多く見られます。現在、町産業は、消費の低迷等によって深刻な状況にあります。道の駅の集客力によって流入客が増加し、商圏外からの消費が期待されます。道の駅が町産業の元気を取り戻す起爆剤になると考えております。

さらには、東日本大震災において道の駅が被災者の避難場所や支援物資の供給基地となるなど、数多くの役割を果たしたことから、道の駅の持つ防災拠点機能に注目が集まっています。このため、自家発電施設や防災トイレを備えた、防災拠点づくりを目指した道の駅整備も、各地で進められつつあるようです。

以上の点から、当町の発展、町民の安全確保にぜひとも必要な施設であることを確信しておりますので、旧横芝町庁舎跡地に道の駅を整備することを切に要望するものであります。

横芝光町長、佐藤晴彦様。

以上、要望をさせていただいていますように、このことは町の発展に極めて有効な施策であると考えます。

なお、計画の場所につきましては、現時点での最適地と考えたものであります。

どうか、多くの方々のご理解をいただき、行政指導のもと、正式な準備組織を立ち上げていただきますよう、強くお願いを申し上げます。

2番目としましては、環境、防災対策についてであります。

昨年の大震災により、我が町の海岸域も大きな被害に遭い、今なお傷跡が残っております。国や県も復旧・復興対策を発表していますが、どうも当町の被災地域の復興計画が一向に見えてきていません。被災地域住民の皆さんの不安を少しでも解消すべく、明確な復旧・復興計画をお示ししていただきたいと思っております。

次に、環境問題として、栗山川全域の景観整備についてですが、これまで年2回のボランティア活動によって栗山川堤防の草刈りやごみ拾いなどを行ってきております。私たちの屋形地区でも、来る11月のボランティア活動日には、すべての地域住民の方々にご協力をお願いしているところであります。

ただ、問題は、これまでの草刈りボランティアでは、竹やぶ状態のところが多くて、一般の草刈り機ではお手上げ状態にあります。そこで、11月のボランティア活動前に、県、町双方の協力によって、竹やぶの処理と対策を検討していただきたいと思っております。竹やぶが一掃されれば、ボランティアの方々を初め各種団体の皆さんとも協力しながら、美しい栗山川堤防を実現するよう思っています。そして、町のシンボル栗山川周辺がきれいになれば、町内外の交流拠点になろうかと思っておりますが、いかがでしょうか。

以上、活力あるまちづくりと環境、防災対策についての質問と問題提起をさせていただきました。いずれのことにつきましても、行政、各団体、地域住民が横芝光町の発展のため一致協力、まさに協働のまちづくりとしていかなければならないと思っております。このことを強く訴えて、壇上からの質問を終わります。よろしく申し上げます。

〔3番議員 浅野孝男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） 浅野孝男議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、環境、防災対策についてのご質問につきましては都市建設課長から答弁をさせますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、活力あるまちづくりについてお答えをさせていただきます。

初めに、パークゴルフ場建設に関する町の方針と進捗状況についてでございますが、浅野議員からは昨年の9月議会に、栗山川河口域の総合整備、開発についての中で、こどもの国跡地の活用計画、12月議会では、海岸の保全事業及び栗山川の河口域の諸整備についての中で、こどもの国跡地活用計画等の一般質問がございました。齊藤前町長が、それぞれ県内のパークゴルフ場の状況や海岸地域全体にかかわる振興策などについて関係者から意見をいただける場をつくり、地域の活性化に生かすための方策について総合的に検討してまいりたいと考えている旨の町長答弁があったと伺っております。

そして、本年6月議会で、新マスタープランについてのご質問の中で、観光産業については、海浜交流ゾーンを活性化させるため、こどもの国跡地にパークゴルフやドッグラン等の健康増進を目的に、町内外の人々が交流でき、利益の上がる施設の検討と、屋形海岸、木戸浜海岸を含めた観光振興を進めていく旨、担当課長から答弁をさせたところでございます。

また、7月に町観光協会を初め関係する7団体より、パークゴルフ場整備に関する、今、議員が朗読していただきました要望書をいただいております。

このことから、こどもの国跡地の所有者であります千葉県と、今後の利用や賃貸借などさまざまな問題について協議すべく、先日、千葉県児童福祉部児童家庭課に行ってまいりまして、このこどもの国跡地につきましては、今現在、千葉県の一般財産になっているとのことでございます。しかしながら、管理は健康福祉部児童家庭課で行っているとのことでございますので、この課が窓口になるというような報告を受けました。遊休県有地の利用につきましては、県の方針として基本的に、千葉県内の全課に紹介した後、利用を申し出る課がなければ払い下げの検討に入るとのことございました。その旨、若干のお時間をいただいた中で、その準備を進めさせていただいております。

現在、山武市蓮沼海浜公園内に、本年10月オープン予定のパークゴルフ場の整備が進められておりますので、今後の来場客の推移、費用対効果等の検証をしながら、検討してまいりたいと考えております。

次に、道の駅構想に対する町としての考え方及び対応についてでございますが、8月に町



観光協会と町商工会の連名による「道の駅整備に関する要望書」をいただいたところでございます。

本年6月議会で鈴木和彦議員からの一般質問でもお答えをさせていただきましたが、町内産の新鮮な野菜など地産地消に向けた直売的なものが必要であることは、私も十二分に認識をしているところでございます。

道の駅や直売所的な施設は、地場農産物の加工及び販売による地産地消を促進し、地域経済・地域農業の振興、新たな地域産業の創出や食材の発見、さらには観光振興の強化など、広く公益につながる拠点施設であるとともに、魅力あふれる地域交流の場となることが重要と考えておりますので、今後、関係機関と十分に協議しながら、積極的な姿勢の中で検討してまいりたいと考えております。

以上、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、ご質問いただきました海岸域と栗山川河口域の防災対策と景観整備について、お答えをさせていただきます。

最初に、海岸域の防災対策については、銚子市から館山市までの津波対策を定めた千葉東沿岸海岸保全基本計画が変更され、東日本大震災で甚大な津波被害を受けた九十九里沿岸部の防護施設を高さ6メートルで整備することとなりました。現在は、各地域の海岸線の状況に合わせた施設を整備することとして調査が実施されており、本町でも現地の立ち会い等の協力を行っているところであります。なお、工事につきましては、今後5年間の予定で、旭方面から随時行っていく方針であると伺っております。

また、栗山川河口域につきましては、河口部から1.5キロメートルから2キロメートル付近までの堤防のかさ上げを千葉県が行うこととしており、既に測量調査が実施され、現在、概略設計が行われているところであります。

栗山川漁港区域につきましては、銚子漁港事務所で検討が進められており、現在、河川担当課と協議が行われているところであると伺っております。

いずれにいたしましても、海岸区域や栗山川流域は町の貴重な観光資源でもありますので、一刻も早く景観に配慮した防災施設の完成を、関係各機関へ要望してまいります。

次に、栗山川の景観整備につきましては、町内一日清掃や栗山川ボランティアなどに加え

て、最近では地域の有志による草刈り等の自発的な活動もふえてきていると伺っております。しかしながら、栗山川の堤防斜面には竹やぶや雑木などが密集している部分も多いことから、本来であれば管理者であります山武土木事務所が整備しなければならないところでありますので、これまでも刈り取りなどをお願いしてまいりましたが、いまだ実施されていない状況にありますので、今後も強く要望をしてまいります。

また、町といたしましても栗山川の景観整備に係るボランティア活動の助長を図るため、地域振興基金の有効活用について検討してまいります。

今後も栗山川が町民の皆様に愛されるよう、町内各地域の皆様との協働の推進により、良好な景観整備を進めてまいります。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、質問席より再質問をさせていただきたいと思っております。

まず1点目の、こどもの国跡地におけるパークゴルフ場建設についてです。

先走って大変申しわけないんですが、ここにこどもの国跡のパークゴルフ場のイメージ図があります。イメージ図です。あくまでもイメージ図ですが、ここに描かれているように、今、こどもの国跡の原っぱが見事に再生された、希望のある、美しい絵です。私はこれは架空のものとは思っていませんで、もう現実的なものなのかなというふうな実感さえ持っています。

これが実現するまでには、多分、さっき町長の説明がありましたけれども、県との折衝、難しい折衝もいろいろあると思っております。また、県だけじゃなくて、技術的にいろんな建設の問題やら何やら、大変な問題も控えていると思っておりますが、もし実現の暁には、この横芝光町の最大とも思われる観光資源域、屋形海岸域は、多くの町民の集いの場にもなるでしょうし、北海道を初め町外からも多くのパークゴルファーとか観光客が来遊することと思っております。このことは既にいろんな方と話をする中で、これができれば北海道からも相当な観光客が来ると思っておりますよと、かなり信頼できる話も伺っております。まして、あそこの地域はシャトルバスの終点地で、多分、成田空港会社もそれなりに協力してくれるのではなかろうかというふうな期待しているところでもあります。

ですから、これが実現すれば、横芝光町のイメージアップが大きく図れるのかなというふうにも思っています。そういったことを踏まえまして、くどいようですが、改めてパークゴルフ場建設に向けての決意を町長から再度お願いしたいと思っておりますが、お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） パークゴルフ場建設についての決意というご質問でございます。皆さん、本当にご承知のように、今、浅野孝男議員からおっしゃいましたとおり、船の入れない漁港、そして、一時期はそれこそ謳歌したこどもの国の跡地、今はそれこそ本当に草だらけの状態である。そういうような状況の中で、観光資源としての極めて高いポテンシャルを持っているだろうという屋形海岸地先のあの部分でございます。県に対しましても、その辺の部分も重々に申し上げ、賃貸借という選択肢はないんだそうです。そういった中で、じゃ、くれるか買うかということですねと話したら、そうですということで、今の県の財政状況の中で、ただであげるといのはちょっと難しい話かなという話をしていましたが、その辺の部分も重々考慮した中で、横芝光町の発展のためですということをお話をさせてもらって、今後なるべく早い時間で進められるようにというようお願いはしてまいりました。

先ほど来、壇上でもお答えをさせていただきましたが、今現在、山武市で建設途中、もうすぐ完成するというように聞いております、このパークゴルフ場の今後の経営また運営の状況を見ながら、また、パークゴルフにつきましては、今、全国組織も立ち上がっていて、全国的な大会もあるというような話も伺っておるところでございます。

そうした中で、いち早く山武市さん、また旭、そしてまた酒々井、そういう町でも積極的に取り組んでいるところがございますので、このブームに乗りおくれなくて、また、しかしながら、貴重な財源を有する工事になると思いますので、多くの町民、そしてまた皆さんの意見を聞きながら進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ありがとうございます。ちなみに、山武、蓮沼では、県有地は無償借り入れと聞いています。交渉の仕方によっては、そういうことも可能じゃなかろうかというふうに思います。

また、森田知事も、外国まで行って、観光立県ちばをアピールしているようですから、今、中国でもパークゴルフははやいそうですから、場合によっては、そのことを踏まえて、知事にもよくよくお願いしていただきたいというふうに思っております。

続きまして、道の駅についてですが、町長も先ほどの説明で高く評価といたしますか、意欲を示しているように感じております。そこでまた、これも改めて説明といたしますか、提案させていただきますが、本当に126号線は東金から銚子までの街道だと思いますが、その126号

線沿いには道の駅は現在存在していないと思います。我が横芝光はその中間点に位置する。インターチェンジも、先ほど言いましたように2つもある。この願ってもない立地条件を生かさない手は全くない。生かさないとすれば、それは怠慢に近いんじゃないかとさえ思っています。

今、蓮沼のオライはすぬまや風和里しばやまの成功に刺激されてか、大網でもつくと、旭でもつくと。横芝は何で恵まれているのにつくらないのよと、横芝光はということで、みんな、むしろ不思議に思っているぐらいだと思います。ただ、そういう立地だけじゃなくて、先ほども説明の中でありましたけれども、農産物あるいは特産物、本当に恵まれた状況の中で、ひかりねぎを初めとして、トマトからバンタムから、本当に全国にも自慢できるような特産物がいっぱいあると思います。肉にしても、養豚、屠畜場もあって、一生懸命やられているわけですから、これもまた大きくアピールできる材料だと思います。

ですから、そういった方々を、多くの人たちが一致協力して、あらゆる可能性を探りながら最大効果を目指すべく、ふさわしい場所とふさわしい施設を何としてもつくってほしい。先ほども言いましたけれども、やっぱりこれは行政主導でやっていかないと、極めて厳しい部分もあるのかなということなので、特に産業振興課長さんには音頭をとってもらって、その組織の発足を何としても早急にやってもらえたらなというふうに思います。

ちなみに、話が長くなりますが、お隣の風和里しばやまさん、いろいろと議会も仲よくさせてもらっていると思うんですが、風和里しばやまの成功例をちょっと話させていただきますと、今から3年ぐらい前ですか、スタートして、風和里しばやまが。ことし、空港、空の駅というのができましたけれども、あの小さな1号店ですか、風和里しばやまの店は本当に売り場なんか100坪もないぐらいの売り場の中で年間5億もやっていると。奇跡的な数字とも言えるんですが、敷地だって、臨時駐車場も入れて総勢5反歩程度という中で、5億も上げるというのは本当に信じられない数字だと思うんですけども、そこに至るまでは、本当に芝山の町民、多くの人が不安と反対と、いろんなことがあったそうです、確かに。いや、土地の買収から始まったらしいですから、数億円というお金をかけてやるときに、本当にもう町を挙げて大騒ぎになったと。だけれども、そのときに町長が言ったのは、この施設は将来の芝山にとって必要なんだということを生懸命言っただけらしいです。それによって、役場職員さん、あるいは多くの、今は14人ですかね、10人以上の議員さんもそれに連動して、また農家の皆さんとか主婦の方までがまじって検討会を立ち上げたそうです。

ですから、私、思うんですが、さっきのパークゴルフ場もそうですが、道の駅に関しても、

ハードルは極めて高いと思います。ですが、完成するかしないかは情熱だと思うんです。企業でもそうですけれども、やっぱり多くの人たちが本当に情熱を持って、何が何でもやるんだ、この町のためになるんだ、町を発展させるんだということを本当に考えたならば、ひとつ私としては、そのことが要望書にあるとおり、横芝光町の起爆剤となると思うんです。発展へ向かっての起爆剤となる。また、多くの人が、さっき私、嫌味なことを最初冒頭述べさせてもらいましたが、閉鎖的じゃなくて、多くの人が先に向かって協調体制をつくろうよ、協働のまちづくりをしようよということにもなっていこうかと思います。そういう意味でも、またもう一回改めて町長からも、芝山町長のまねじゃなくていいんですが、それを見習うような思いを、決意を述べていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 議員言われるとおり、私も、いわゆる道の駅の問題につきましては、極めて積極的に検討していきたい、本音の話をさせてもらって、この道の駅が必ずや横芝光町の発展、活性に向かっていくことだと私も信じている一人でございます。そうした流れの中で、一番最初の壇上での議員の質問の中にございました検討委員会といいたいでしょうか、準備委員会、それについて早速立ち上げさせていただいて、横芝光町の1号店ということで、まずは道の駅の建設に向かって努力してまいりたいと思いますので、今後とも皆様方のご理解、ご協力、そしてご指導を賜りたいと存じます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） ひとつよろしくお願いします。

続きまして、移らせてもらいます。先ほど都市建設課長さんから防災の件で説明がありましたけれども、先日も新聞に大きく報道された南海トラフの最大被害、九十九里浜はおおむね5メートルだろうということで、今、県が進めている6メートルの防壁ですか、これが早期に実行というか、完成されれば、ある意味不安も少しは遠のくのかなと思います。ですが、現実、地域住民の人は、いいようにはなかなかとれない部分もあります。

したがって、やっぱり海岸域の人は不安の中、あるいは観光に従事している民宿組合の方々も、安心を担保していただかないと観光客は来てくれないんだよという話もよく聞きます。ですから、こういうことになっているんだ、こういうふうになりますよ、皆さんに安心してもらえるようにPRしますからという啓蒙活動というのを、もっともっとしっかりやっていただければというふうに思います。ひとつその辺は環境防災課も含めて、都市建設

課ともども、よろしくお願ひしたいと思っています。

残り時間がわずかになりましたので、最後に、私のモットーである栗山の問題、景観整備に移らせてもらいますが、先ほどの説明の中でも、県との折衝があつて、とにかく県が、県がということになっています。ですが、事は町のシンボル栗山の事です。県がでは済まされないように私は思っています。先ほども言いましたけれども、私らの地域でもみんなしてきれいにしましょうよということも進めています。ですから、町としても県を頼らずに、町独自にやってもらえるものはやってもらえるように、ぜひしてほしいなど。県のせいにはしてほしくないと思っています。

それから、この11月に本当は、JRが企画している「駅からハイキング」というのがあります。これは本にもなつて、すごくJRが宣伝して、県内に相当なインパクトがある催しです。それがやっぱり栗山川散策という、サケの遡上する栗山川散策というテーマでやることになっていたんですが、どういふわけか見直しになつて、横芝駅より坂田城周辺の歴史散策というテーマに変わつてしまいました。多分、下見をしたときに栗山川、これじゃ余りイメージよくないなということ変更になつたように私は思っています。ちょっと残念で仕方ありません。

しかしながら、坂田城周辺の歴史散策というの、これはまたすばらしいことでありまして、一般質問の質問事項には加えませんでした。つい先週、私もこのことを知つたものだから、この坂田城周辺の基盤整備というか観光整備、そのことを産業振興課もしくは社会文化課のほうで検討して、何とかいい形をつくつていただけたらなど。で、「駅からハイキング」が本当に、ああ、横芝光町ってすばらしいんだねと、歴史的にもすばらしいんだねということPRできたらいいんじゃないかなと。

また、さらには、来年またJRに企画してもらつて、今度こそ栗山川がきれいになつて、花が咲いている、釣りもやっている、サケも上つているよと。いろんな、そういうふうな形で、まさしく栗山川がはぐくむ横芝光町というイメージに沿うような町の景観にしていればと思います。

このことはこの前ちつと言つただけなんで、答えの準備ができたかどうかわかりませんが、できれば産業振興課さんか社会文化課のどちらかで、その辺のお答えをいただければありがたいんですが、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 課長の指摘があつたわけですがけれども、私からお答えさせていただき

ます。

まず最初に、大綱2件、今、ご質問があったと思いますけれども、県に余りおんぶにだっこじゃ先に進まないだろうというような意味合いのお話だと思いますけれども、先ほど壇上で答えをさせていただきましたときに、最後の4行でございますけれども、「また、町といたしましても栗山川の景観整備にかかわるボランティア活動の助長を図るため、地域振興基金の有効活用について検討してまいります」、この1行がございました。

この地域振興基金というのは、皆さん余り耳なれないのかもしれませんが、実はこれは私が前任期間中に合併特例債を利用して4億円ほど基金を積み立てをしました。それでその償還した分というのは、大体1年間に2,500万円ぐらいか……4,000万ですか。10年返済で毎年4,000万円ぐらい使える。ただ、これがハードには使えませんで、コミュニティーですか、そういうものに見えるという基金なんですね。それを上手に使っていきながら、そのボランティア活動または景観整備、栗山川の整備、または坂田城史跡、また梅林の整備に充てられる財源になるのではないかと、今、国のほうと折衝をしている最中でございます。

その辺がもうちょっと明確になり次第、お答えをさせていただきたいと思いますが、期待に沿えるような方向で進んでまいりたいと考えておりますので、今後ともひとつよろしく願いして、答弁にかえさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 浅野孝男議員。

○3番（浅野孝男君） それでは、その地域振興基金ですか、それを有意義に使っていただくようお願いしまして、よろしく申し上げます。

以上で質問を終わらせていただきますが、先ほどからくどくどしく言わせてもらっているんですが、いずれのことに関しましても、何かを成し遂げるときには、やっぱり行政、各団体、地域住民が本当に一体となって、一体となって、町の発展のために協働のまちづくりということにしていかなければならないと思います。私もこのことを肝に銘じて、これから頑張っていきたいと思います。どうか皆様にもお願いを申し上げまして、質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で浅野孝男議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午前11時50分）

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

◇ 森 川 忠 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

森川忠議員。

〔5番議員 森川 忠君登壇〕

○5番（森川 忠君） それでは、議長のお許しを得ましたので、議席番号5番、森川忠が通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

大綱4点のうち1点目、行政関係では、職員の能力開発について。スキルアップを目指す職員に対して何らかの援助が必要と考えておりますが、そこで、現在の支援策、そして今後の方針について伺います。

2点目、自治体法務検定の奨励について、所見をお伺いいたします。

2番目、現在、町では審議会や委員会が数多くありますが、それらの数、委員数、開催数また女性委員の数をそれぞれお教えてください。そして、女性委員の増員と委員の公募について提案をさせていただきます。

2点目の教育関係。

通学路の安全確保についてですが、現在、ことしに入って全国的にも、小中学生の通学時に悲惨な交通事故例が多く見受けられます。この点に対し、当町では通学路の点検をされたのか。また、危険箇所があったとすれば、その対応・対策はどのようにされたのか、具体的にお答え願います。

全国学力テストが実施されました。その結果についての受けとめ方と学力向上の取り組みをされているのか、伺います。

また、テストの点数は確かに重要であり、学力向上ということは生きる力の向上になる部分も大きいと思いますが、ほかにも地元の将来のための視点は備えられているのか、伺います。

3点目で、環境防災関係。

LED、発光ダイオードの普及策についてですが、電球として長寿命、省電力の普及策について、非常に有効とは思いますが、ご所見をお願いいたします。あわせて、公共施設へのLED導入について計画はあるのか、お伺いいたします。



続いて、高機能携帯電話、つまりスマートフォンの普及が目覚ましい現在、災害時に使用できるWifiスポットを公共施設への設置を要望いたします。

4点目、税務関係では、税の徴収率向上対策について伺います。

納期の設定に工夫をされてはいかがでしょうか。納めやすい条件は人によって違うはずであり、納期は年4回に固定することなく細分化し、納税者に選択していただいておりますでしょうか。

続いて、現在、当町では行われておりますインターネット公売、ヤフーを通じてやっていると以前にも伺っておりますが、その実績を伺います。

最後に、滞納処分に対する町長のご所見をお伺いいたします。

執行部の簡潔、明快なご答弁をお願いしまして、壇上の質問とします。

〔5番議員 森川 忠君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、森川忠議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、私からは、防災関係の職員の能力開発についてのご質問のうち、スキルアップを目指す職員に対しての何らかの援助が必要と考えるが、町長の所見を、という部分と、税務関係上の税の徴収率向上対策についてのご質問のうち、滞納処分に対する町長の所見は、についてお答えをします。教育関係、全国学力テストの結果と学力向上の取り組みは、のご質問につきましては教育長から、その他のご質問につきましては各担当課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくご理解賜りたいと存じます。

初めに、スキルアップを目指す職員に対して何らかの援助が必要と考えるが、町長の所見を、についてお答えさせていただきます。

職員のスキルアップについては、本年6月議会の山崎貞一議員からの一般質問でもお答えをさせていただきましたように、平成18年12月に策定をしたところの職員人材育成基本方針に基づき、職員研修などにより人材の育成を図っているところでございます。職員研修では、職務を遂行するために必要な実務的、専門的知識や技術を習得するため、本人の希望を優先し、職場外研修として山武郡市広域行政組合、千葉県自治研修センター、市町村アカデミーなどで実施する各種研修に参加をさせているところでございます。平成23年度は、31種類の研修に延べ98名が参加をいたしましたところでございます。また、職場内で実施した法制執務、

交通法規、救急救命への研修へは、延べ253人が参加しております。さらに本年度は、精神力の向上と規律やマナーを見直すことを目的に、7月に陸上自衛隊習志野駐屯地での体験入隊を実施し、10名の職員を派遣したところでございます。しかしながら、業務の状況により、希望の研修が受講できない場合もございますので、各種研修機関で実施される研修等について、職員への情報の提供や希望する研修、資格取得などの相談機能の充実を図るなど、自己啓発意欲や達成感が得られるような職場環境づくりが重要であると考えております。

続いて、滞納処分に対する町長の所見は、についてお答えさせていただきます。

本議会に提案させていただきました平成23年度の一般会計の決算の状況でもおわかりいただけると思いますが、当町におきましては、歳入総額に占める町税の割合は21.2%でございます。財源の大半を地方交付税や国・県補助金などに依存している状況でございます。しかしながら、町税は町を運営していく上で極めて重要な自主財源でございます。したがって、税の公正、公平の見地から、督促状や催告書などによって自主納付を促していても、納付意欲の見られない人、さらには納税相談や電話催告に応じようとしない、いわゆる悪質な納税者、滞納者に対しましては、財産の差し押さえなど厳正な処分を行い、さらなる徴収率の向上に努めてまいり所存でございます。

以上で私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） 森川忠議員の教育関係のご質問の、全国学力テストの結果と学力向上の取り組みは、についてお答えします。

全国学力テスト、つまり、全国学力・学習状況調査とは、文部科学省が義務教育の機会均等とその水準の維持向上の観点から、全国的な児童生徒の学習状況を把握・分析し、教育施策の成果と課題を検証し、その改善を図ることを目的として実施しているものでございます。

初めに、結果についての受けとめですが、本年度は、当町は小学校2校が抽出され実施いたしました。調査の結果につきましては、理科では全国平均を上回ったものの、国語、算数ではやや全国平均を下回りました。この結果を踏まえた向上策といたしましては、授業の充実を図ることはもちろんですが、教師の指導力の向上のための研修や少人数教育の推進を図り、きめ細かな指導のための学習支援員の配置を行うほか、週時程や日程表の工夫による学習補習時間の確保、保護者の協力を得ながら、家庭学習の充実等を図ってまいりたい

と考えております。また、生活習慣や学習環境等の結果につきましては、学校でできることと家庭にお願いすることを明確にしながら、保護者との連携を図ってまいりたいというふうに考えております。

今後も、各学校の課題を把握し、教育活動の継続的な改善を行うため、学力・学習状況調査を活用してまいりたいというふうに考えております。

次に、地元の将来のための視点は備えているかについてであります。各学校では、児童集会や生徒集会、学年集会、音楽集会等の行事などを通じて、地域の行事に積極的に参加したり、地域の人材を活用した行事に参加するなど、児童生徒に対し、地元を身近に感じ、愛着が持てるように指導を進めております。

今後も、学校、地域、行政がともに協力、連携しながら、将来の横芝光町を担う子供たちを大切に育てていきたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私からは、森川議員からの行政関係の職員の能力開発についてのご質問のうち、自治体法務検定の奨励についてと、審議会・委員会の活性化についてのご質問にお答えをいたします。

初めに、自治体法務検定の奨励についてお答えをいたします。

自治体法務検定は、自治体職員を主な対象とし、十分な法務能力を備えた有能な人材を養成することを目的といたしまして、民間の自治体法務検定委員会が実施する検定であると伺っております。この検定では、基本法務と政策法務の2種類があり、基本法務は、自治体行政実務との関連を踏まえ、法というものの基本を身につけることを目的とし、政策法務は、それぞれの地域の自治を創造するための法務知識を身につけることを目的としています。検定は、採点結果により、それぞれプラチナ、ゴールド、シルバーの3段階に評価をするものであります。検定の受検方法といたしましては、一般受検と団体受検があり、団体受検は10人以上で申し込むことが条件となりますが、申し込んだ団体の希望する期日及び会場で受検することができます。県内では、千葉市、浦安市、流山市などで団体受検により職員が受検しているようでございます。この検定を受検することは、職員の法務能力の向上につながると考えますので、研修等の情報の一つとして職員に周知をし、10人以上の希望者がある場合

は、団体受検できるように取りまとめてまいりたいと存じております。

続きまして、審議会・委員会の活性化についてお答えをいたします。

初めに、各会の実態についてであります。本年4月1日現在で審議会・委員会等は、教育委員会、農業委員会を初め48あり、委員数は合計で1,309人です。うち、女性委員の数は183人で、その割合は14%となっております。また、会議開催回数は、平成23年度では合計で221回となっております。

次に、女性委員の増員と委員の公募についてであります。女性委員の増員につきましては、平成21年4月に策定をいたしました第1次男女共同参画計画では、各種審議会などの女性委員の割合の目標値を平成25年度で20%、平成30年度では30%としておりますので、町内のあらゆる分野で活躍する女性の人材情報を収集するなど、目標達成に向けまして、女性の登用率の向上に努めてまいります。

また、委員の公募につきましては、第1次総合計画の後期基本計画策定に当たり、広く住民の意見を集約し、住民との協働による計画づくりを推進することを目的といたしました、まちづくり住民会議におきまして、平成23年度に委員16人中5人を公募いたしました。

今後も、住民の町政への参画を促進し、協働のまちづくりを推進するため、そのほかの審議会・委員会の委員の公募につきましても、その所掌事務や内容について精査し、検討してまいりたいと存じております。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） 森川議員の教育関係のご質問の、通学路の安全確保についてお答えをいたします。

ご質問の町内通学路の点検実施について、危険箇所の対応・対策は、についてですが、本年4月以降、登下校中の児童等の列に車が突っ込み、死傷者が出る痛ましい事故が相次いで発生したところですが、これを受けまして、文部科学省から学校の通学路の安全確保について依頼がございました。

当町では、文部科学省の通学路における緊急合同点検等実施要領に基づいて、山武警察署、千葉県山武土木事務所、町都市建設課、環境防災課、町内各小学校及び教育課による緊急合同点検を8月14日から16日までの3日間にわたり、各小学校で危険箇所として把握している町内38カ所において実施をいたしました。

なお、この点検の結果を踏まえた対策についてでございますけれども、初めに、学校による対策といたしましては、通学路の変更やボランティア等による立ち番の実施のほか、児童生徒に対する徹底した安全指導を実施することといたしました。

次に、道路管理者による対策といたしましては、横断注意などの路面標示や、樹木が生い茂り見通しが悪い箇所につきましては、地権者への剪定依頼を行うことといたしました。

また、警察署による対策といたしましては、横断歩道の路面標示を行うことといたしております。

なお、これらの対策につきましては、関係各機関に対し、できるだけ早期の対応をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、私のほうから、環境防災関係についてお答えをいたします。

初めに、LEDの普及策についてお答えをいたします。

長寿命で省電力のLEDの普及策は、あわせて公共施設へのLED化導入についてでございますが、地球温暖化対策の推進に向け、省エネルギー対策など、官民挙げて取り組まれておりますが、東日本大震災以降は、節電を中心に省エネルギー対策の推進が大変重要となっております。LED照明につきましては、小型・長寿命・低消費電力という特徴を有し、照明分野において省エネを進める観点から、大変注目されております。

経済産業省からは「省エネランプ等の普及促進対策について」が発令され、家庭等で使用される一般的な白熱電球の生産・出荷に関し、2012年を目途に、原則として電球形蛍光灯やLED照明などの省エネ性能のすぐれた製品への切りかえへの実現を目指し、関係各方面に呼びかけが行われ、大手家電メーカーでは2012年を目途に、一般的な白熱電球の製造・出荷を行わないこととなる予定でございます。また、各事業者においても、省エネランプ普及のため、普及啓発活動等が取り組まれております。

また、これとあわせまして、関係団体等から成る省エネあかりフォーラムと協働で、照明に関する省エネルギーについて国民の理解、行動を促進するためのキャンペーン「あかり未来計画」が実施されております。

これらのことから、森川議員のご指摘のとおり、公的施設においても照明のLED化を導入することは当然の流れと認識しております。

しかしながら、導入経費が多額であるため、各施設において改築や改修工事の機会をとらえ、実施してまいりたいと考えております。今後、当分の間、照明機器の耐用年数による更新以外は、他の工事に絡め、LED照明を取りつけることが現実的と考えております。

次に、公共施設へのWifiスポット設置についてお答えします。

災害時に有効なWifiスポットの設置要望についてでございますが、東日本大震災以降、災害時の情報収集、発信するための有効な手段として、都市部の自治体を初め民間施設などに設置されている状況でございます。県内で設置しました市川市では、市内の公民館や図書館などの公共施設にソフトバンク、au及びNTTドコモのWifiスポットを設置したところでございます。各社のスマートフォンやタブレット端末等、無線LAN機能を備えた機器であれば、無料で高速インターネット通信ができるように整備されております。施設によっては、電波の受信状況により使用できないものもあります。また、岡山県新見市では、ソフトバンクモバイル社による設備等の無償提供を受け、設置しました。これにつきましては、キャリアが1社だと、他のキャリアが有料になることが含まれます。

このように、全国の自治体等でWifiスポットの設置が進められておりますので、回線使用料や災害時を除く通常時での活用、ユーザー等を考えまして、通信事業者並びに担当部署と検討を重ね、活用方法を協議してまいりたいと考えております。

以上です。よろしく申し上げます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

〔税務課長 高埜広和君登壇〕

○税務課長（高埜広和君） それでは、税務関係についてお答えいたします。

まず、納期の設定に工夫をということでございますが、市町村税の納期につきましては、地方税法において、普通徴収の個人市町村民税は6月、8月、10月、1月中において、当該市町村の条例で定めるとされております。また、固定資産税については、同様に、4月、7月、12月、2月、軽自動車税については4月で、いずれも特別の事情がある場合においては、これと異なる納期を定めることができるとされております。

このことから、町税条例におきましては、先ほど町長からも説明がありましたように、当町のように、地方交付税や県支出金などに財源の大半を依存している歳入構造から、個人町

民税の普通徴収の納期は6月、8月、10月、12月、固定資産税は5月、7月、9月、11月、軽自動車税は4月と定めているところであります。また、それぞれの税の納期が重ならないよう納税者の負担にも配慮し、設定をしているところでございます。現在の町税の納期につきましては、このようなことから、おおむね適切であると認識しているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

次に、インターネット公売の実績についてでございますが、平成22年度から導入いたしました、システムが立ち上がりましてのが23年の1月でございましたので、平成22年度分といたしましては1回実施し、2万2,574円。平成23年度は5回実施し、7万7,999円。また、今年度につきましては8月に1回実施し、9,599円でございます。したがって、現在までにインターネット公売によって滞納税に充当いたしました合計額は11万172円でございます。

なお、本年度もおおむね5回程度実施する予定でございますが、これまでは担当者のノウハウを育成することも、その目的の一つとして実施してまいりましたので、スポーツ用品や食器類など低額な物件を扱ってまいりました。今後は、不動産等の高額物件につきましてもインターネット公売の対象として実施してまいりたいと考えているところでございますので、よろしくお願い申し上げます。

〔税務課長 高埜広和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、再質問をいたします。

まず最初に、職員の研修費、私の感覚では非常に低い、たしか数十万円ということだったかと思えます。町長のご答弁の中で、山武郡市広域行政組合を初め、要は自治体間での研修には参加させているよということだと思えますが、研修というのは非常に大事なことで、自治体法務検定にもつながりますけれども、やはり結果として見えなければ、ただ行ったんだよということにもなりかねませんので、自治体法務検定についても、これは民間の会社で行っていることですので、余りPRになるということにもなるので、余り強くは言いませんけれども、やはり試験があるということの緊張感、努力、その辺は結果として出ますので、ぜひとも職員に対して勧めていただきたい。特に、地方分権が今後推進されることは目に見えておりますので、今まで以上の職員の皆さんの実力をつけるといいでしょうか、研さんを積んでいただきたいと思えますが、その件で町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それこそ地方分権、そしてまた複雑化する、この世の中で、やはり職員一人一人のスキルアップは、この横芝光町のこれからの自治体をしっかり守っていく上でも大きなウエートがあると、私も認識しているところでございます。今後、できる限り、研さんを重ねさせるためにも、各種講習会ですとか、そういうものには参加させていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひよろしくお願ひしたいと思います。あわせて、我々議会も、議員も、当然スキルアップに努力をしなければいけないと考えております。

続いて、各審議会・委員会については、課長からお答えいただきました。48あり、1,309人、非常に多いなという気がしますが、この中で重複しているという部分ではカウントできますか、何名だということ。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） 委員数、先ほど申し上げましたが、延べ1,309人ということですが、当然この中には重複している方はいると思います。ただ、委員数、委員会の数も大変多いということで、現在、何人の方が重複しているかまでは、ちょっと把握はしてございませんでした。申しわけございません。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひ後ほど、大変ですが、お調べいただきたいと思います。よろしくお願ひします。

委員の委嘱に関しては、当然、町長名でお出しすると思いますが、これからのポイントはやはり女性委員、世の中に約半分女性がいらっしゃるわけですから、ぜひとも女性の委員の増員、そして後期計画にもあるように、30年には30%の女性委員という予定でございますので、ぜひ女性委員の増員については頭に入れておいていただいて、また公募もどんどん広げていただきたいと思います。時として、委嘱の方法が比較的安易といいましようか、無難といいましようか、そのような感じすら私も受けるわけですので、よく精査され、その辺も町長にはご意識願ひたいと思います。

続いて、教育関係。教育長からは、全国学力テストの結果、そして学力向上の取り組みをお答え願ひました。皆さんご存じのように、この全国学力テストは、約5年前、失礼しました、7年前ですか、2007年あたりから始まったんですが、結果をとらえると、何と上位は常



に東北の秋田県初め、北陸の福井県、富山県、その辺がずっと上位を占めているんですね。これは何か秘策があるのかなというような気がします、それについて教育長、どのようなご所見をお持ちでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） この学力調査は、改正されてから、常に上位にいる都府県は、秋田県を中心に福井県とか富山県とか東北、北陸のほうが多いわけですが、特にこの理由について云々というのは、文部科学省のほうは述べておらないわけですが、私が考えるところ、どこの市町村でも同じでございますけれども、子供は常に町の宝であると。横芝光町も当然その形に入ってくるわけですが、すべての住民一人一人が子供を育てるという意識が非常に強いのではないかとこのように思っております。

と同時に、第1は、学校と地域、家庭の連携が十分に図られていると。要するに核家族化が少ないのではないかとこのように考え方を一つ持っております。第2は、同様なことですが、地域を挙げての子供に対する、一人一人に対する協力態勢が非常にでき上がっていると。第3には、先ほど申し上げました核家族化が少ないのではないかとこのことから、家庭内でのコミュニケーションが非常に行き届いているのではないかとこのことを考えております。ですから、このような態勢ができ上がっている。そして、子供を育てる環境構成が非常に盤石で、その盤石さが、よい結果が得られているのではないかとこのように考えておるところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ありがとうございます。

齋藤教育長は、校長先生をやられていたとき、私もPTAで大変お世話になりましたけれども、一貫して、地域、家庭、学校、そのスクラムで子供たちを育てるとこの教えを、私もPTAの役員をやらせていただいたとき、教えていただいた記憶があります。今後も、核家族化は、これはいたし方ないかと思っておりますが、その教育長の理念をしっかりと学校教育に伝えていただきたい、このように思うわけでありませう。

もう一点、公表について、この町はどうされているのか。比較的、公表を嫌がるかといひましようか、拒否するといひましようか、そのような委員会があると聞いておりますが、横芝光町教育委員会としては、その結果公表についてはいかがになさっておりますでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 横芝光町としては、原則、現状は公表していないというところでご

ざいます。

理由といたしましては、森川議員ご存じのように、1点は学校間の序列化ないし過度な競争につながるのではないかという、一つの心配があります。

それから2点目は、先ほども申し上げましたけれども、公表しなくても、指導法とか授業の改善につながるだろうと。要するに、学校間だけではなくて、教育委員会と連絡を密にとって、指導法の改善につなげていけば、学力の向上につながるのではないかという考えが2点目でございます。

3点目といたしまして、小学校の6年生と、それから中学校の6年生と限られております、学年が。

〔「中3」「中3です」と言う人あり〕

○教育長（齋藤 明君） 実施教科も国語と算数、昨年まで国語と算数だけでした。ことしから新たに理科が加わったというところでございます。それプラス環境状況調査が入っているわけですが、限られておまして、測定できるものは学力の特定の一部だど。と同時に、学校における教育活動の一側面という考え方を持っておりまして、人間一人一人にとって、この一部分で評価されるものではないんだという考え方を持っておりまして、公表を差し控えておるところでございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 確かに学校の序列化を私も求めているというようなことではないんですね。しかし、何かを行ったときには、その結果を確かめて、結果を分析して、将来に生かすということで改善があると私は信じております。現在、横芝光町の教育委員会のそのような方向が正しいとか正しくないとかということではなくて、何らかの、やっぱり結果を分析する必要があるかと思っておりますので、今後ともよろしくお願いします。

また、この2点目のぼやけた質問で大変失礼だったんですが、地元の将来のための視点ということは、やはり昨年の大震災に絡めて、単にテストの点数の向上ということだけではなくて、大震災で示されたような、例えば命を守る防災教育の重要性、そして生きる力を教育、郷土の歴史を踏まえた教育、そのようなことが、学力テストには出ませんが、必要であろうかと思っておりますので、勉強の教育だけでなく、人の命の大事さを教えていただくとか、そんな教育も、ぜひとも教えていただきたいと思っております。そのようなことから、地元の将来のための視点という質問で、わかりづらくて、本当に申しわけなく思っております。

続いて、LED化についてであります。EUでは、一般照明の白熱電球に限っては2012

年、つまりことしで販売禁止がもう予定されております。我が国でも、たしか大手弱電メーカーがもう白熱球の製造はやめたということで、LED化はもう待たなしで進んでいます。価格も比較的、販売当初から見ますと約半分になったとか、かなり安くなっているんですね。何でも物は出始めのときは当然高いわけで、普及していけば安くなりますので、これからはどんどん進むかと思えます。先ほど課長の説明でもありましたように、やっぱり震災、特に原発の事故のことから、節電、そして温暖化対策、やはり電球の取りかえというのは積極的に行わなければならないと考えております。

町民個々への直接助成ということはもちろん難しいかと思えます。しかし、長寿命で省電力、このLED化をどんどん普及させていくことは私は重要だと思いますので、これに関して、町の施設でのLED化、町長はどのようにお考えでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 順次、これは進めていくべきだろうなというふうに考えております。

私も、実はプライベートな部分で、自分の部屋の40ワットの蛍光灯を数年前、LEDの蛍光灯に1本しました。まだまだ長い蛍光灯については、開発の、まだまだ改修というんでしょうか、改善といいましょうか、まだまだその余地があるように、私は実際使っていて、そう思っています。電球については相当完成もされてきているように思いますし、しかしながら、公共施設の場合、ここにもあるとおり、蛍光灯がほとんどであって、また蛍光灯の値段が非常に高額である。だんだん値段が下がってきているとはいうものの、順次これを財源に伴いながら、少しずつではありますが、考えて検討してというか、進めてまいるということが基本のスタンスになると考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） これに関連しますけれども、町の防犯灯、土屋課長にお聞きしたいんですが、これからはすべて新規とか交換というのはLEDなんですか。その1点だけお願いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） そういう考えで進んでおります。現在、防犯灯につきましては4,285基設置してございます。うちLEDにつきましては196基、普及率としては4.5%ということで、今後のものについては新規はLED、それと修理する場合、球を取りかえてもだめだという状況がございまして、それについてはLEDというふうにしたいと考えてお

ります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） ぜひとも徐々にということをお願いしたいと思います。

そして、Wifiの話なんです。現在、町長も使っておられると思いますが、スマートフォン、そしてタブレット端末、非常に普及が目覚ましく、今や生活になくてはならないグッズになっていると言っても過言ではないと感じております。家庭や職場においては無線ルーターでのWifi利用、私も非常に使っておりますが、災害時には、ラジオ、携帯電話は、安否確認の状況や把握、情報の入手、連絡手段に必須のアイテムですが、インターネット接続も、ラジオやテレビ以上に重要な情報ライフラインとなります。特にインターネットの場合は、ラジオやテレビと同様の情報収集ではなく、情報の発信も可能です。例えばメール、ツイッター、ミクシィ、フェイスブックといいますコミュニケーションサイトやツールを活用することで、安否連絡や救出連絡など、友人などにリアルタイムに連絡することができます。

このようなことも踏まえて、災害時の避難所を初め、公共施設にWifiスポットの提案をいたします。先ほど課長からのご答弁がございましたように、市川市、そして南房総市、都市部を中心じゃないんですね、南房総市ももう3つのキャリアだと思います、入っておりますが、ぜひともご検討願いたいと思います。

続きまして、税務関係に移らせていただきます。

先般、代表監査委員会のご報告もいただきましたように、わずかであるが、徴収率の向上が確認されたということがございました。担当課を初め、担当職員の皆様には大変敬意を表したいと思います。

しかし、本来は国民の義務である納税でございます。当然100%ということではなりません。まじめに税を納めている方と公平性の確保という点からも、お支払いできる能力のある方にはきちんと納めていただくということが原則です。徴収率の低下で、町長、課長からも、一般会計に占める割合が低いからというご答弁でしたが、それは私はさておいて、低いからどうでもいいよというような考えは決していけない、そのように思います。

その低下は、町の経済の低下を反映し、確かに町民の懐事情が苦しいということをお話していることでしょう。しかし、このまま放置することは許されませんので、何らかの措置をとらなければなりません。我が町は対策をきちんととっているもので、今後、成果はきちっと出てくると思いますが、そのような環境づくりが、納められる環境づくりが重要と、私は感じております。

先ほど高埜課長からの答弁もありましたように、現在、町民税は、特別徴収分ですか、それを除きまして、6、8、10、12、固定資産税は5、7、9、11と、地方税法に準じた納期になっているんですね。例えば農家にとって、4月とか7月には現金収入は比較的得ることが難しい時期だと思います。逆に、毎月何がしの収入のあるサラリーマンの家計にとっては、1年分の固定資産税を年4回に納めるよりも、例えば毎月定期に納めるほうが納めやすい、このように私は感じます。つまり、人によって納めやすい条件ということは異なってくるはずですので、納期は年4回として一律に固定することなく、例えば2回、4回、8回、毎月の12回というような細分化、これは地方自治体で変えることが可能かと思いますが、これに関して町長、どのようにお思いですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 納税に対して、納税者の利便というか都合でやっていただけるという、それはそれで、ある一つ考え方としてはよろしいのかもしれませんが、納税者全員をメニューをつけて出すというのなかなか厳しい状況です。それと、やはりある程度ルールにのっとって納税をしてもらうというのが、年間の財政計画の上でどれだけ集めたいですとか、また徴収事務の煩雑さ、これも極めて今、横芝光町には11課あって、税務署の担当する職員が課の中でも多い部類の課になっておりまして、そうした部分の所掌事務の煩雑化にもつながって、なかなかそれが合理的な収税の仕方になるかというのは、いささか問題といたしましうか、非合理的な部分も出てしまうのではないかと考えております。

しかしながら、当然、こういう長引く景気低迷の中で、そういう払うのに対して大変な思いをしながら払っていただいている、本当にまじめな納税者の皆様方にとりましては、常に、いつでも納税に対する相談は受け付けておりまして、その一人一人に合わせた納税、そして私どもからすれば収税を心がけておりますので、納税をする皆さんにとりまして、できるだけすんなりといたしましうか、できるように、こちら心掛けていきますし、そういうような状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 税務課長に、すみません、関連してお聞きしたいと思いますが、納税方法でクレジットカードを使っての納税方法も現在示されておるところですが、その実績がおわかりでしたら教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） クレジットカードの実績でございますが、町民税、固定資産税、軽自動車税、国保税、すべての税について適用できます。23年度の実績といたしましては、件数が694件、収納額が732万9,400円、これにかかった手数料が4万2,000円でございます。以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 今、初めて数字をお聞きしたんですが、694件、732万9,400円ですか。4万2,000円のそのクレジット会社に払った手数料は、割合からすると非常に微々たるもので、ざっと計算しますと、大体1人1万円ちょっとなんです、これね。平均しますと1件当たりが。そこには、1万円を超えてたし手数料がかかるというような仕組みがあるのかなと思いますが、その辺、具体的にご説明願いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 税務課長。

○税務課長（高埜広和君） 納付額が1万円までは1%、これが町が負担しております。1万円から2万円、ここからは納税者が100円、1万円増すごとに100円ということになりますので、3万円の場合には200円、そういう構造になっております。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） よくわかりました。

クレジットカードは今、日本だけでも数億枚発行されております。私もよく利用はしておりますが、この辺の手数料の負担を、私個人的に考えたんですが、町が負担するというようなことを提案したいんですが、町長、いかがですか。

試算はされていないと思いますが、クレジットカードというのは比較的便利な面とお得な面があるんですね。例えば、いろんな会社によりますけれども、幾らで幾らというようなポイント制度みたいなことがありますして、非常に有利ということですね。やはりこれも、多分、若い方を中心にクレジットカードの普及って、かなりあると思いますので、ポイントカード等、今現在、ある意味、はやっているといいでしょうか、流行しておりますので、その辺でできるだけ1万円以上に対する納税者負担というのを軽減する意味でも、それに対して町長、どうでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 一般的に、クレジットカードを一般の人が商店ですかデパートで使った場合に、クレジット利用料というのは、そのお店が持っている。たしか3%、4%ぐらいでしたよね。カードによって違いますけれども、アメックスなんか7%だとかという料金

が取られます。その料金の中から、クレジット会社の会社の運営経費、そしてまた利益、使ってくれたインセンティブとして、その使ってくださったお客様にポイントをあげるというような状況がございまして、税金の場合、公金でございますので、余り税金を払ってポイントをためるというような、もし視点であれば、ちょっと違っているかなというふうには思います。

そうした中で、1万円集めるのに100円かかる、約100円かかるというような、今、課長からの答弁でございますけれども、それが安いか高いか、きっと一般のユーザーからしてみると高いですね、1万円で100円の料金を負担するというのは。ただ、集めるほうからしてみますと、あくまでも税法にのっとっての義務でございますので、その辺のところを私どもももう一度整理しながら、この答弁については考えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 私は、自身がポイントが欲しいとか、そういうことではなくて、やはり門戸を広げてあげて、払いやすくしていただきたいなという意味の視点でございますので、その辺は申し添えたいと思います。

確かに税金は国民の義務だということで、戻りますと、教育長にもお話しさせていただきましたんですが、やはり租税教育。租税教育というのは非常に大事なんですね。私も、以前ある団体の役をやらせていただいたとき、出前の租税教育をということを学校に申し出ましたら、なかなか年間カリキュラムを組んであるので難しいよと断られた経緯がありますが、今後、小学校の例えば5年とか6年生程度に、税はこう使われているんだよという、現在でもされているとは思いますが、より密度の濃い租税教育、ぜひともカリキュラムに入れていただきたいと思います。

最後に、賦課された税金というのは、違法に賦課をされているわけではありません。納めるべき事由、担税力があるからこそ賦課されているわけであります。これを納めないからといって、ある意味放置しておくということは、町の財政ばかりではなく、負担の公平の見地からも許されないことと思っております。町民に対して滞納処分をすることは、まさに情けに忍びないものがあるかと思っております。きつい言葉かもしれませんが、一罰百戒の意味も込めて、悪質と思われるものに対しては断固、積極的な対応をとっていただきたいと思います。

以上、質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で森川忠議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午後2時10分とします。

(午後 2時00分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午後 2時10分)

---

◇ 五木田 平 和 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

五木田平和議員。

[6番議員 五木田平和君登壇]

○6番（五木田平和君） それでは、一般質問をさせていただきます。

大綱3点、うち、初めに、坂田池ふれあい公園北側の排水路柵渠未整備の工事計画についてお尋ねいたします。

旧横芝町時代に坂田池ふれあい公園の北側、取立排水路の東側に位置する排水路190メートルの柵渠整備が計画され、そのうち約70メートルが町の合併前に実施され、残り部分は合併後に工事を実施する予定であったと記憶しております。合併後、すぐ近くに横芝中学校の新校舎が建設され、これに伴う排水路の機能補償工事、3路線はすべて終了しているのに、この路線だけが合併から6年が過ぎても整備されないことは残念であります。未整備区間の耕作者から柵渠整備の実施をお願いしたい旨の要望が私のところに来ております。また同時に、町の施設整備並びに学校教育整備に協力いただいた土地の権利者や受益者から整備要望の声も聞いておりますので、早期の工事实施をお願いしたいと思っています。町の考えをお尋ねします。

次に、町が所有している農地についてお尋ねします。

合併前も含め、町は何らかの理由により農地を取得し、所有していると思います。現在、農地がどのくらいあるのか、所在地と面積について教えていただきたい。

2つ目、その農地は、現在どのように維持管理しているのか、教えていただきたい。

最後に、食品関係の放射能検査についてお尋ねします。

福島県原発事故からこの9月で1年半となりますが、いまだに放射能汚染の被害や風評被害が発生しております。ことしの4月1日から、一般食品は放射能セシウムが500ベクレ



ルから100ベクレルの新基準が適用され、野菜、果樹、肉、水産物など数多くの食品が放射性物質の検査を受けています。そこで、当町における放射能検査体制や検査結果について伺います。

1点目、給食センターは、放射能検査をどこで、どのような方法で月に何回検査をしているのか、教えてください。

2点目、食肉センターで実施した放射能検査頭数は延べ何頭になりますか。また、検査基準が厳しくなり、結果が出るまで時間がかかると思いますが、1頭当たりどのくらいの時間がかかるのか、伺います。

以上、壇上からの質問を終わります。

〔6番議員 五木田平和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは、五木田平和議員のご質問にお答えさせていただきます。なお、私のほうからは、町が所有している農地に関する質問についてお答えし、そのほかの質問については担当課長より答弁をさせますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

第1点目の、町所有農地でございますけれども、町内3カ所に農地を所有しておりまして、企画財政課が所管する横芝光町横芝字西境田127番の1、地籍は田、370平米でございます。続いて、都市建設課が所管する坂田池字明治72番、地籍が田でございます、1,031平米でございます。3点目が社会文化課で所管しております栗山字鶴巻4740番ほか5筆の畑、6,066平米で、合計8筆、7,467平米でございます。

管理の状況でございますが、企画財政課が所管する大字横芝の水田370平米につきましては、旧横芝町時代から、隣接水田の耕作者の方に管理をいただいているところでございます。都市建設課が所管する大字坂田池の水田1,031平米は、夏に周囲のあぜの草刈りを行い、冬には田面の草刈り等々を実施しているところでございます。3点目の社会文化課で所管する大字栗山の畑6,066平米は、一部を社会文化課事業の町民農園として貸し出しをして、町民の利用に供しているところでございます。

以上、私からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 伊橋秀和君登壇〕

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、私のほうから五木田議員のご質問の大綱1点目、農業施設についての坂田池ふれあい公園北側の排水路柵渠未整備の工事計画についてお答えをさせていただきます。

排水路柵渠の未整備区間の工事計画でありますけれども、この排水路は、町合併前の年に約70メートルの柵渠整備が実施をされました。しかしながら、残り約120メートルが未整備となっている状況でございます。未整備区間につきましては、整備した部分も含め、用排水路の状況を調査して、支障があれば工事实施をする検討の予定だったというふうに聞いております。合併から数年が過ぎた現在の未整備区間の状況を調査してまいりましたが、のり面部分、それから結合予定部分に崩壊箇所も見受けられますので、修繕等を含め、検討していきたいというふうに思っております。

以上でございます。

〔産業振興課長 伊橋秀和君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、五木田議員の食品関係の放射能検査についてのご質問の1点目、給食センターの放射能検査はどこで、何検体、月に何回実施しているのかについて、お答えいたします。

給食センターで使用する食材の放射性物質検査につきましては、平成24年度から始まりました千葉県による学校給食用食材放射性物質検査事業を活用し、実施しております。また、検査の場所につきましては、茂原市にございます東上総教育事務所でございまして、月に2回、各3検体を持参して、実施しているところでございます。

なお、検査結果につきましては、町ホームページや給食献立表などにより公表しておりますが、今までに検査を行いました16検体の放射性物質検査の結果につきましては、いずれも不検出となっております。

以上でございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君登壇〕

○食肉センター所長（加瀬盛久君） それでは、五木田平和議員のご質問の食肉センターでの

放射能検査の延べ頭数と現在の1頭当たりの所要時間についてお答えいたします。

放射能検査は、昨年8月から実施しております。牛につきましては、昨年の検査頭数は2,538頭でございます。うち、県内の牛が1,604頭、県外の牛が934頭でございます。ことしの検査頭数は7月31日現在で1,311頭です。うち、県内の牛が897頭、県外の牛が414頭であります。また、豚につきましては、1問屋が毎月1回、自主的に検査をされております。

なお、検査にかかる所要時間につきましては、1頭当たり15分です。

以上であります。

〔食肉センター所長 加瀬盛久君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） ありがとうございます。それでは、自席から2回目の質問をさせていただきます。

産業振興課長から、合併当時は、未整備区間について用排水路に支障があれば、工事実施を検討する予定であったと回答がありましたが、私は、合併後の早い時期に未整備部分の工事が行われるものと思っておりました。それは、この水路周辺の受益者は地元の人より他地区からの耕作者が多いために、地元からの要望が出しにくい場所であったこと、さらには、ふれあい公園建設に協力した経緯も含めて、合併前から協議して取り組んでいた排水路工事と認識したためであります。

のり面等の崩壊箇所も多く、用排水に支障も出ている状況であります。また、受益者の方からの要望もありますので、工事の実施検討をお願いしたいと思いますが、産業振興課長、いかがですか。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） ただいま五木田議員から、当時の経緯等について、今お伺いをしたところであります。私どものほうも、支障があれば検討するというふうに聞いていたものでありますから、こういう回答をしたわけではありますが、いずれにいたしましても、公園建設に貴重な土地等をご提供いただいた皆さん、あるいはあの場所は他地区からかなり来ているということもございますので、それらも含め、今、実際的には崩壊箇所も多くなっておりますので、これから工事実施に向けた検討的なものを、我々のほうも、もう一度さらなる進んだ検討をしていきたいというふうに思っていますので、ご了解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） わかりました。受益者の皆さんも工事实施を持ち望んでおりますので、お願いいたします。

次に、町が所有している農地ですが、北清水の基盤整備事業による非農用地を除く農地の所有について回答をいただきました。横芝地区だけに存在していますが、光地区にはありませんか。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 光地区にはないと認識しております。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 回答いただいた農地については、坂田池の農地のことですが、代替地としての取得や寄附等によるものと記憶しております。また、隣接地に迷惑をかけないよう、適正な維持管理を行っているという回答がありました。耕作をしない農地はすぐに荒れてしまいます。2年近く耕作しないと、もとの状態に戻すには水田では4年がかかると言われています。町内には、隣接の農地に悪影響を及ぼし、被害を与えている状況が多く存在しております。町が管理している農地でありますので、問題はないと思いますが、引き続き徹底した維持管理を担当課でしていただけるよう、お願いいたします。答弁は結構です。

次に、給食センターであります。給食の放射能検査は、茂原市まで持参して、月2回の検査実施とのことですが、将来の横芝光町を担うであろう児童生徒の食の安全・安心、さらには保護者への安心感のためにも、衛生管理の行き届いた給食センターで毎日検査することが望ましいと思いますが、検査機器を購入して対応する考えはありますか。教育長にお聞きします。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 検査機器を購入して放射性物質の検査を行う考えはあるかのご質問でございますが、ご参考までに、県内市町村の放射性物質検査体制を申し上げますと、県内54市町村のうち、検査機器を購入して給食食材の放射性物質検査を実施しているのは17市町でございます。また、このうち教育委員会で検査機器を設置しているのは7市町でございます。農政担当課で設置しているのが8市町、環境保全担当課で設置しているのが2市町となっております。また、当町と同様に、県の給食用の食材放射性物質検査事業を活用しているのが32市町となっております。その他は業者などへの委託により放射性の物質検査をしておるとというのが現状でございます。なお、山武郡市6市町では、芝山町を除きまして、県の給食用食材放射性物質検査事業を活用しているところでございます。

こうしたことから、検査機器の購入につきましては、今後、山武郡市6市町やっておりますので、今後の近隣市町等の動向を踏まえまして、今後検討してまいりたいと、このように考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 町の将来を担う子供たちでありますので、食の安全には最大限の努力と配慮をお願いしたいと思っております。今後も放射能検査は続くと思いますが、万全な態勢での対応をお願いします。

次に、東陽食肉センターの放射能検査については、昨年整備された放射能検査室と検査機器を視察させていただきました。その後、検査体制を充実させ、食肉市場に安全で安心な牛肉を流通させていると伺っております。先ほどは、検査した年度別の頭数と1頭当たりの所要時間についての回答をいただきました。現在では牛肉の放射能検査は全国的なものとなっていると思えます。

知人の家畜商から聞いた話であります、牛肉となる和牛や交雑種などは放射能検査を実施しているが、一般牛肉とならず、練り製品と使用される廃用牛、いわゆる搾乳できない乳牛は検査を行っていないと聞きましたが、この点について東陽食肉センターはどうなのか、伺います。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） ただいまご質問のございました廃用牛、これにつきましては、昨年600頭検査をしております。それから、ことし7月31日現在で371頭のうち95.1%の353頭の検査をしております。では、あとの4.9%はどういうことかといいますと、ちなみにこの放射能の検査は自主検査でございまして、問屋さんがこの牛はやらなくていいよというような牛はやらないということになっております。ただ、ほとんどの牛は検査をしております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） 今の回答ですけれども、やらなくていいという牛と分かれているという回答なんですけれども、全頭やっているわけじゃなくて、やらない牛とやる牛と、そのところの理由は、もう一回。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） これは自主検査ですので、強制ではございません。それで、問屋さんの意向で、先ほどの和牛とか交雑種についてはお肉として出回るの、市場のほうでは検査をしていないと売り買いができなくなってしまう、そういうような条件があるみたいです。ただ、この練りについては、ほかの食肉センターはちょっと調べてございせんが、ほとんどの牛はやっているんですけども、問屋の意向で、あくまで自主検査なので、例えば、数%ですので、それを売る相手側がそういったものはなくてもいいよというような場合は、多分検査をしないのではないかというふうに認識しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 五木田平和議員。

○6番（五木田平和君） ありがとうございます。

8月30日の全員協議会において、24年産の米の放射能検査関係について、産業振興課長より町並びに県内の状況報告がありました。当町においては食品だけでなく、ほかにもたくさん多くの放射性物質検査が実施されております。いつまで続くかわからない放射性物質検査であります、引き続き検査体制の充実を図っていただきたいと思っております。

以上で一般質問を終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で五木田平和議員の一般質問を終わります。

---

#### ◇ 山 崎 貞 一 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

山崎貞一議員。

〔12番議員 山崎貞一君登壇〕

○12番（山崎貞一君） 一般質問に入る前に、二元代表制について確認をさせていただきます。首長は、職員を行使した独任制機関であり、議会は複数の議員から成る合議体の行政機関であります。本会におきましては、私は、二元代表制による行政のチェック機関として、その役割と責務を全うしたいと考えておりますので、答弁は実直に、事態並びに方策は簡潔にお願いいたします。

それでは、一般質問に入ります。

最初に、PCB廃棄物中間処理事業者の本格操業に対する方策について伺います。

PCBにかかわる問題は、ことし1月末に議会全員協議会に報告されて以来、7カ月が経過し、新しい局面を迎えようとしております。今日までの間、町や議会に対して町民から、

P C Bに関するいろいろな問題が取りざたされてまいりました。そんな中、再三行われた議会や住民への説明会などでは、事業者である株式会社セオリーの社長は、実証実験が成功した後はP C B処理業を目指すことを表明し、その後に県へ産業廃棄物処理業の事前協議書を提出することを町に報告しております。

そこで問題になることは、この地域が準工業地域という、法の盲点を突くかのような工場誘致を目指した事業計画をしていることでもあります。今、千葉県は、他県から廃棄物持ち込み禁止に関する条例がないことから、全国の中でも産業廃棄物業者にねらわれやすいというわさがささやかれる中で、この町の人々が持っている田舎特有の温厚な気風に目をつけたのではないかとさえ思われます。

また、P C Bの実証試験においては、県の承認事項であり、専門職員がいないことから、上位機関へのお任せ主義であったことも考えられます。早い段階から事業化への意思を表明しておりましたので、住民に最も近い行政がみずからの問題としてとらえ、多方面からの情報収集などに基づいた対応が必要であったことを反省しなければならないと思います。

今後は、地域住民の生活環境への重大な影響を及ぼす事業化へ向けた事前協議や許認可等の手続に入ると思います。そこで、佐藤町長に対する町民の皆様の大きな期待は、5カ月前の町長選挙の争点となった、このP C B問題への方策のプロセスであります。今、横芝光町が山積する難しい問題を解決するためには、アメリカ合衆国の第16代目大統領、アブラハム・リンカーンが民主主義の本質を語った「人民の、人民による、人民のための政治」、すなわち「町民の、町民による、町民のための政治」そのものが政治思想の根幹をなすものであることを肝に銘じ、ひたすら町民の幸せ、町の発展のために全身全霊で取り組むことが求められていると同時に、佐藤町長の政治姿勢の真価が問われることとなっていくと思います。

そこで、4点、質問いたします。

1点目として、本格操業を目指す事業者への考え方と今後の対応について。

佐藤町長は、公約として、P C B問題に関して、試験研究及び本格操業に絶対反対しますと表明しております。6月2日、県の担当職員3名の出席をいただき、町主催の住民説明会を開催されましたが、その後、今日までどのような政治的な取り組みをされてきたのか、また、今後どのような方策を考えていくかについて伺います。

2点目として、産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続及び産業廃棄物処理施設の設置手続に関するフローについて。千葉県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱と、国の法律あるいは千葉県条例のそれぞれの相違点について、どのように解釈されてい

るのか、伺います。

3点目として、PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化の検討委員会の立ち上げについて。

産業廃棄物または特別産業廃棄物処理業及び処理施設の許可はすべて県が許可権限を持っております。現行の法制度の中では、市町村長や住民が正面からこれを阻止する法的手段はないようです。当然、法令に矛盾する、あるいは抵触する条例は、憲法及び地方自治法により無効とされます。この点を考慮して、上手に条例をつくること、許認可がおりる前に条例化することを急ぐべきではないか。そのための条例化の検討委員会について立ち上げる必要があると考えますが、見解を伺います。

4点目として、今、PCBに断固反対する会や橋場区と町との連携強化の方策をどのように考えておるのか、伺います。

次に、行政運営の手法について2点伺います。

1点目として、副町長の選任について伺います。

町長におきましては、今さら私が申し上げることもなく、前町長の不幸な事故に端を発したPCBや東陽病院の問題、道路や財政問題、職員数の急激な減少による住民サービスへの影響の問題など、行政の抱える問題は過去に類のないほど、解決しなければならない問題が山積し、危機的な行政運営に迫られていると言っても過言ではないと思います。

このよう中で、佐藤町長は、合併した当時の町政運営4年間、副町長を置かず、ひとりで頑張っておられました。しかし、この結果が評価されていたかどうかということになりますと、決してそうではなかったように思われます。その経験を真摯に受けとめ、行政サービスを低下させず、公正公平なまちづくりを目指すため、最も信頼できる、行政に精通した経験豊富な人材を側近として招くべきだと考えます。そこで、このことについて、どのようなお考えなのか、伺います。

2点目として、機構改革について伺います。

合併する前の合併協議会において、各課内の連携を重視した班制度が導入されました。しかし、合併から7年を迎えた今日、果たしてこの成果が上がっているか、またその検証を行っているか、疑問な点が多く感じられます。そこで、この実態をどのようにとらえているのか。また、機構改革が必要と考えているのか。お考えであれば、どのような指針をお持ちなのか、見解を伺います。

以上、登壇による質問といたします。



[ 1 2 番議員 山崎貞一君降壇]

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

[町長 佐藤晴彦君登壇]

○町長（佐藤晴彦君） それでは、山崎貞一議員のご質問にお答えをさせていただきます。なお、P C B 廃棄物中間処理業者の本格操業に対する方策についてのご質問のうち、産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続並びに施設の設置手続フローと、行政運営の手法についてのご質問のうち機構改革については、各担当課長から答弁をさせますので、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、P C B 廃棄物中間処理業者の本格操業に対する方策について、お答えをさせていただきます。

初めに、本格操業を目指す事業者への考えと今後の対応についてでございますが、宮川地先ひかり食品跡地において微量P C B 廃棄物の中間処理施設を設置し、本格操業を目指す事業者についての私の考え方は、6月議会一般質問の際にもお答えさせていただきましたとおり、地域住民の生命、健康、財産を守り、自然環境を保護する立場から、断固反対の決意でございます。今も、その決意には変わりはありません。

また、P C B 持ち込みに断固反対する会から千葉県知事あてに提出されました1万5,000人以上にも及ぶ署名についても大変重く受けとめております。

なお、今後の対応といたしましては、県の担当課であります環境生活部廃棄物指導課等と連携を密にとり、事業者の動向について注視してまいりたいと考えております。

次に、P C B 廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化の検討委員会の立ち上げについてでございますが、P C B 廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化については、县市町村課等に確認してまいりましたが、条例については、法律の範囲内、法令に違反しない限りにおいて制定できるとされているとのことでございます。しかしながら、P C B 廃棄物については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律及びP C B 廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法などの関連法令があり、これらの法令の解釈により、違法性が問われる可能性があるとの回答でございましたので、条例化につきましましては非常に難しいと考えているところでございます。

現時点で町ができる対策として、P C B 廃棄物処理施設に反対する宣言をし、横芝光町の自然環境と生活環境を保全し、町民の快適で健康なまちづくりに努めることを提唱したいと

考えております。

次に、今後、PCB持込みに断固反対する会や橋場区と町との連携強化の方策についてでございますが、PCB廃棄物の管理及び処理体制については、生活環境や暮らしに直接かわることであり、橋場区はもとより、周辺住民の生活への不安と、万が一住民が負うリスク、その負担は限りなく大きいと考えております。

今後についても、PCB持込みに断固反対する会の代表及び橋場区行政総務員と情報を共有しながら、事業者である株式会社セオリーの動向について注視してまいりたいと考えております。

続いて、行政運営の手法についてのご質問の副町長の選任について、お答えをさせていただきます。

私は、横芝光町長として2期目の町政運営を任されることとなり、既に5カ月が過ぎましたが、その間も、そして前任期中の4年間も副町長を置かずに仕事をしてまいりました。特に前任期中は、私自身の思うところがあってそうしてきたところでもありまして、自分なりには問題なく、十分職務を全うしてきたものと自負をしております。しかし、今振り返ってみれば、それは周囲で私を支えてくださいました皆様方のお力によるところが大きかったのではないかと、改めて感じているところでございます。そのような思いもあり、現在は副町長の必要性を感じながら職務を執行しているところでございます。

副町長という職は、町長を補佐し、またその命を受けて政策・企画をつかさどり、補助機関である職員の担当する事務を管理監督し、町長の権限による事務についても、委任を受けたものについては執行することになります。具体的には、町長にかわって業務の詳細な検討や政策の企画立案を行い、町長の委任を受けた事案についての決定や処理を行うことになるものでございます。そのため、行政に精通し、職員を取りまとめ、役場内を的確に管理し、さらに町民を初め各種外部機関との調整を図ることのできる、バランス感覚のすぐれた人材が望ましいものと考えております。

そのようなことから、今後、適切な候補者が見つかりましたならば、議会の皆様方のご意見を伺い、選任させていただきたいと考えておりますので、よろしくご理解をお願いを申し上げます。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄君登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、私のほうから、産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続並びに施設の設置手続フローについて、お答えをいたします。

横芝光町において産業廃棄物処理業を操業する場合には、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく手続が必要となります。

この指導要綱で産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続フローとして、廃棄物処理法に基づく施設設置許可申請の前に、千葉県へ事前協議書の提出が必要となります。事前協議書が提出された後、該当市町村へ意見照会及び現地調査があり、廃棄物処理施設設置等協議会で審査がされ、周辺住民への説明会の実施及び関係住民または市町村と環境保全協定を締結することとなっております。これらがすべて終了された後、施設設置許可申請という流れになります。

また、PCB関連の設置手続フローについては、周辺地域の生活環境への影響調査を実施し、施設の計画・維持管理の計画書の告示・縦覧及び関係市町村からは意見聴取が必要となります。なお、国が定める技術上の基準への適合性に加え、地域の生活環境に適正な配慮が行われているかについての審査がされた後、許可となり、使用前検査が実施され、運営開始となるということになっております。

以上です。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

〔総務課長 田鍋悦央君登壇〕

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、私から、山崎議員からの行政運営の手法についてのご質問のうち、機構改革についてお答えをいたします。

当町の組織機構につきましては、旧光町が平成16年度に、人件費の削減、人材の有効活用及び住民サービスの向上を図るため、係制から班制に移行したことを受けまして、合併後の新町においても班制を導入したものであります。合併当初はおのおのの担当者が助け合い、業務を効率よく行うため、班員が少人数にならないように配慮し、1課2班体制を基本としてスタートいたしました。その後、より機能的に事務事業を進めるため、平成19年度に福祉課に障害福祉班を、平成20年度には産業振興課に商工観光班を設置し、それぞれ3班体制としています。さらに、平成23年度には、町税等の収納強化を図るため、税務課に債権回収対策室を設置し、事務事業の充実を図っております。また、平成19年度に、住民の利便性の向

上を図るため、ショッピングセンターサビア横芝店内に、時間外及び土日祝祭日でも公金の収納や各種証明書の発行サービスが受けられる町民サービスセンターを設置する一方、経費節減を図るため、行政センターを廃止しました。平成23年度には、老朽化した横芝学校給食センターと光学校給食センターを統合し、1つのセンターとして学校給食センターを新設したところであります。

このように、機構改革につきましては、事務事業の点検を行い、必要性の視点に立った改善に取り組み、見直しを行ってまいったところでございます。

今後も、地方分権の進展、社会情勢の変化や住民ニーズに対応するため、機構改革が必要になったときには、効率的かつ効果的な行財政運営が図れるよう、組織機構について見直しをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔総務課長 田鍋悦央君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、議席より質問させていただきます。

まず、PCB問題についてでございます。本格操業を目指す事業者への考え方、今後の対応について伺いたいと思います。

横芝光町は、PCB事業者に対して絶対反対である、このことを県や国に今後どのように伝えていくのか、それを伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 先ほど壇上から答弁させていただきましたとおり、町で宣言をする、また先ほど来、前の一般質問でもお答えさせていただきましたとおり、今現在、栗山川汚水対策協議会、横芝光町、山武市、匝瑳市、多古町、香取市、そしてまた水資源機構ですとか両総土地改良区ですとか諸団体の中で、千葉県知事に直接反対の意見書を届ける、そのような、地道ではありまじょうが、地道な努力の積み重ねによって、それを周知してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そうしますと、あとは町では文書的なものは上位機関には提出しないと。あとは議会でという話になるんですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 既に千葉県知事あてに、町、そして議会からも反対の意見書を知事あてに提出してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） その提出は意見書を確かに4月に提出されたと思います。あれは実は試験研究の、だけの話でなかったですか。

議長、いいです。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） そのことは後で調べてください。そういうことに時間を費やすあれがございませんので。

先ほど壇上から町長より、PCBに断固反対だというご答弁を、今回に限らず、前から伺っております。そこで、改めて町長に伺いたいのは、PCB事業化に向けたことについて阻止するということなののでしょうか。事業化、要するに企業進出を断固阻止するという、こういうことなんでしょうか。反対するということなのか、それとも企業進出に対して阻止するという、そういう考えなんでしょうか。その辺、ちょっと。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） ちょっと、その阻止するというのと、断固反対するという意味合いの解釈が私の知恵ではわからないんですが、当然、阻止しながら断固反対をしていくということでございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 実はこの文言については、非常に難しいところが確かにございます。といいますのは、これ断固反対するというのは行動への意思表示ではなく、問題ではないと。断固阻止するは、阻止するための法制度が欠けているが、阻止行動をするという意味となり、行動の根拠がないのに行動するという、意思表示が不適格な発言、要するに行動を伴わないから、それは不適格ですと、不適切ということになりますと。このことがはっきり、行動が伴わないと営業妨害になるというおそれがあるというふうに聞いております。ですから、今後、こういう問題について、一步間違えれば町が訴えられるというようなことになりますので、十分気をつけていただきたいと、そのように考えますが、この点について伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変申しわけありません。今の部分でちょっとすべて私のほうで十分

理解ができておらぬところがあるんですが、要は、行動を起こさず、阻止ですか、阻止のほうですか。

〔12番議員「阻止する行動が伴わないとだめ。行動を」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） 行動。わかりました。

行動が伴うというのはどういうことを、物理的なことを言っているのか、多分そうだと思うんですが、その物理的なこと、この行動の中にもいろいろな行動があるわけでございまして、文書による意見書の提出も大きな一つの、行動の一つには違いないと考えております。

先ほどの、意見書を出させてもらったのは、試験研究に対する意見書でございましたが、これを当時、私が渡したとき、そしてまた……じゃなくて、あれか、ごめんなさい。1万6,000人余りの反対署名をお持ちしたときに、これは本格操業の部分についても使わせていただきますからという旨は、県の部長のほうには重々伝えてございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） ちょっと町長に伺いますが、前の地主さんから今の地主さんに新しく、4月ですか、変わりましたよね。今度のひかり食品跡地の現在の地主さん、ご存じだと思いますが、これ、どういう会社かというのは調査していただきましたか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 報告を受けて知っているという意味で、前から存じていたわけではございませんが、新たに、以前、私、当町にございますゴルフ場の固定資産税に対する意見を述べる会社でしたよね。

〔12番議員「いや、違います」と発言〕

○町長（佐藤晴彦君） え、違うの。すみません。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） いろいろと事業内容がいっぱいございまして、どれがどうだということをやはり町長からは言えないということだと思っておりますが、実は、この業者は東京千代田区にございます株式会社環境計画という会社ですね。この会社の仕事の一つに、これは情報を得ていると思っておりますが、行政的な問題について会社として扱っている。要するに、環境問題について今まで行政を相手にして裁判を起こして、東京都だけ負けたけれども、あとでは勝っていると、そういう情報を私、入手しているんです。ですから、今回の問題については、先ほど、また申し上げますが、条例をつくらないとかという、そんな問題じゃなくて、ちょっとそういうところも広範囲に情報収集していただきたいというふうに思います。で

すから、今後しっかりとした対応を町長に求めたいと、そういうふうに思います。

次に移ります。産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続の流れ及び産業廃棄物処理施設の設置手続について、再度伺いますが、この、先ほど環境防災課長から、指導要綱の事前協議書、この関係なんです、実際にはこれをどのように考えているのか。確かにいただきました。もう一部ありますけれども、その中には確かに、先ほど言いましたこれもありますね、維持管理に関する指導要綱、これもございます。しかしながら、この事前協議の要綱に基づく事前協議の効力がどこまであるのか、この見解をちょっとお聞きしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） この問題につきましては、あくまでもこれは県の許認可ということで、許可するまでの事前協議書は指導要綱3条に、この要綱に定める諸基準を遵守しなければならないという文言が書いてございます。私たちのほうも非常に難しい。山崎議員は、担当課のほうによく電話で勉強されていて、私以上に、担当課以上に内容をご周知していると思います。これらについても県の見解ということで回答させていただきたいと思いますが、県は、あくまでも事前協議書をとった後に、いわゆる法に基づくということで見解をしております。ですから、私の回答も、千葉県が定めます事前協議書が通った後に本協議がなされると確信をしておりますけれども、山崎貞一議員の考えとはちょっと私は違いますけれども、あくまでも県もルールの中でやっていただけると理解しております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） この前、たしかある公室で話し合い、協議しましたところ、このようなことをたしか言われたと思うんです。許認可は出すための制度だと。ですから、県のような意見について、これは県は前向きに言っているんですけど、私はそういうふうに見えるんです。

ですから、今、事前協議書だとか、その事前協議書に2つだけ、意見書の提出と、あと環境保全協定締結、この問題がございませぬ。この意見書は、大体シナリオはわかりますけれども、環境防災協定の締結についてはちょっと無理だろうというふうに私は判断します。

町長にちょっとお伺いしたいんですが、町長はある300人を集めた集会の中で、事前協議書が締結がないから、その先は絶対、企業がここに来ることはないんだと、はっきり申されているんですよ。その点について、今、課長から言われましたことが果たして事実なのかどうか、確信があるのかどうか。その点について伺います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私も、この自治体の長を以前4年間やっていたときにも、やはり産業廃棄物処理の事前協議の場面での意見書の提出を求められました。そのときは反対を申し上げましたところ、結局、それはなされませんでした。そうした中で、やっぱりあくまでも数少ない経験数の中ではありますけれども、一般的なフローとして、やはり地域住民の意見がないがしろにされて、もう憲法問題までそれは進んでいくと思いますし、そうした部分において、それが軽々しく県の行政の指導の中で一般住民の意見を排除することは、憲法上、絶対許されるべきでないというような強い認識のもと、ましてや、この環境において微量PCBの中間処理業者がここにふさわしいかどうか、常識的な判断も当然、県の執行部はなされると私は信じております。

そこの部分でそのような発言に導いていったのは、これは事実でございますけれども、今の世の中、絶対という言葉はないのは改めて感じておるところでございますので、そのときにそういうような認識をいただいたものであれば、その部分については撤回をさせていただきますが、何が何でも今後も強く先頭を切って、この施設進出には断固阻止、そして反対をしていく、そういう不退転の決意で今後も進んでまいりますので、皆様方にもご理解、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） それでは、産業廃棄物処理業許可証交付に係る手続について、この表のように意見書、環境保全協定締結、これがなされなければ、次の許認可等の申請に移れないのかどうか、その認識をちょっと伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 原則、できないものだと考えております。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 実は県のほうにも聞きました。専門家にも聞きました。そうしますと、専門家の意見ですが、このようなことなんです。指導要綱に基づく事前手続とそれに続く廃棄物処理法の手続によって許可に進むという進行は、ありふれたもののようです。町や住民は、そのプロセスで意見書を提出することはできますが、通常のアセスメントと異なり、企業は意見書にこたえる必要はなく、全く無視して事を進めても違法ではないようにも聞いております。実際には意見書を全く無視してやってしまう業者がいるということですが、このことについて、今とは全く違った、私の言っているものとは全く違った見解のよう



ですが、どのように、さらにこれから調査・検討していくのか。今のところでは判断できないと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、山崎貞一議員がおっしゃられたのは、そのアセスの云々というところで、企業が住民のアセスメントをとれないというようなお話でございましたけれども、今回の今のお話、今の議論しているお話の中心は許認可。許認可なくしてその業をやったら、これは産業廃棄物処理法に違反するということになりますので、その許認可なくして無視をすることは、これは絶対できないことだというふうに認識しています。

今おっしゃられたのは、その企業が地域住民の理解を得られないまま業を始めるというような、ちょっと1つずれてしまった話になっているのかなというふうに聞いてしまいましたけれども。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） いや、そうではないんです。事前協議書が最後まで表のように進まなくても、許可申請等については出せるというようなことらしいんです。これについては、後ほど申し上げますけれども、そういうことになっているらしいんですよ。ですから、非常に問題があると。

環境のこういう問題については、日々、法的な問題もしくはそういう専門的な意見、専門家らの意見が刻々と変わっているんですね。ですから、これは本当にすごい問題になると思います。ですから、そういうことをもう十分に慎重に構えていかないと、大変なことになると思います。

確かに、指導要綱の第5条なんかには、関係市町村に対する意見書の聴取、第2条では関係地域住民との調整が示されているんですね。町の意見書や、関係住民または町との環境保全協定の締結などがそれなんですけど、本当にこれが法律ではないんですよ。これ、単なる、私からちょっといろんな情報の聞いた中では、単なる指導をすると、そういうことなんです。県のほうは……

〔町長「今、理解できなかった」と発言〕

○12番（山崎貞一君） この事前協議書というのは指導要綱に基づいているものであって、法的にはどうのこうのというものはないんだそうです。これは県の担当課に、私、聞いておりますけれども、これは法律ではなく、あくまでもお願いごとですよというような回答をいただいているんですよ。ですから、これは本当に環境保全協定書の締結有無にかかわらず、

事前協議書がそのまま置き去りにされて、その先へ進んでしまうという可能性もあるという、そういうことなんです。

本当にこの問題については、本当に担当課を含めて慎重に考えていっていただかないと、先ほど申しあげましたように、地主さんが株式会社環境計画という、そういうプロなんです。ですから、そういうものを含めて、本当に町民の皆さんのために、影響を及ぼすことでありますので、さらなるいろんな調査をしていただきたい、そのように思います。

今、私がいろいろと申しあげましたけれども、実際に今後、町として、佐藤晴彦町長として、我々が一番望むのは、我々は全員、絶対それを阻止するというように考えておりますけれども、大きな住民運動を起こさないと、このままだと、そのまま企業の思うような運びになる危険性が高い、そのように思います。

そういうことで、今後は、町ぐるみの反対運動を展開する、そういうことを佐藤町長、ぜひ、私は望みたいし、実行していただきたいというふうに思っていますけれども、これについてははっきりと見解をお願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今、はっきりとと申しあげられましたが、まず1点は、許認可を出す県というのは、法律の問題で、あくまでもフローであって、それが法律にのっとって云々ではないというものの、産業廃棄物処理法の中で、許認可は県が出すと。県がその許認可を出す、これが要綱だか要領だかわかりませんが、そのルールとしてこのものがあるというふうに、私は認識しております。

あともう一つは、やはり住民運動のお話でございますけれども、当然、私も今までずっとやってきましたし、これからも場面、場面において必要で、それが必要だと、今、議員はおっしゃられているわけでありまして、できることをしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） よろしく願いいたします。

では、次に移ります。PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化の検討委員会の立ち上げについて伺います。

まさに今の時代、地方分権時代であります。みずからの問題はみずから解決していくという強い意志を持つことが肝要と思います。県は、市町村が県を飛び越した権限を持つことを極端に嫌います。条例などをつくる必要はないとか、条例でなくても既存の法令で対処でき

るなど、私は、県に対して横芝光町の現状認識の希薄さを感じ、唾然とするばかりです。

佐藤町長は、先ほど、県の意向を酌んでというような消極的なご答弁をいただきました。では、そういうことではなくて、今の現状を、手続条例云々じゃないんです。この手続する前に情報を得た場合にどうするかという条例をちゃんと立ち上げて、要綱に入れる。そういうことの作業が、今求められているんですよ。来ますから、どうのこうのじゃなくて、その前に、県とか関係なくして、この町にどういう産業廃棄物にかかわる業者が来るかというのを事前に入手する方法とか、そういう問題についての条例をつくるということ。ですから、県の考えているのとは全く違うんですよ。この町独自でどこまでできるかということが、今この時代に求められていることなんです。

ですから、きちんとしたものを考えなければ、この町の将来がどうなるか、非常に危険な状態になっていくと思いますが、この辺のところをしっかりと考えていただきたいと思います。どうですか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 大変申しわけないんですけども、理解できないところが数点あって、今ない情報が事前に察知できる、それもちよっと、これは神わざなのかなというところもございました。

また、先ほど来申し上げている、例えばPCBを断固持ち込まない条例、そういう部分については、上位法の関係で、それは条例として認められないというような市町村課の話であって、また、それをつくってしまうことによって、違法性、要するに法律との整合性がとれないということであると思いますけれども、それをできないという地方自治体の問題もある旨を十分理解していただければありがたいと思っておりますし、また、手続法の問題につきましても、手続を、私ども町が所管する部分は、先ほど申し上げました環境保全協定、また意見書の策定、その要綱の一部だというふうに考えておりますので、その手続、許認可事務を行っているところ以外がその手続条例をつくっても、意味をなさないというふうに考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 今、町長は、この町で上位法に沿ってやれば間違いないぞと、つくる必要ないんだというご意見ですけども、そうしますと、本当に今の地方分権という中で基礎的自治体が、じゃ、上に頼っていればいいという、そういう時代ではないと思うんで

す。ですから、もう真摯に受けとめて、今この町が何ができるのか、どういう条例ができるのか、検討を、県に頼るんじゃないんですよ。この町独自で何ができるのか、これを検討していただきたい。

ですから、常々、先ほどもどなたかの一般質問の中でありました。このPCBの問題に限らず、協働のまちづくりというふうに佐藤町長は提言されているわけですから、この問題についても、この問題とは限らず、町民の皆さんが一体感を持ったまちづくりというものを享受する、そういうものの姿勢をはっきりこれから打ち出して、お互いにという、そういう姿勢を共有していく。この姿勢こそが、今まさに求められているところなんです。県だとか違うところに全部任せるんじゃなくて、もう職員の皆さん、こんなにいっぱいいますので、優秀な職員の皆さんがいっぱいいますので、そういうことを、お互いにさらにレベルアップするような行政機関として目指していただきたいと思います、そのように思います。

次に入りますけれども、先ほどいろいろとご答弁いただきましたが、持込みに断固反対する会や、それから橋場区の今後の結束した連携強化という、そういう部分について、ちょっと触れていただきましたけれども、やはり私は、そういうところの会合とか、そういうことに積極的に行って、この企業が進出することに本当に反対するという意思表示をもっともっと大々的にPRしていただきたいと思います、そのように思っているんです。

ですから、もう本当にここにいるんじゃなくて、外に出向いて、積極的に、橋場区の区長さん方とか、そういう代表する会だとか、そういう人のところに積極的に行ってみていただきたいと思いますが、一言、本当に先ほども何回も言われている、阻止する、反対だということの強い意思表示を再度ここでお願いしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 断固阻止に向かって、努力して頑張ってまいる所存でございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 本当に町長が3月に町長選が行われまして、本当に今まで行政の皆さん何していたのかなということが、町民にちょっと不可解な部分があって、それが争点になったわけですね。ですから、そういうことを含めて、佐藤晴彦町長が当選して、こういうことなんだと、こういうことを、町民の皆さんに安心・安全、そういうことで日々の生活を営めるように、営まれるように、ぜひ期待して、この部分については質問を閉じたいと思います。

次に、行政運営の手法についてですが、先ほど申し上げましたように、ことしの3月に町を二分化するような町長選挙が行われました。その町長選後の住民感情への緩和策として、県などの上部機関からの派遣として、町長の代理人を務める方を選任することが私は必要ではないかなと思います。また、今の横芝光町の財政規模は100億円を超える財政規模ですね。また、幹部職員の早期退職など、住民サービスにこたえるべき行政サービスの低下が懸念されるため、対応策として重要な案件であると思います。ですから、先ほど町長がおっしゃられましたけれども、適任適材、こういう方がいればと。

私は、ですから本当に県、国、この辺から優秀な人材をお願いし、そしてこのことが、費用対効果ではございませんが、職員の緊張感にもつながるし、指導という部分にもかなりのよい影響が出てくると思います。また、国、県の情報の入手や町政運営の遂行に大きな役割を担っていただける、そのように確信をしておりますので、ぜひことしの12月ぐらいまでには、よい方向でぜひお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○議長（鈴木克征君） 通告時間が迫っておりますので、答弁は簡潔にお願いいたします。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） 精いっぱい努力したいと思います。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 山崎貞一議員。

○12番（山崎貞一君） 機構改革についてですが、時間がありませんので、簡単に述べさせていただきます。

まさに、普通であれば、ボトムアップシステムで機構改革をやりたいと思います。しかし、その方式ですと、余りにも時間がかかりますので、それを早くするにはトップダウン方式、これで行って、後ほど、後にそれをまた改善するというのが必要であるというふうに思います。

例を申し上げますと、もうご存じだと思いますが、山武市では、市民自治支援課、わがまち活性課、消防防災課が新しく設置されたんですね。創設されました。そして、農林水産課と商工観光課の統合で農商工・観光課というのが新設される。芝山町では、平成23年10月に機構改革が行われまして、11課2局2室から、5課2局1室に組織再編されました。これが組織再編されたからいいというわけではないんですけれども、実際に職員定員適正化計画の中で、はるかに上回る職員の減少というのが生じているところですので、この辺を十分考えながら、働きやすい環境づくりというものをこれからも十分検討していただきたいというこ

とで、時間もまいますので、私の一般質問とさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 以上で山崎貞一議員の一般質問を終わります。

---

#### ◎休会の件

○議長（鈴木克征君） 日程第2、休会の件を議題とします。

お諮りします。

9月10日から9月18日まで議案調査のため休会にしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、9月10日から18日まで休会と決定しました。

---

#### ◎散会の宣告

○議長（鈴木克征君） 本日の日程はこれをもって終了します。

9月19日は定刻より会議を開きます。

本日はこれにて散会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時36分）

9 月 定 例 会

(第 3 号)

## 平成24年9月横芝光町議会定例会

### 議事日程(第3号)

平成24年9月19日(水曜日)午前10時開議

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第1号審議(質疑・討論・採決)  
千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議について
- 日程第 3 議案第2号審議(質疑・討論・採決)  
平成24年度横芝光町一般会計補正予算(第2号)について
- 日程第 4 議案第3号審議(質疑・討論・採決)  
平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計補正予算(第2号)について
- 日程第 5 議案第4号審議(質疑・討論・採決)  
平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 6 議案第5号審議(質疑・討論・採決)  
平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算(第1号)について
- 日程第 7 議案第6号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町一般会計決算の認定について
- 日程第 8 議案第7号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 9 議案第8号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第10 議案第9号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第11 議案第10号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第12 議案第11号審議(質疑・討論・採決)  
平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定について



日程第13 議案第12号審議（質疑・討論・採決）

平成23年度横芝光町病院事業会計決算の認定について

日程第14 議案第13号審議（質疑・討論・採決）

人権擁護委員の推薦につき意見を求めることについて

日程第15 議員派遣の件

日程第16 請願・陳情の件

---

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

---

出席議員（18名）

1番	鈴木和彦君	2番	齋藤順一君
3番	浅野孝男君	4番	杉森幹男君
5番	森川忠君	6番	五木田平和君
7番	川島仁君	8番	若梅喜作君
9番	川島富士子君	10番	鈴木克征君
11番	野村和好君	12番	山崎貞一君
13番	伊藤罔樹君	14番	川島透君
15番	鈴木唯夫君	16番	八角健一君
17番	川島勝美君	18番	越川輝男君

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤晴彦君	都市建設課長	五木田桂一君
総務課長	田鍋悦央君	福祉課長	實川裕宣君
企画財政課長	市原成一君	健康管理課長	伊藤定幸君
環境防災課長	土屋文雄君	食肉センター長	加瀬盛久君
税務課長	高埜広和君	東陽病院事務長	大木良夫君
住民課長	若梅操君	会計管理者	鈴木健夫君

産業振興課長	伊橋秀和君	教 育 長	齋藤明君
教 育 課 長	高蝶政道君	社会文化課長	早川典男君
監 査 委 員	高橋俊夫君		

---

職務のため出席した者の職氏名

局	長	川島重男	書	記	椎名圭子
---	---	------	---	---	------

---

### ◎開議の宣告

○議長（鈴木克征君） おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

---

### ◎諸般の報告

○議長（鈴木克征君） 日程に入るに先立ち、報告します。

本日、民生文教常任委員会委員長から陳情第1号ないし陳情第3号について、お手元に配付のとおり、審査結果報告書の提出がありましたので報告します。

これより日程に入ります。

---

### ◎一般質問

○議長（鈴木克征君） 日程第1、これより一般質問を行います。

---

#### ◇ 伊 藤 圀 樹 君

○議長（鈴木克征君） 通告順に発言を許します。

伊藤圀樹議員。

〔13番議員 伊藤圀樹君登壇〕

○13番（伊藤圀樹君） しのぎやすい秋のきょうということでありまして、議会3日目ということで、改めまして、皆さん、おはようございます。

ことわざにもありますように、暑さ寒さも彼岸までと、まさにそんな感じを受けながらということでございますけれども、また、中には夏ばての皆さんもいらっしゃろうかと、お体ご自愛なされまして今年度の後半をご協力、ご尽力を願えればということで、そんな思いを願いながら通告大綱3点をお伺いさせていただきます。

まず1点目、（仮称）長塚・北清水架橋の件でございますけれども、その1点目といたしまして、長塚側の進捗状況と見込みということでお尋ねをさせていただきます。

この橋の問題でありますけれども、現在の町長就任当時、合併当時の懸案の事項でもございまして、地域の説明会、あらゆる難問をクリアいたしまして、これは匝瑳市あるいは山武市に抜ける農免道路ということ、そういう中での横芝光町のこの橋の問題建設、そうい

うことでありましようけれども、地元の説明会、いろいろ難局もございまして、この道路が早い完成を見られるという協力者もあれば、交通量がふえて危険だと、さまざまな意見の中でありまして、土地の買収率が半分進んだようにも伺ってはおりましてけれども、今現在ではどのような率、パーセントになっておられるのか。半分おくれていらっしゃるのと、そんな感じが否めないところでもありますけれども、買収率あるいは道路問題、道路の歩道橋、県の補助単位の道路であるならば片側、町のほうの努力によって両側に歩道橋が設置をされるというような、そんな大変な努力の中でもありましたけれども、いまだにまだその進展が見られていない。最近、その中で進展はあったのかという、1番目のお伺いでございます。

また、それに関して2つ目として、北清水側の現在、そして今後の見通しと行政方向はとということで書かせていただきましたが、この北清水側はもうかれこれ4年、5年になりました。地域説明会の中では、橋の橋脚あるいはあそこの工事に入ると同時に、光町側と並行しながら、地域の地質調査あるいは予備調査というものは行っていくんだという説明を受けた、それ以来の地域の説明というのは伺っておりません。その後、そういった地質調査あるいは予備測量というもののお考えがどの方向に進んでおられるのか。そしてまた、それに対する地元に対する説明、あるいは要望といたしましては、ある程度の期間を切りながら予備設計あるいは仮設計でもいい、こういうもので進めていきますよという説明があれば大変ありがたいと、そういう考えではおりますけれども、この北清水側についての現在の状況あるいは今後の見通し、方針というものを伺いさせていただきます。

3つ目といたしまして、この完成に至るまでの時期ということでもありますけれども、大分予定より時間がかかっているというのも、これも否めないところではありますけれども、これは一つの時限立法、あるいはまた合併特例債の使用ということにつきましてこの完成を見るということでもありますけれども、現在では光町バイパスの部分もできない、中にはできただけの開通で利用できたらいいのか、大型は通れなくても小さな車でも通れるようにしたらどうかと、いろいろな意見がございまして、北清水側から見ますと、何ら報告がなくて4年、5年たっておりますと、地権者としても大変いら立ちを感じている、これが現状でございます。

中には、つまりいろいろなデマが飛びまして、あそこのやつは行って話ができるとか、行政抜きにしてひとり歩きをしているというのも、またこれも事実あるところでもございますので、今後のこういったものに対する地域への説明、そういうものは今後どうなさるおつもりなのか、お伺いいたします。

そして、今後のこの完成に至るまでの時期というものの、恐らく大変時間のかかる問題ではありましようけれども、ナシのつぶてで4、5年たつと、地元も心配をいたしておりますので、そういう中においては、大体的見通し、完成に至るまでの工程、あるいはその内容というものの説明をお願いできればということでございます。

その経緯といたしましては、先ほども申し上げましたように、地質調査なり、あるいは下部設計、いろんな分野あると思いますけれども、そういうものを含めた中で、ある程度の見通しが立った方向性というものの地域に対するそういうものがあればという、その時期。

よく聞かれるように、検討しておりますと。検討ということ結構なことでありましようけれども、その検討の中に時限をつける、日にちを記載、明記してもらえると大変ありがたい。大変なことだと思いますけれども、努力はわかりますけれども、最終的には行政は何やっているんだ、地元の議員は何やっているんだ、そういう批判になりかねませんので、よろしく願いをさせていただきます。

大綱2番目、東陽病院の運営と業務内容ということでございませうけれども、何度もこの議会でも取り上げられているようではありますけれども、これは病院が町立病院となったときからの懸案であります内科医の不足、これは否めないところでありましようけれども、今まで何回となく伺っておりますのは、千葉大にお願いをしてありますということだけであって、今の町長、現職何年か前ですが、内科医は4名、まことにそのときにはそれなりの回転をしていたのかなと、こんなように思いますけれども、この大綱の2番目、その1つとして、地域医療を基本とした診療ということで、町長がおっしゃられているようにですね、地域医療は最優先だという。そして、その中に特殊医療があるという、そういうお考えでありますけれども、現在でもこの地域医療というものは最優先課題としてお考えをいただいているのか否か、お尋ねをさせていただきます。

そしてまた、今現在いろいろ報道等もなされておりますように、脳外科医の導入、これはどのような経緯で脳外科導入というのに至ったのか、できればお教え願いたいと。

そして、2つ目の内科医不足の維持確保と見込みということでございませうけれども、恐らく来年4月には内科医不足、絶対的にこれは来るだろう。東陽病院に地域医療を重視するのであるならば、内科医はなくてはならないというものではありましようけれども、これは例の個人の名前は申しわけないんですが、定年を迎える院長さん、あるいは3月いっぱいまでお勤めなされるドクターの皆さん、そういった部分があるかと思っておりますけれども。だから、千葉大にお願いをしてあります。2、3カ月前ですか、町長がおっしゃられたように、院長

を含めた内科医の要望をお願いし、その回答は1カ月ほどかかると。それから三月以上はたっていると思いますが、よりよい回答、理解を、納得のいくようなご返事はいただけなものなのか。

こういった内科医不足の維持確保というほどのお考えいただいておりますのか、お伺いさせていただきます。

それと3つ目として、運営検討委員会の内容はということで書かせていただきました。

東陽病院の運営検討委員会、いろいろな要望ございまして、議員を交えた何名かの運営検討委員会、発足をいたしておるわけでありましたが、どちらかといえば、余り名の先行しただけであって、実績、年に何回ぐらいこの委員会が開かれているのかと、余り定かではないような気がしてならないというのは私だけではないような気がします。

こういった検討委員会でありますので、いろんな分野で、例えば今回の脳外の問題にいたしましても、検討委員会の皆さん方はどのような方針のお考えをお持ちになっておられるのか。これは一つのあれですね、会社経営であるなら社長の一言、家庭ならおやじの一言でいかもしれませんけれども、町の町立病院ということであるならば、執行親玉である町長の考え方が重大なことだと思いますので、そういう中において検討委員会の位置づけ、どのくらい開かれておりました、委員の中からはどのような意見が出され、そしてどう検証され、どのような方向に向かったのかという、その報告があればありがたいなど、そのように思いますので、よろしく願いをさせていただきます。

それとPCB問題でございますけれども、数多くの皆さん、あるいは地元を初めとする町ぐるみのご心配事だという、これは申すまでもございませぬけれども、1つ目として、現段階での会社の動向と県の対応はと、そういうことでありますけれども、研究という名目で進められ、事前協議書が交わされた。その中で、試験研究という名目で3基のトランスミッション持ち込みになられて、その研究をなされたことだと思いますが、その結果の報告というものはあったのか、いまだにまだ研究成果は出ていないのか。そしてまた、これに対する、よく聞かれる県の廃棄物のルールにのっとり、ルールはあっても、ルールというものは破られることもありますし、フライングもあるだろうと。そういう中では、この今の現状、PCBの会社の内容、あるいは町との連絡、そういったものがどのようになっておられるのか、お伺いをさせていただきます。

それと2つ目として、これから町のとるべき対応、そして今後の見通しということでございますけれども、町のとるべき対応、これも大変難しい問題でありまして、いろいろな法律

絡みのこともありましょう。でありますけれども、町長おっしゃるに、このPCBに対しては断固反対をするという表明で選挙公約、そういったものにもなっておられると思います。これは変わっていないと思いますけれども、そういう中でこのPCBの会社の関係、あるいは当事者と言ってもよろしいでしょうか、横芝光町の住民に住所移転がなされておると。これは何ゆえのことなのかな、いささかはてなという感じもいたしますが、地元の地域住民であるならば、物が進めやすいのか。そして、なおさら横芝光の住民であるならば、同じ町内の人としてこの交渉もしやすくなるのだろうか。町のほうとしても、行政としてもこれは扱いやすくなるのかな、果たしてどういうお考えなのかをお尋ねをさせていただきます。

それと、まず町のとるべき対応というのもございましたけれども、地元住民への対応というのも大変大事になってくるかと思えます。まだ何度か、セオリーの会社のほうの会社説明はございます。

1つの案といたしましては、町の説明会、今の状況を踏まえた中で、今後の見通しを踏まえて、とるべき対応を踏まえて、方向性を示して町の説明会、こういうものをお開きなったらと悩むところではありますが、そういった地元民への対応はどのようになされるのか、3つ目としてお伺いさせていただき、大綱3点、壇上からの質問とさせていただきます。よろしくお願いを申し上げます。

〔13番議員 伊藤罔樹君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 伊藤罔樹君の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） おはようございます。

それでは、伊藤罔樹議員のご質問にお答えをさせていただきます。

なお、（仮称）長塚・北清水架橋事業についてのご質問につきましては、都市建設課長からの答弁とさせていただきますので、よろしくお願いをしたいと存じます。

それでは、東陽病院の運営と業務内容についてお答えをします。

初めに、地域医療を基本とした診療を、内科医師不足の医師確保と見込みはについては関連がございますので、一括してお答えをさせていただきます。

議員もご存じのとおり、現在、東陽病院は、内科、外科、整形外科、婦人科、脳神経外科の外来及び入院診療は、常勤医師で対応しております。また、泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科につきましては、非常勤医師による外来診療となっております。

高齢者が多い当地域では、内科系の患者が最も多い状況にございまして、入院の9割、外来の6割が内科の患者となっていることや、在宅医療や訪問看護等も行っており、内科医師の比重は大きく、内科部門の充実が急務であります。

また、最近では、この地域に少ない泌尿器科、皮膚科、眼科、耳鼻咽喉科の患者数がふえている状況にありますので、これらの診療科も継続していかなければならないと考えております。

病院経営の使命は、住民へ安定した地域医療を提供することです。それには常勤医師確保が絶対でありますので、千葉大学や旭中央病院への働きかけによる医師確保をお願いしているところでございます。

また、5月18日には千葉県健康福祉部長へ東陽病院の医師不足の状況を報告し、医師確保協力の要望書を提出したところでございます。

さらには、7月11日に千葉大学病院長のところに伺い、次年度の医師派遣についてもお願いをしてきたところでございます。

今後も、千葉大学や旭中央病院への働きかけによる医師確保をお願いすることは当然でございますが、そのほかにも民間の医師紹介を行う会社を通じて、医師確保のための努力をしてまいりたいと考えております。

次に、運営検討委員会の内容についてでございますが、運営検討委員会は基本的に四半期ごとに開催をしており、構成メンバーは私を委員長として、病院関係者は院長初め各科の科長などで、役場からは健康管理課長となっております。また、議会からは議長、民生文教常任委員会正副委員長の出席をいただいているところでございます。

運営検討委員会が果たすべき役割は、これからの時代に求められる医療と今この地域に必要な医療を明確にとらえ、東陽病院の担うべき役割を検討することです。

また、業務改善策を検討してきた結果、医療事務や給食業務を全部委託にするなど、さまざまな改善がなされたものと認識しております。

いずれにいたしましても、東陽病院では地域の基幹病院として健全運営を目指していくとともに、時代のニーズに合った医療を提供し、町民に愛される病院にしていきたいと思います。

続いて、PCB問題についてお答えをさせていただきます。

現段階での会社の動向と県の対応はについてお答えします。

株式会社セオリーの代表者からは、6月26日に試験研究が終了したことの報告が当役場環



境防災課にございました。その後7月6日には、愛知県春日井市役所の産業廃棄物担当課から横芝光町役場に電話があり、株式会社セオリーが春日井市役所に7月4日に来庁し、春日井市内にある産業廃棄物処理施設跡地でPCB廃棄物処理施設の操業を考えていると連絡があったとのこととございました。7月26日に株式会社セオリーの代表者が環境防災課に来庁の際に、会社としての方針を確認したときには、8月のお盆過ぎに微量PCB廃棄物中間処理施設設置の事前協議書を千葉県へ提出の予定で考えているとのこととございました。

千葉県の対応としては、産業廃棄物処理施設の設置許可等は環境生活部廃棄物指導課となり、事業者からの事前協議書の提出を受け、千葉県廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事務処理が進められることとなります。

次に、町のとるべき対応、今後の見通しについてお答えをさせていただきます。

齋藤順一議員及び山崎貞一議員の一般質問にもお答えをさせていただきましたが、PCB廃棄物等の持ち込み禁止に関する条例化については、法令の解釈により違法性が問われる可能性があるとのこととであり、非常に難しいと考えられますので、現時点で町ができる対策として、PCB廃棄物処理施設設置に反対する宣言をし、横芝光町の自然環境と生活環境を保全し、町民の快適で健康なまちづくりに努めることを提唱したいと考えております。

また、今後の見通しにつきましては、事業者が産業廃棄物処理施設の設置にかかわる事前協議書を千葉県へ提出した場合には、千葉県産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理に関する指導要綱に基づく事務処理が進められることとなります。

事業者の責務として、第3条には「事業者等は、廃棄物処理施設の設置等及び廃棄物の処理を行うに当たっては、法その他関係法令で定める諸基準のほか、この要綱に定める諸基準を遵守しなければならない。」と明記されており、なお、施設設置に当たり、地域住民へ事業計画の説明会の実施及び設置について理解を得ること、市町村長または関係地域住民3分の2以上で構成する団体の長と環境保全協定を締結しなければならないこと等、さまざまな諸基準が設けられております。許可権者であります千葉県として、それらのすべてが厳正に遵守されることと認識をしているところでございます。

続いて、地元住民への対応と説明についてお答えをさせていただきます。

地元住民への対応と説明につきましては、橋場区行政総務員さんを通じ、事業者である株式会社セオリーの情報を共有しながら、その動向について注視してまいります。

なお、今回のPCB廃棄物問題は、町民の生活環境や暮らしに直接かかわることとであり、橋場区住民及び多くの町民の皆様には大変な不安や心配を与えることとなってしまっており

ます。今後は、町民の皆様の視点に立った情報公開の取り組みを進めてまいります。

以上で、私からの壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうから、（仮称）長塚・北清水架橋事業について3点ご質問いただいておりますので、順次お答えをさせていただきます。

最初に、長塚側の進捗状況と見込みについてであります。北清水地先の清水の里から長塚地先の県道横芝停車場・白浜線の交差点先までの区間1,180メートルを第1期区間として整備を進めておりますが、これまでに橋梁下部の橋台、橋脚や橋台護岸が完成し、また、橋梁上部も既に発注済みであり、平成26年3月末に橋梁工事を完成させる予定となっております。

本年3月末での用地取得率は、面積ベースで43%に達しておりますが、この第1期区間は大部分がバイパスと同じく、新たに道路をつくることになるため、現在、取得した用地が虫食い状態で点在しておりますので、現道拡幅と違い、工事着手に至っていないところであります。今後は、未買収地の取得を進めるとともに、用地買収が済んだ区間から道路改良工事を行う予定であります。

次に、北清水側の現在、今後の見通し、行政方向についてであります。清水の里から広域農道に接続する県道横芝・上堺線までの約1,000メートル区間が土地改良事業で整備されましたが、対面交通の2車線道路であるものの車道幅や路肩も狭く、歩道もない状況にあります。現在進めている長塚側の道路改良と同様の車道3メートルの2車線、歩道2.5メートルを両側に、合計12メートルの道路幅員で整備していかなければならないものと考えているところであります。

なお、全体事業費につきましてはおおむね4億円程度が見込まれており、財源といたしましては国の交付金や合併特例事業債の活用が考えられるところであります。

今後、北清水側の整備につきましては、土地改良事業で整備された現道もあることや、現在第1期区間の整備を優先して進めていることなどを勘案し、この第1期区間の整備に一定のめどが立ち次第、速やかに整備に着手したいと考えているところであります。

次に、完成に至るまでの時期、経緯についてであります。第1期区間は平成18年度に事業着手したところですが、これまでルート等について地元の合意形成に日数を要し、また、

その後、必要な関係機関等の協議調整もおくれたため、用地取得の開始も平成22年になってしまったところでありますので、現在、道整備交付金事業で進めております第1期区間は、本交付金事業が終了する平成25年度での完成は厳しいものがあります。

このようなことから、平成26年度以降は国からの交付金が道整備交付金事業から社会資本総合交付金事業に変わることとなりますが、財源確保に努め、早期完成に向け最大限努力してまいりたいと考えております。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） 長塚・北清水橋ということでありまして、いまだに43%、26年度までの完成を見込むという、これは到底無理だろう、だれが見てもそのようには感じますよね。そうなったときに、この光町側、長塚側ですね、これは今後、地域の皆さん方の交渉というのはどのような内容でやっていかれるのか。

ただ行政がお願いしますと言えば、地権者はこれは別に「はい、そうですか」と言うわけにもまいりませんし、10人が10人全部が賛成していただいているわけではないので、地権者はいろんな単価の面もありましょうし、いろんな人情的なものもあると思うんですね。そういった中で、行政側が単なる図面に従って協力をお願いしますよということではなくて、もう少し足小まめに会話、対話をしながら、話し合いをとりながらの交渉というのが必要ではなかろうかと思いますが、どうお考えでしょうかね。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、ただいまの質問にお答えをいたします。

確かに、3月末現在で用地取得43%ということでございます。道路事業のほうでございますけれども、用地取得が終わりますと、その事業は約90%終わるといふふうによく言われております。

そのようなことで、我々といたしましても、やはり地元のほうにお話をさせたり、何かいろいろとやっているわけでございますけれども、1つは、地元のほうで排水対策をやってくれとかいろいろと出ておりますので、それも順次対応しているところでございます。

また、用地のほうは非常に、いろいろ中に入ってまいりますと、今言われたように、単価の問題、相続等の関係、いろいろと補償のほうの関係、また、代替地のほうの要求、あと残地のほうの買い取りと、いろいろさまざまな要求がございます。そのような問題を一つ一つクリアしながら、今後も早期に用地取得のほうは努めてまいりたいというふうと考えており

ます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） いろんな問題ありましようけれども、それをひとつ丁寧に解きほぐしていかなきゃならんだらうと。これはおくれればおくれるほど、町は何やっているんだと、苦情だけしか出てこないと思うんです。

そういう中で、この清水側の対応ということなんですけれども、長塚側の一通りのめどは立った。よく今、国でも使われていますよね、めどが立った。いつごろまでにめどが立つのかなと。2年たってもめどが立たない、3年たってもたたないではいつまでも、めどという言葉は非常に使いやすいと。このめどが立つというのはどのくらい見ていらっしゃるのか。そしてまた、それをクリアしたときにこの完成がどのくらいになるか。この2点について端的に、短くて結構ですので、お願いします。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） まず、一定のめどというお話でございますけれども、一定のめどというのは今現在、先ほどお話ししたように、橋の完成が26年3月末を予定しているわけでございますけれども、やはり橋から県道までの区間が約840メートルくらいあるわけですが、この区間というのがほとんど、先ほど言いましたようにバイパスになります。そのようなことで、用地取得ができなければ工事もできないし、車も通れないということになります。

ただ、途中で町道が約3本ほど横断しております。ですから、一番短くても差し支えないと思うんですけれども、何とかそこまで、その区間だけでも用地買収を済ませて、何とか町道まで、短くてもいいですから通れるような形にしまして、確かに通れるようにすることになりますと当然、警察等の協議も必要になってくるわけですが、そこら辺のほうの、やはり橋ができたまま通さないということになりますと、非常に投資効果のほうも生まれませんので、少なくともそのようなことを一応見ながら、そこら辺のところを一定のめどというふうに考えているところであります。

それとあと、おおむねのほうの北清水側のほうの着手というのは、そういう一定のめどが立ってからということではいろいろとお願いをしたいと思います。

それとあと、全体のほうの完成見通しというようなことでございますけれども、現在、匝瑳市のほうでも、野栄方面から大布川のところまでですか、それがちょうど横芝光と匝瑳市



てや旭の中央病院も、横芝光町は匝瑳市横芝光消防組合の救急車は旭の中央病院でも脳疾患は受け付けてくれますが、旭の中央病院が新聞発表して、山武市から西については受け付けをしないというような新聞報道もあったさなかで、東陽病院に脳外の先生が来てくれることはこの地域医療の一端の中においても非常に大きな役割を果たせるのではないかという大きな期待から、病院長と相談しながら、ぜひそれを話でやっていってみようということがございます。

現在、北島先生も本当に努力していただいているところでございまして、入院患者におきましても、まだ手術ができる状況にはございませんが、おいおいその準備をしていきたいなと。すごい大きな手術ができるようになるかどうかはそれはわかりませんが、福島先生とも直接お会いしてお話しした中には、1年、2年、長い目で育てていってあげればありがたいというお話も聞いておりますので、その歩調に合わせてながら頑張っていただければと思っていますところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） 町長の説明は、確かにこの地域の中で脳外があったら便利だろうというのは、何も私ら地元からいうと、町営の東陽病院で果たして特殊な脳外の医療が可能なのかという心配があるんですよ。決して脳外を否定するものじゃないんです。住民の皆さんは、今の地域医療の内科、ああいうものがあつた、その上で脳外があるから、これはこれにこしたことはないだろうと、そういう喜びはあります。ただ、いかんせん、先ほども申し上げましたように、4月になると内科医が不足するという、そういう中で今の脳外科の先生方が一生懸命やってくれること、これははよくわかります。

しかしながら、それが入ったことによっていろいろな、この前町長が言ったように、いろんな医師関係デリケートな部分があると、千葉大との関連はどうなのか、旭の中央との関連はどうなるのか。恐らく、千葉大でも今の医師不足の中で、これは内科の医師を送るということは、恐らく無理なことだと思うんですね。それを、お願いしてあるからよりよい返事をいただけるものだという、期待感を持っているのもちょっとどうかなという感じもするんです。ましてや1カ月の中では、またことしいっぱいかかる、あるいは脳外のほうの本格的な手術が1年かかる、2年かかるということで、いいことだと思いますよ。しかしながら、町立の病院で果たして特殊医療が成り立つのかなという、そういう心配はあるということも念頭に置いておいていただければなと思います。

そして、決してそれを否定するものではございませんけれどね。そういう中で、いろいろな経緯、今来ていらっしゃる先生が一生懸命やってくれているのはわかる。しかしながら、町長の報告の中で5月の末にはこういう話がありますよ、聞いただけにしておいてください、すぐマスコミに出ました。6月の定例の政務報告が出ましたよという、すごく先を急いでいる感がするんでね。そういうものを千葉大との関連を考えながら、いい方向性を出していただければというような願望なんです。物の一つ一つの方向、そして内容、そういうものの報告、議会あるいは運営委員会、そういうものに随時報告をしていただけると大変ありがたいなど。

今の状況の中では、脳外に頼らざるを得ないというのが心情かなというような気がしますけれども、そこにはやっぱりすべてが成功するとは限りませんので、最高権者、執行部執行委員の町長としてそういう責任も重く感じ、受けとめていただいて、慎重にかかっていたきたい。そして、病院内なら運営委員会、それと町長の病院事業というものに対する事業計画、そういう案をもしお持ちでしたらお知らせ願いたいです。地域医療を重点的にした、脳外を含めた東陽病院の建設委員会とでもいいでしょうか、そういう運営委員会があれば、建設計画、そういうものを伺えればと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、ご心配いただいています、千葉大学のほうでそういう、ある意味違うグループの先生を呼んできて大丈夫なのかというご質問、ご心配もいただきましたが、その辺の旨につきましては、もう既に7月11日に千葉大の院長とお会いしたときには、その旨はお伝えしてございます。

それとあと、新聞報道の件でございますけれども、後から私どももわかったわけでありませんが、〇〇病院との、また、福島先生との間で協議が調っての撤退ではなかったというものが後からわかりました。現在、福島先生の1番かどうかわかりませんが、弟子の先生はまだ〇〇病院にはお一人残っておられる状況にあります。

そうした中で、やはり先ほど来申し上げますとおり、この東陽病院には内科医師の常勤医をきっちり確保して、地域医療を充実させて、さらにはそのプラスアルファとして脳外の先生がいて、その先生がまた頑張っていて、経営面でも今現在も大きく貢献をいただいております。そうした中で今、議員さん方にもお願いしております一般会計からの繰入金についても極力下げるように、できますれば独立独歩で経営できるような東陽病院であるように、その目標で進んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） いろいろ心配ながら、努力なされているとはよく理解できます。ですが、より以上に慎重にこしたことはない。やって、千葉大に理解を得ていると、こちらは理解を得ていると思われても、相手方はどう思うかはわかりませんしね。その結果が出れば内容はわかるかと思えますけれども、そういうところも含めまして、慎重な話し合いというものは必要でないのかなというように思います。

病院のことですので、この町内の町民の皆さん、一般会計から5億何千万入っていますので、これをじっと待っているというは、それを容認するというのは、地域医療なくてはならないと思う思いがあるからだと思いますので、これから脳外が入っているような設備をやればお金もかかる。そういう範囲の中でできれば結構でありますけれども、また余分なものになるということになれば、そこにまた問題が発生をするだろうということではありますが。

時間をとらせてもらって申しわけないですが、そしてまたこの検討委員会、どんな意見が出されて、いろいろなされているとは思いますが、そういう中での皆さんの意見の検証はあるのか。

そしてまた、1つお伺いしたいのは、この脳外に関しまして、事務員2名の方が東陽病院のほうにいられておりますよね。この2名の方、この人たちはどのような立場にあるのか。事務員が来ていますねと、脳外に関して入ってきましたけれども、町立の病院に関してはこの2名の事務員はどのような役割を示し、どのようなことでここにお入りになったのか、お伺いします。

○議長（鈴木克征君） 病院事務長。

○東陽病院事務長（大木良夫君） 議員おっしゃるとおりに、今2名の事務員が東陽病院に勤務しております。これは臨時職員ということで、時間給で給与支給しておるわけですが、まず1名については男性です。この方は、先ほど来出ていますけれども、〇〇病院、〇〇〇〇〇〇病院で事務局長をやっておられた方です。今回、福島先生のほうからそういった脳外の関係のバックアップをしたいというような申し出の中で、やはり脳神経外科の関係になりますと、いろいろなノウハウが出てまいります。スタッフの関係、あるいは医療器材の関係、そういったものをバックアップしていただくために臨時で雇用しております。もう1人、これは女性の方です。やはり〇〇〇〇〇〇病院で事務職を経験していた女性の方、この方については今後、北島先生が東陽病院で12月から脳ドックを開始するわけですが、



その脳ドック関係の準備、あるいは今現在、医療診療録、いわゆる医師のドクタークラークということで、医師のサポートをするようなことで、外来診療にドクターと一緒に携わっております。これはですね、今、当院では看護師がそういったクラーク的な立場の業務をやっているわけですが、これは本来そういう資格がなくてもできるような業務です。ですから、そういった業務に今現在携わっております。そういったことで2名の職員を採用したと、そういうことでご了解いただければと思います。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） いろいろな諸事情の中での事務員の補充ということになるかと思えますし、専門分野のことでもありますのでね。先ほども申しましたように、地域医療という住民はそれを期待しているところでもありますので、間違った方向性が出ないような努力はしてもらいたい。

脳ドックも始まる、結構なことでもありますけれども、いろいろ始まるに関しては銭金もかかることでもありますので、慎重に取りかかっていただけることを望みます。町立の病院でありますので、おいそれというわけにはまいりませんが、極力努力をしていただけるようにお願いします。

大分時間も過ぎてまいりましたけれども、PCBでありますけれども、現段階での会社の研究結果の報告、そういうものは報告ないんだろうかということでもありますけれども、この事前協議というのは、事前協議を結ばれて1年間有効期限があります。それで、1年切れたら、そこでその結果が出るということでもありますけれども、この事前協議なくしても次の段階に進めるというお話も伺いましたが、これは事実なのか、あるいはこれなくしては前に進むことはできないのか、今の会社の報告等を含めた答弁願います。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、伊藤議員のご質問にお答えを申し上げます。

まず1点目、試験研究の報告はあったのかということでございますが、町にはございません。

2点目でございます。いわゆる県の指導要綱の関係でございます。これは山崎議員のご質問の中でもございましたけれども、指導要綱によれば、まず前段として、許可書交付に係る手続ということで事前協議書の提出が千葉県の方にされ、その中で市町村への意見照会、また、市町村からの意見書の回答、地元の説明会の開催、保全協定の締結等々ということで第1次的なものがございます。これを飛び抜けて、いきなり建設本申請になるのかというこ

とでございますけれども、先ほど町長の答弁でもございましたように、指導要綱第3条、また、第4条では事前協議に応じないという文言もございます。いわゆる、そういうものを全部用意した中でテーブルにつきますよというような、第4条で記載もされておりますので、先ほどの回答のとおり、県の指導要綱にのっとって県が粛々と事務をするというふうに認識をしておるところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） 指導要綱にのっとってと、県の指導というのは、あくまでも行政が県に頼り過ぎててもという感もするんですよ。確かに、県の指導にのっとってやるのがルールかもしれないけれども、いろいろな分野でルールというものはね、先ほど申しましたけれども、破られることもあるしフライングもあるだろうと。見逃してもしようがないだろうし、強く出てもいろいろな規制があるだろうし、法的な問題も絡んで、これは難しさはあると思うんですね。ただ、事前協議書というのが1年間で、これ切れていますよね。今度、次はどうか知りませんが、まだ切れていないのかな、それは定かでない、申しわけないですけれども。

そして、1つこの中で伺うのは、町長に伺いたいけれども、ここに町長の後援会だよりかな、こんなものを利用しては大変申しわけないんですけども、生活環境保全協定というのがうたってあるんですね。これはどのような役割を持つのか、あるいは対策に対してのこういう協定を結び得ることができるのか、これなくしてはできないというような解釈になるんですが、これに対して一言お願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） まず、伊藤議員、事前協議書というのは、一番最初のある意味申し込みという形でございまして、まだ出ておりません。出てないです、まだ。これから出すという話がありましたけれども、実際はまだ県でも出ておりません。そういう状況の中で、事前協議を提出されますと、その事前協議書の中に先ほど来言っていますとおり、産業廃棄物処理業許可書交付にかかわるフローの中で、事前協議書を作成する段階で、要綱にのっとった中で生活環境保全協定、それが町かその住民の3分の2以上を、一般的に考えられるのが、例えば橋場区さんですとか、そういうところと協定が結べないと、県としてはテーブルにのせない、申し込みにならないというような私どももその時点では認識がありました。その後、山崎議員さんなどにその辺の部分について甘いじゃないかというご指摘もいただいた中

で、なるほどおっしゃるとおりであるなという部分も、これは確かに否めません。そうした中で、その後もですね、後援会だよりの中で難しいと考えていますというふうに、実際そのように書いてしまったのもありましたよね。

だから、その判断が100パーセント正しいかどうかについては、結果を見てみないとわからないというのが正直なところで、それについては現実難しいことについては間違っただけではないというふうに認識はありますが、今後もその言ったことに対して責任をとる上でも、この問題に対しては真摯に、粛々と精いっぱい努力をしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 伊藤圀樹議員。

○13番（伊藤圀樹君） この事前協議書がなくても、持ち込みで試験研究というのはできるんですね、あれは。

〔町長「試験研究は、はい」と発言〕

○13番（伊藤圀樹君） ということは、今までのやつは町の許可なし、ストレートであれやられてきたと、これからはそうはいかないんだと、そういう中で断固反対するという証明だということですね。

地域の皆さんにすると、ただ反対、菜っぱの声じゃないけれども、ほえていただけじゃ何にもならないんだよ。形としてどうするのか、方向として何なのか、内容は知らされない不安が募るというのも、またこれも現実だろうと。

ですから、先ほど言ったように、会社の説明会ではなく、町としてのあるいは部分的な説明会、それは担当課の者であってもいいし、県がやると皆さんの同意を得られない、当然得られるわけではないけれども、そういった身を粉にしたといいますが、きめ細かなそういう説明会というのは必要になってくるのかな、こんな気がいたしますし、そういった内容を今後も地域の皆さんにお示ししながら、流れを伝えながら、方向性を伝えながらという、そういう説明は地域の皆さんにはできるようになるんですかね。というのは、やはり会社との関連もある。それと、1つ先ほど申し上げましたけれども、その会社の方が横芝の住人になられておると、これは町としてはメリットになるのか、話がしやすくなるのか、その件で簡単にお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 当然のことながら、一番今回のやっつけていかなければならない一つの大きなものとして、やはり千葉県の担当部担当課との意見調整と状況の把握、情報の共有、こ

れにはもう常に気を配っているところでございます。

そうした中で、できる限り変化が起こり次第、それについては住民の皆様にもいち早く情報を流してまいりたいと考えています。ですので、今の段階でまだ、お盆明けに事前協議書を県に提出するような話をしておったセオリーの側でございましたが、いまだこの事前協議書の提出がありません。その間においても、いろいろと情報の共有ですとか、一緒に努力をしているところでございます。

それともう1点、セオリーの代表取締役が町民の一人になったことによってメリットは……、大きなメリットは考えにくいです。ですから、それによって町の対応が変わることは一切ございません。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 伊藤罔樹議員。

○13番（伊藤罔樹君） 当然これは言いつらいことだろうし、1人の住人がふえたことがプラスであって、事業に関しては決してプラスにはならないと、首長として言いつらいところだと思いますけれども。ただ、なぜこの住人になったかというのは一般の皆さんは知らない。また、聞いた人は何なんだよという思いをお持ちになるのでね。その辺をわかればなとってお伺いしたんですが、ちょっと無理な話ですよ、確かに。

ですから、いずれにしても、地元の心配しているPCB、あるいは全部を含めましてこの東陽病院関係、橋の問題すべてを含めましてね、町長、前職の代からの継続の事業のものなんですよね。そういった中でありますので、町長が考えておりますように、未来をつくる住民の視点という、この原点に返って、町のために誠心誠意の努力、最大の努力をお願いをさせていただきながら一般質問を終わりにさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 以上で、伊藤罔樹議員の一般質問を終わります。

ここで休憩します。

再開は午前11時10分とします。

(午前10時58分)

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

(午前11時10分)

---

◇ 川 島 富士子 君

○議長（鈴木克征君） 一般質問を続けます。

川島富士子議員。

〔9番議員 川島富士子君登壇〕

○9番（川島富士子君） 公明党の川島富士子でございます。

議長のお許しを得まして、一般質問させていただきます。

国民の政治不信が高まっています。政治は何のため、誰のためにあるのでしょうか。言うまでもなく、それは国や地域を支える庶民のための政治でなければなりません。庶民の暮らしを守るための政治を実現するために、私ども議員はもとより、町長も、そして職員の皆様も、すべて町民の公僕として仕える使命があります。私も生活に密着した現場の声、庶民の声なき声を常に政治の場で取りあげてまいります。誠心誠意働いてまいる所存でありますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。

それでは、多岐にわたり質問いたしますが、当局の親切で明快な答弁を求めます。

初めに、教育行政について4点お伺いいたします。

1点目として、いじめ問題について伺います。

いじめの苦しきから抜けだそうとみずからの命を絶つ子供が後を絶ちません。人の命は何物にもかえがたく、もうこれ以上このような悲劇を積み重ねてはなりません。いじめは、いかなる理由があろうと絶対に許されず、人道上の犯罪であるとの強い決意と勇気を持って、いじめの芽はすべて抜き取らなければなりません。

しかし、真に問うべきは、関係者がいかにいじめに真っ正面から対処しようとしたかという点であります。子供の悲痛な叫びを受けとめたか、そこを真摯に検証しなければ解決策は導き出せません。

滋賀・大津市で起きた事件は、市教育委員会のずさんな対応が際立ちました。いじめは、どの学校でも起こり得ます。しかも、根が深く、簡単に解決できません。だからこそ、個々の事例を徹底して検証し、予兆を見逃さない体制の整備と具体的な対策が必要と考えます。

横芝光の子は横芝光の大人が守るとの強い決意で臨んでいただきたいと思います。当局のご見解を伺います。

2点目として、通学路の安全対策について伺います。

本年4月以降、登下校中の児童・生徒の列に自動車が突っ込み、死傷者が発生するという痛ましい事故が相次いで起きています。この事態を重視し、政府はこの夏、3省庁、国

土交通省、文部科学省、警察庁合同の連携で、全国の公立小学校での通学路緊急総点検を行い、8月末までには取りまとめ、報告をするように通達が出ていたと思います。しかし、これにとどまらず、今日求められている対応は、官民連携、官民の知恵を結集し、国民の意識改革を見据えた総合的取り組み、総合的通学路の安全対策です。

そこで、緊急合同総点検の結果を、点検のための点検に終わらせないために、目に見える諸対策の迅速かつ計画的な実施を図るべきではないかと考えますが、いかがでしょうか。

緊急合同点検への対応状況については、11月までに文部科学省へ報告することとなっていると思いますが、当局の今後の対応についてお聞かせください。

3点目として、武道の必修化について伺います。

今春から中学校で始まった武道の必修化は、2006年に教育基本法に盛り込まれ、平成20年3月改訂の中学校学習指導要綱に保健体育で武道が必修になることが明記、平成24年度から完全実施されることになりました。

武道が必修化された目的は、武道の学習を通じて、我が国固有の伝統と文化により一層親しむことにあります。武道は、相手の動きに応じて基本動作や基本技を身につけ、勝敗を競い合う楽しさや喜びを味わうことができます。また、礼儀作法や相手への思いやりを修得する機会にもなります。中学校ごとに柔道、剣道、相撲から選択して実施されるようですが、各中学校の内訳と年間の指導時間をお示しくください。

また、実施に当たり、指導者の育成、施設の整備、用具の充実などの観点から、実情をお聞かせください。

4点目として、こども110番の家の見直しについて伺います。

子供の安全を守るための取り組みの一つとして行われているのがこども110番の家であり、子供が見知らぬ人からおどされたり、手をつかまれたりして怖い思いをしたとき、こども110番の家という、コナンのプレートが玄関や門などについている家に駆け込んで助けを求めるというシステムです。

スタート当初から何年もたち、途中見直しがあったものの、現在では避難所として引き受けてくださった家庭も状況が変わり、超高齢世帯であったり、若くても仕事等でいつも留守がちであったりしています。また、所在が偏在していたり、要注意箇所などの必要な場所に確保されていないという問題も見受けられます。そこで、こども110番の家の見直しも含め、当局のご見解を伺うものであります。

次に、環境防災行政について3点お伺いします。

1 点目として、さらなる災害対策について伺います。

昨年の3.11東日本大震災から1年半が過ぎました。いまだ震災の傷跡が深く深く残る中、次は東海、東南海、南海の3連動プラス日向灘の4連動地震などが心配されております。特に、南海トラフで巨大地震マグニチュード9クラスが発生した場合、最悪で32万人の死者、倒壊・焼失建物が238万棟、1,015平方キロメートルが浸水という被害想定を内閣府が発表しました。突然、襲い来る震災や津波といった自然の猛威に対しいかに対応すべきか、対策をとれば被害は間違いなく減らすことができるとも言われていることから、1つ、地域防災計画の作成、2つ、ハザードマップの作成、3つ、自主防災組織の立ち上げ、4つ、避難所対策、5つ、備蓄内容の充実、6つ、防災会議への女性の起用、以上に対して町の積極的な取り組みと進捗状況を簡潔にお聞かせ願います。

2 点目として、災害時に地域を守るリーダーとして防災士を養成してはいかがか、伺います。

地震が起こることが予想されている中、それぞれの地域に十分な防災知識を備えた避難所などでの運営のリーダーが必要であります。地域における自主防災も推進されておりますが、まだまだ十分という状況ではありません。そんな中、防災士が注目を集めております。防災士は、研修講座を受講し、資格試験に合格し、消防署などが実施する救急救命講座を受講して防災士となるのです。防災士の育成を推進していくことは、災害への事前事後の家庭単位での取り組みが充実し、やがて地域、職場に広がり、防災意識の高まりを促し、町民による救命力の向上につながっていくものと考えます。そこで、本町の防災士の育成についてのご所見をお尋ねいたします。

3 点目として、再生エネルギーの導入について伺います。

原発に依存しない社会をつくるため、再生可能エネルギーの普及や省エネ施策を進める必要があります。東日本大震災後、永続的に利用できる再生エネルギーの重要性への認識が深まる中、国は本年度から、再生エネルギーなどを活用した自立分散型の地域づくりを推進しています。

当町においても、災害に強く環境にやさしいまちづくり、自立した低迷しないまちづくりへ、公共施設や遊休地に大規模太陽光発電施設メガソーラーを導入する考えはないか、伺います。

次に、思いやりあふれるまちづくりについて、3点お伺いいたします。

1 点目として、戸建て向け耐震改修補助制度の創設について伺います。

6月の県議会において、県土整備部は、県内54市町村のうち、15市町村が個人住宅向けの戸建て住宅耐震改修補助制度を創設していないことを明らかにいたしました。当町も未実施であり、県は制度創設を働きかけているが、最終的には各市町村の判断とっております。

この制度は、総額の一部を上限つきで国が2分の1、県が4分の1、市町村が4分の1の割合で負担し、残りを施主が支払う制度のようです。しかし、市町村が制度を創設しなければ、改修工事を実施しても国や県の補助を受けることができません。そこで、制度創設について、実施するお考えがあられるか、当局のご見解を伺います。

2点目として、出前講座の実施について伺います。

町民との協働は、町民とともに考え行動することであり、その基本となるのが情報の共有と相互理解にあると認識しております。町職員が講師となって、町民に行政に関する情報などを提供する出前講座の実施を提案いたします。それぞれの所掌事務をメニュー化して、講座メニューの一覧表を作成し、町民に情報提供することにより、横芝光町の役場の仕事の見える、仕事の理解度を深めることにつながり、より町民と役場の距離が縮まり、一層親しみやすい関係になることをご期待いたします。ぜひ、実施可能なメニューから始めてはいかがでしょうか、ご見解をお尋ねいたします。

3点目として、高齢者なんでも相談室の設置について伺います。

高齢者は、年齢とともにさまざまな要因で体が不自由になりますが、中にはひとり暮らしになり、話す相手もいないことによって孤独に陥り、精神的にも身体的にも介護を受ける状態になったという実態も明らかになっています。

特に、ひとり暮らしの高齢者の地域的課題は、孤立防止、相談、地域参加、生活支援であると思います。高齢者の方々が住みなれた地域で安心して暮らし続けることができるように、介護や福祉、健康などのさまざまな支援を総合的に行う機関が見守りネットワーク体制の中心となる地域包括支援センターであります。

そこで、主な業務の中に総合相談支援があるわけですが、このお困り事窓口案内が十分に機能なされているのでしょうか。本来、行政の窓口よりも身近な場所にあることが多いので、相談に行きやすく、また、必要に応じて自宅を訪問してくれると伺っております。そのために、ぜひ、自分が暮らす地域の地域包括支援センターがどこにあるかを調べておくとういと考えますが、実際まだまだ親しみが薄いと思われることから、(仮称)高齢者なんでも相談室というように、わかりやすい名称をつけてはいかがかと提案い



たします。当局のご所見をお聞かせください。

最後に、福祉行政についてお伺いいたします。

生き生きとした高齢社会を築くためには、何よりも健康であることが重要であります。具体的には、健康の保持増進、あるいは介護予防など、町民が身近な地域で健康を保つためのよい環境が必要であります。健康でいられることは、医療費の抑制にもつながります。そこで、各地の自治体は、さまざまな企画で住民の健康づくりに取り組んでおります。その中から、ユニークな事業で注目される健康ポイント制度がございます。健康づくりで健康寿命を伸ばし、社会に貢献できるこの健康ポイント制度を導入してはいかがでしょうか。医療費削減の一助となることを確信し、私の最初の質問といたします。

〔9番議員 川島富士子君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員の質問に対する当局の答弁を求めます。

町長。

〔町長 佐藤晴彦君登壇〕

○町長（佐藤晴彦君） それでは早速、川島富士子議員のご質問にお答えさせていただきます。なお、私からは、環境防災行政についてのご質問のうち、さらなる災害対策についてをお答えをさせていただき、教育行政についてのご質問のうち、いじめ問題についてと武道の必修化につきましては教育長から、その他のご質問につきましては各担当課長から答弁をさせていただきますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

それでは、環境防災行政についてにお答えをさせていただきます。

初めに、さらなる災害対策についての地域防災計画について、いわゆるハザードマップでございますが、6月議会でもお答えをさせていただきましたが、千葉県では8月6日、千葉県防災会議において、防災計画の大幅な見直しが行われました。今後、町でも県や関係機関との整合性を図り、近隣と歩調を合わせながら、地域防災計画とあわせてハザードマップの見直しを行い、災害に強いまちづくりの強化をしてみたいと考えております。

自主防災組織の立ち上げにつきましては、同じく6月の若梅議員のご質問にお答えしましたように、自治会組織が中心となる組織は、隣近所のおつきあいの中で家族構成も把握されておりますので、重要な組織と考えております。

今後は、行政総務委員の方のご理解を得ながら、町も必要性などを考え、多くの組織ができるように努めてまいりたいと考えております。

避難所対策といたしましては、一時避難所、広域避難所などで避難所生活が長期化する

場合、仮設住宅の建設が必要になります。地域防災計画でも示してございますように、建設場所としては公共施設となっており、候補地リストとして横芝運動公園、ふれあい坂田池公園の運動広場、陸上競技場、光スポーツ公園の野球場、芝生広場、光文化の森公園芝生広場、東陽野球場の7カ所で、約6.7ヘクタールに520戸の建設予定地として確保してございます。

備蓄品の内容でございますが、主なものとして、資機材については発電機27台、投光器20基、毛布1,800枚、簡易組み立てトイレ10基などを公益避難所等の防災倉庫に保管してあります。また、食料備蓄の保存水2万6,000本、500ミリリットルでございます、や乾パンやクイックライスなどを備蓄しておるところでございます。

防災会議への女性委員の登用につきましての進捗状況についてであります。防災計画の見直しに着手しておりませんが、女性の視点を加えご意見をいただくことは極めて重要なことで、それぞれの意思決定の場でできるだけ多くの女性からご意見をいただき、反映するように考えてまいります。

以上で、私の壇上からの答弁とさせていただきます。

〔町長 佐藤晴彦君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育長。

〔教育長 齋藤 明君登壇〕

○教育長（齋藤 明君） おはようございます。

教育長として初議会、どうやら3日目を迎えることができました。本日もよろしく願いいいたします。

さて、川島富士子議員の教育行政についてのご質問の1点目のいじめ問題についてと3点目の武道の必修化についてお答えさせていただきます。

初めに、いじめ問題についてであります。齋藤順一議員の一般質問でお答えしたところですが、いじめ問題への取り組みの状況を申し上げますと、各学校によるいじめ問題への取り組みに対する自己点検の実施や、児童生徒を対象としたいじめの実態把握に関するアンケート調査及び教育相談週間などにより得た情報の職員間での共有化のほか、日ごろから児童・生徒の人間関係の変化や児童・生徒が発する危険信号を見逃すことのないように留意するなど、いじめの早期発見・早期対応に努めているところでございます。

また、いじめの防止策といたしましては、学級での活動や児童会・生徒会活動の中で、児童・生徒一人一人の存在感や学級としての連帯感を育てるとともに、人間関係を豊かに

する教育活動を通じて、良好な人間関係を築くことや児童・生徒に生命に対する畏敬の念を養うとともに、命のとうとさや他を思いやる心をはぐぐむ道徳教育の充実などが必要であると、このように考えております。

次に、武道の必修化についてであります。川島富士子議員が先ほど申し上げましたところと一部ダブりますけれども、旧中学校の学習指導要領では、第1学年において武道及びダンスのうちから男女とも1領域を選択して履修することとし、第2学年、3学年においては、球技、武道、ダンスのうちから2領域を選択して実施するということとしておりました。

今年度から完全実施されました新中学校学習指導要領では、男女とも第1学年及び2学年で武道を含むすべての領域を履修することとなりました。ねらいといたしましては、わがができる楽しさや喜びを味わい、基本動作や基本となるわががをできるようにするというようになっております。第3学年では、引き続き選択して履修することとなっており、わがを高め、勝敗を競う楽しさや喜びを味わい、得意わがを身につけることができることをねらいとしています。

武道種目といたしましては、全国的に柔道、剣道、相撲を中心に指導を進めておりますが、地域事情によっては、なぎなたや弓道などを取り入れることも可能になっており、それを実際に取り入れている市町村もございます。

町内の中学校の武道指導についてご説明をいたしますと、光中学校の武道指導は、剣道を中心に指導計画を組み、武道場を使用しての教育実践に当たっております。用具は、授業に必要な40人分が確保されておまして、十分であるというふうに言えます。また、指導教員は、剣道6段の教員を中核にして、全員が長い指導経験があり、講習会へも積極的に参加しているため、効果の高い授業を進めております。授業時数は105時間あるわけですが、15時間ということで実践をしております。

次に、横芝中学校の武道実践でございますが、柔道、剣道を中心に指導計画を組みまして、光中と同様に、武道場を使用しての指導ということに当たっております。用具は、柔道、剣道とも学級人数分はそろっており、これも十分に足りております。また、男子教員は、柔道、剣道とも資格を有している教員が指導に当たっております。女子教員につきましては、進んで武道指導者講習会等に参加し、指導力・技術力を高めており、その指導には今現在、特に問題はありません。指導時間は、1年生が12時間、2年生が11時間、3年生が14時間、総授業時数は105時間でございます。

両中学校とも初めて武道を学ぶ生徒が多く、安全面には特に気を配ることが重要であるというふうに考えております。そのため、授業開始前や後、授業の最中、そういう中で指導体制や指導計画・内容、施設設備等について改めて点検をしまして、安全・安心の確保に努めておるといところでございます。

以上で、私の答弁とさせていただきます。ありがとうございます。

〔教育長 齋藤 明君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

〔教育課長 高蝶政道君登壇〕

○教育課長（高蝶政道君） それでは、川島富士子議員の教育行政についてのご質問にお答えいたします。

初めに、通学路の安全対策についてでございますが、森川議員の一般質問で通学路の安全確保についてお答えしたところですが、当初では、文部科学省の通学路における緊急合同点検等実施要領に基づき、山武警察署、千葉県山武土木事務所、町都市建設課、環境防災課、町内各小学校及び教育課による緊急合同点検を8月14日から16日までの3日間にわたり、危険箇所として把握している町内38カ所で実施いたしました。

点検の結果を踏まえた対策といたしましては、通学路の変更、ボランティア等による立ち番の実施や道路管理者による横断注意などの路面標示、樹木により見通しが悪い箇所の地権者への剪定以来、警察署による横断歩道の路面標示を行うことといたしました。

なお、各学校では、日ごろから職員による通学路の点検や児童・生徒、保護者、地域の皆さんからの情報により危険箇所を把握するとともに、必要に応じて通学路の見直しを行っております。

今後も、通学路の点検や児童・生徒への安全指導の徹底を図るなど、児童・生徒の安全確保に努めてまいりたいと考えております。

次に、こども110番の家の見直しについてであります。こども110番の家とは、子供が声かけや痴漢、つきまといなど何らかの被害に遭った、または遭いそうになったと助けを求めてきたときに、その子供を保護するとともに、警察、学校、家庭などへ連絡するなどして、地域ぐるみで子供たちの安全を守っていくボランティア活動でございます。

こども110番の家については、平成18年の合併時において、横芝地域で171件、光地域で94件の個人あるいは店舗のご協力をいただき、現在に至っております。しかし、こども110番の家をお引き受けいただいた方の中には現在、店舗がなくなっていたり、亡くなら

れてだれも済んでいないなど、時間の経過とともに状況の変化も予想されますので、今後、調査を行い、見直しについて検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

〔教育課長 高蝶政道君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

〔環境防災課長 土屋文雄登壇〕

○環境防災課長（土屋文雄君） それでは、川島富士子議員の環境防災行政についてのご質問の災害時に地域を守るリーダーとして防災士を養成してはいかがかと、再生可能エネルギーの導入についてお答えをいたします。

初めに、災害時に地域を守るリーダーとして防災士を養成してはいかがについてでございますが、防災士については、社会のさまざまな場で減災と社会の防災力の向上のための活動が期待され、かつそのために十分な意識・知識・技能を有し、特定非営利活動法人日本防災士機構が認定した方をいいます。また、防災士の役割としては、災害時の公的支援が到着するまでの被害の拡大の軽減、被災者支援の活動、防災意識の啓発、自助・共助活動の訓練などがございます。しかしながら、防災士1人の資格認証までには講習時間が長く、受講料金等が6万1,000円と高額なものになっております。

このほか、防災士のほかには千葉県が「災害対策コーディネーター（中核リーダー）養成講座」を開催しております。活動としては、地域防災力向上のための取り組みを行い、大規模災害時においては、地域に密着した自主防災組織、ボランティア、NPO等の協力を得て各組織を取りまとめるとともに、他の組織や行政関係機関との連絡調整役を担う災害コーディネーターを養成し、千葉県が認定するもので、参加費用につきましては無料となっております。

いずれの制度も、災害時など地域における防災活動の中核となる人材を養成するものであり、地域の防災力の向上と自助・共助の醸成につながるものと思いますので、今後、本制度の周知を図ってまいりたいと考えております。

次に、再生可能エネルギーの導入についてでございますが、東日本大震災後の原子力発電所の相次ぐ停止により電力需給が逼迫する中、エネルギー安全保障や地球温暖化対策にも資する再生可能エネルギーの重要性が非常に高まっております。

また、本年7月から再生可能エネルギーの固定買い取り制度が開始され、再生可能エネルギーの導入拡大とエネルギー産業の市場拡大も大変期待されております。

再生可能エネルギーとは、一般的には太陽光・太陽熱、水力、風力、バイオマス等が挙げられております。

川島議員ご承知のとおり、横芝光町でも平成23年11月より地球温暖化の防止及び地域における再生可能エネルギー導入促進を図るため、個人住宅で太陽光発電システムを設置する方に対し、1キロワット当たり3万円を乗じた額10万5,000円を限度として、補助金を交付しております。

本年度も当初予算において予算額315万円、件数として30件の予算となっておりましたが、7月をもって予算額に達しましたので、現在、受付は終了しております。なお、今回の9月補正に追加予算として210万円、件数として20件分を計上させていただいているところでございます。

また、公共施設への太陽光発電を中心とした再生可能エネルギーの導入につきましては、いろいろと検討をしておりますが、現行の施設については、屋根の構造や材料負担等、課題が多く実現が難しいことから、学校施設などの改築の機会をとらえ導入をしているところでございます。

規模の大きな再生可能エネルギーについては、電気事業者などからのお話があれば、遊休町有地の活用を念頭に、土地利用については検討をしていきたいと考えております。

以上でございます。

〔環境防災課長 土屋文雄君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

〔都市建設課長 五木田桂一君登壇〕

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは私のほうから、戸建て向け耐震改修補助制度の創設についてのご質問にお答えをさせていただきます。

町の住宅に関する補助制度としては、木造住宅耐震診断補助金の交付制度があります。この制度は平成21年度から施行されており、補助金額は耐震診断に要する費用の2分の1に相当する額で4万円を限度とするものでありますが、現在まで利用実績はありません。現在、住宅改修に係る補助制度につきましては、近隣市町の制度を参考とし、本町の制度設定について実施に向けた検討を行っているところでありますので、制定の際には皆様のご理解とご協力をお願いをいたします。

〔都市建設課長 五木田桂一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

〔社会文化課長 早川典男君登壇〕

○社会文化課長（早川典男君） それでは、出前講座の実施についてのご質問にお答えいたします。

町の施策や制度、事業について、職員が会場に出向き説明をする出前講座は、町民に町政に対する関心を持っていただく上で効果的であると認識をしております。また、職員にとっても説明能力の向上につながるなど、研修的な側面もあるものにとらえております。

現在、当町では出前講座という形での体制はとっておりませんが、町民からの要請があったときには職員が会場へ出向き、説明をするようにしております。しかし、出前講座は、町民の皆さんに町政への理解を深めていただくとともに、町民の主体的な学習のきっかけづくりに寄与するものであると思いますので、今後は、近隣自治体の事例を参考に研究してまいりたいと思います。

〔社会文化課長 早川典男君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

〔福祉課長 實川裕宣君登壇〕

○福祉課長（實川裕宣君） それでは、高齢者なんでも相談室の設置についてお答えを申し上げます。

近年の核家族化により、高齢者世帯から福祉課への相談件数も年々増加しております。相談内容によりましては、迅速に対応すべく担当職員が個別相談を受け、適切な指導、助言を行っております。なお、その後の経過観察等が必要な場合は、町関係部署が連携してその都度フォローをしているところでございます。

また、介護保険法により、各市町村に地域包括支援センターの設置が義務づけられ、当町は平成19年度から社会法人九十九里ホームに委託運営をしております。事務所は、第二松丘園内に設置しておるところでございます。

地域包括支援センターは、高齢者の安定した生活を支援する総合機関であり、介護予防の支援推進のほか、高齢者の権利擁護、総合相談支援等の業務を行っております。当センター設置当初は、一般住民の方々には存在自体や事業実施内容の認知度も低く、町介護保険運営協議会の委員からも、施設名に親しみやすいサブネームをつけて高齢者総合相談窓口施設であることを周知するよう提言もされており、現在、委託先の第二松丘園と検討中でございます。

なお、関連いたしまして、去る6月定例議会、浅野孝男議員の一般質問でお答えをいた

しましたお年寄り110番につきましては現在、設置に向け準備を進めているところでございます。

以上でございます。

〔福祉課長 實川裕宣君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

〔健康管理課長 伊藤定幸君登壇〕

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは、川島富士子議員の大綱4点目、福祉行政についての健康づくりで、社会に貢献できる健康ポイント制度を導入してはいかかについてお答えをいたします。

健康ポイント制度につきましては、全国でも実施している市町村が幾つかございますが、健診や健康づくり事業に参加するなど、ご自身の健康増進に役立つ行動でポイントをためていく制度です。ためたポイントの利用方法については、小・中学校や保育園等への寄付、施設の利用、デマンド交通の支払い、記念品と交換など、市町村によりさまざまありますが、この制度の一番の目的は、住民の主体的な健康づくりを応援し、健康機運を高めていくことで町全体を元気に活性化させることだと思います。

当町は、スポーツ健康都市を宣言し、スポーツの振興や各種検診、健康講座など、さまざまな健康づくり事業を積極的に実施しておりますが、健康分野のみにとらわれず、各種スポーツ大会の参加なども含めた幅広い視点で補ったほうがよいのではないかと考えております。

この健康ポイント制度は一つの選択肢として考えられますが、いずれにいたしましても、当町に合った健康増進の方法を調査研究していきたいと思っておりますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔健康管理課長 伊藤定幸君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） さまざまご答弁をありがとうございました。

それでは、いじめ問題についてでございますけれども、時間の関係で、町長にお伺いしたいと思います。

いじめ防止条例の制定をぜひお考えいただいたらいかがかと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 執行部に申し上げます。質問が多岐にわたっていますので、答弁は



簡潔にするよう申し上げます。

町長。

○町長（佐藤晴彦君） 少し研究させていただきたいと存じます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

ちょっと早口になりますけれども、先日の齋藤議員の答弁の中で、私の聞き違いでありましたら申しわけなく思いますけれども、過去にいじめがなかったというふうに伺ったと思いますが、2011年度の千葉県のいじめ認知は全国2位ということで新聞紙上にも発表がありましたけれども、少なくとも私が議員になってからいじめの相談は受けておりますので、しっかりと取り組んでいただきたいなというふうに思いました。

あと、千葉県も出しているかもしれませんが、このような家庭用いじめ発見チェックシート、教育長、ご存じでしょうか。うなずかれたかなというふうに思います。あと、いじめ問題に関するアピールで、また、いろんなサポートする相談窓口の電話番号がざっと、こういったのを各家庭に、また、子供さんたちに配ってぜひ使っていただきたい。まずここからスタートすることが、非常に私は有効ではないかというふうに思いますので、もしよろしかったら後でお渡ししますので、検討して見ていただきたいというふうに思います。

また、齋藤議員の答弁のときに教育長から、本当に各学校、無事に2学期が始まっているという一言を伺って、何よりほっとした次第でありますけれども、不登校に関しての実情、2学期になってそのまま長欠の児童があられるか、教育長に伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 不登校の問題でございますが、齋藤議員のときにも申し上げましたけれども、9月に無事に2学期に入ったというところでございます。しかしながら、教育委員会が現時点で把握しているところにつきましては、7月いっぱいということで統計をとってございますので、それについてお答えしたいというふうに思います。

今年度の7月末までの不登校の実態でございます。不登校といいますと、50日以上長期欠席児童を含むわけですが、長期欠席児童・生徒は小学校におきまして3名、それから中学校におきましては両中学校で10名ほどおります。

欠席理由というところですが、登校意欲とか学習意欲の低下ということが最も多くて、一部情緒の不安からの欠席とか、それから家庭等の問題、それから病気欠席等とな

っております。一番心配なさっている、いじめからくる長欠の子供はいないというふうに把握しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。事細かに、とにかく目を向けていていただきたいと思います。

教育長、ご存じでしょうか。「ハッピーバースデー」という、いじめとか人権を守る映画がございました。すごく感動された映画であります。また、ずうっと町のホームページに横芝光町次世代育成支援行動計画、平成22年度から26年度ということで、佐藤町長が平成22年3月ということで、佐藤町長名でこれがネットの中に入っておりますけれども、この中にも既に人権意識の啓発ということで、すべての小・中学校で人権教育CAPプログラムの実施を継続とありますので、このキャッププログラムは、PTA活動や総合学習でぜひ導入というか、非常に効果のあった事業だと思っておりますので、継続して行っていただきたいと思っております。

やはり、地域社会の問題でもありますし、いじめは学び合う姿勢が非常に大事かと思っておりますので、ぜひこのところをご確認いただいて、きちんと町のホームページに載っておりますので、そのところ、継続をもってぜひ行っていただきたいと思っております。

あと、対応策取り組み事例で非常に大事だというのは、齋藤議員とかぶりますけれども、第三者による相談窓口の設置、スクールカウンセラー、また、スクールソーシャルワーカー、時間がありましたら配置状況、また、効果と課題も聞きたいと思いましたがけれども、あとでまた担当課のほうに行って教えていただきたいと思っております。

また、防止策としては、教師と生徒の信頼関係について定期的なアンケートの実施を行っていただきたいと思っております。

また、教育現場の負担軽減と効率化ということで、先生方のできるだけ負担も軽減できるような対策も必要かということで、スクールカウンセラー、ソーシャルワーカーの配置を充実させていただきたいというふうに思います。

例規集の1,002ページに心の教室相談員という事業がございますけれども、この心の教室相談員からの報告というのは、いじめがないということは受けてないというふうにとつてよろしいのでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 心の教室相談員につきましては、町関係で雇用しているというところでないわけですが、相談員から直接教育委員会のほうにこういうことがいじめとしてありますという報告は今現在、私が就任してからはございません。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。いじめは、いじめるほうが100%悪いという考え方の徹底を、ぜひ防止教育の中で行っていただきたいと思います。

また、先日、齋藤議員からもカードのようなもので相談という、そんな話があったと思います。私も調べました。そうしましたら、24時間いじめ相談ダイヤルというのが2007年2月から始まっておりまして、この電話番号を記したカードが学校を通じてすべての小・中学校に配布されているということで、国のほうからのそういった文言を見ましたので、確認していただきたいというふうに思います。

ぱっと調べただけでも4カ所相談があったわけですね。県子どもと親のサポートセンター、また、子どもの人権110番、また、24時間対応の全国統一ダイヤル「よりそいホットライン」、これは無料電話相談、また、24時間いじめ相談ダイヤル、0570-0-78310（なやみ言おう）という番号でありますけれども、どこよりも平和で安全な場所が学校であり、教育の目的は子供の幸福だというふうに思っております。どうやったら今いじめで苦しんでいる子供たちを救えるのか、声なきSOSに大人たちが気づいていけるのか、いじめに気づいているけれども言い出せない子供たちにどうやったら協力してもらえるのか、今後、こうしたことに光を当てた調査をぜひお願いしたいと思います。

次に、通学路の安全対策についてですけれども、本来、通学路の安全点検は継続的に行われていなければならないというふうに思います。6月議会でも質問させていただきましたけれども、8月14、15、16の3日間の点検ということで、少し遅いのではないのでしょうか、私はそういうふうに思いました。やはり、徹底した点検、また今後、継続的にどういう形でやられていくのか、伺いたいところでもありますけれども、継続的に通学路の安全対策を推進する条例等を策定したらどうかというふうに思います。交通安全条例といった条例を定め、通学路の安全対策について規定するか、もしくは例規集の261ページにあります横芝光町安全で安心なまちづくり条例の中に、今回の緊急合同総点検を実施した安全対策の推進体制の規定を盛り込むことも可能だと思いますが、町長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 検討してまいりたいと考えています。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） よろしく願いいたします。

あと、ぜひ伝えてお願いしたいことは、通学路の安全アドバイザーということで、文部科学省が9月4日に公立小・中学校などの通学路の安全を確保するため、市町村に専門家を派遣する通学路安全対策アドバイザー制度を創設する方針を固めたということで、初年度となる13年度はモデル事業的に実施、全都道府県で計300人程度のアドバイザーを確保し、小学校を中心に5,000から6,000校程度に派遣する計画ということであります。原則全額国費負担ということでもありますので、ぜひお手を挙げて、我が町にアドバイザーを呼んでいただきたいと思いますが、教育長、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） それらにつきましては今後、検討していきたいというふうに思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ積極的なお取り組みで、全額国費ということでもありますので、頑張ってくださいというふうに思います。

次に、武道の必修化についてでありますけれども、先ほど本当に懇切丁寧に細かく教育長のほうからご説明をいただきましたけれども、光中に関しては剣道、横芝中に関しては柔道ということではありますが、1クラス分40人分の人数分の確保ということではありますが、非常にこういった夏の時期、暑い時期、今、温暖化で暑い時期が長いと思いますが、かなり新陳代謝が激しくて、中学生ぐらいですと汗をびっしょりかかると思います。こういうことは余り言いたくないんですが、皮膚疾患等の衛生面から、それをまた使うのはいかななものかというふうに思いますが、もう少しふやすとか、対策を講じるお考えはないかどうか、伺いたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 教育長。

○教育長（齋藤 明君） 両中学校に確認をしてありますが、現時点で授業等に子供たちの、例えば今使った次の日に使うということは、授業時数上組んでいないというところがございます、ないしは天日干しとか、それから洗濯とか、そういうものでやっているというところで、現時点では特に大きな問題にはなっていないという報告は受けています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） わかりました。よろしくお願いいたします。

こども110番の家の見直しについてでございますけれども、ネットで県教育庁が昨年4月に発行した「平成23年度ちばっ子地域安全マップづくりマニュアル」の中で、県教育委員会の「平成22年度ちばっ子地域安全マップ」を拝見いたしました。コンクール入賞作品中の中に、入賞として我が町から横芝小学校の児童の作品がございました。最優秀賞の君津市と優秀賞の酒々井町、また、入賞の中で市原市の、この3つの各小学校の作品にはきちんとこども110番の家が書き込まれてあったわけでありまして、残念ながら横芝小学校の中にはこども110番の盛り込みがなかったかと思えます。この3つの小学校の子供たち、この子供たちの頭の中には何かあったら助けを求められることができるところの一つとして、「釜石の奇跡」でありませんが、しっかり植えつけられているというふうに感じました。

話し合いやフィールドワークの中で子供たちが気づくこと、つぶやくこと、とてもすばらしいというふうに思いました。我が町でも今後、安全マップを作成する際、こども110番家の場所確認とあわせて全児童に周知することも大切かと思えます。あっても活用が本当に弱いということでは、何のための110番の家かわからないと思えますので、ここのご決意を教育課長、一言お願いします。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 先ほど答弁申し上げましとおり、時間の経過とともに状況が変わっておりますので、その辺のところを確認をするということと、また、安全マップの中に他の市町では110番の家が表示してあるということでございますので、その辺についても今後、子供たちにも周知するようにはしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。

それでは、さらなる災害対策について、町長に再質問させていただきます。

私は西の集会所に行きました。西の世帯はかなり大きく、同じ議会で川島仁議員、また鈴木議員と一緒にありますけれども、ここに集まった人数は、職員1人、消防団員2人、住民は6人でありました。毎年毎年、人数がだんだん少なくなっているような気がします。そういった中で、始まる前に区長が災害弱者、要援護者のところを回ってきたというふう

に思いますけれども、私は、ひとり世帯で高齢者であるので、その方のことを伺いましたら、聞いていないということでありましたので、ぜひ、このところ非常に大事なことでというふうに思いますので、やはり高齢者独居世帯、ひとり暮らし、また、どのように名簿吸い上げを行われたのか、また、見直しが必要ではないかというふうに思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 何はともあれ、多くの住民の方がですね、せんだっての9月2日の防災訓練におきましては、天候が余りすぐれなかった、途中、雨の降った状況もありました中にもかかわらず、昨年とほぼ同等、若干下回りましたけれども、同等の参加人数を得られたことはまずありがたく思っているところでございます。

今、川島議員からご質問があった部分につきましては、基本的に今やっておりますのは、要援護者についてはすべて行政総務委員さんを通じてお願いをしているところでございますが、その後につきましてはさらなる検討を重ねてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ぜひ、名簿に把握漏れがないかとか、また、実際連れ出す場合はだれがどうするか、もっともっときめ細かく、そういったところも、一通りの大きな訓練だけでなく、そういった細かい細部にわたっての心遣いというのを、ぜひ検討していただきたいなというふうに思います。

ぜひ、防災会議に女性の比率増加として条例改正をしていただいて、女性参画を文言を入れていただきたいと思いますので、町長、時間ないので、一言でお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 積極的に検討してまいりたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） ありがとうございます。

最後に、福祉の高齢者なんでも相談室のところなんですけれども、先ほど答弁の冒頭にありましたが、関係部署と連携して高齢者の指導、助言を行っているとのことでございますけれども、町や地域包括支援センターの職員が訪問しての相談指導とは今までしていたわけでしょうか、その辺をちょっとお聞きして、終わりにしたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 相談者の中には、民生委員を通じての方、また、交通弱者の方等がおいでになりますので、相談内容の詳細につきまして、担当機関、また、町担当者や地域包括支援センターの職員が訪問して、本人・家族に窓口同様の指導、助言等を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 最後に一言だけ。町長、きょうは何の日だかご存じでしょうか。名字の日なんです。それで、日本で一番多い名字が佐藤です。ぜひ、何が言いたいかと申しますと、名実ともに素晴らしいまちづくりに邁進していただくことをお願いして、終わります。

○議長（鈴木克征君） 以上で、川島富士子議員の一般質問を終わります。

これで一般質問を終了します。

ここで休憩します。

再開は午後1時とします。

（午後 0時10分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 0時59分）

---

#### ◎議案第1号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） これより議案審議を行います。

日程第2、議案第1号 千葉県後期高齢者医療広域連合規約の一部を改正する規約の制定に関する協議についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第1号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第2号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第3、議案第2号 平成24年度横芝光町一般会計補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 何点かお尋ねをいたします。

今回の補正で、23年度の繰越額4億646万2,000円のうち、2億1,000万が財調のほうに積み立てをされたというようなことであります。適切な対応であったと思います。いろいろこれから町税の確保も難しくなってくるような状況の中でありまして、現在、23年度の町債が約17億、公債費が10億ということで、いろいろ公債残高が右肩上がりに行くような、このような状況でありまして、先般、財政推計を見ましても、大分大変な状況が生ずるのではないかと、そのような心配をしております。これからもこのような繰越額につきましては、地財法の中にもありますように、適切に財調のほうに積み立てていただければと、このようにお願いをしておきます。

それでは、まず歳入の面で、11ページの繰入金、7目の東日本大震災の復興基金繰入金、この基金の所在ですけれども、決算調書を見ても、基金の中にこの基金が私にはちょっと見当たりませんので、どこにこの基金があるのか、お尋ねをいたします。

それから、18ページの民生費、4目の保育所緊急整備事業補助金、一応緊急性事業ということでありまして、どのような緊急性があるのか、その説明をお願いをいたします。

さらに、19ページの衛生費、予防費、集団予防接種から個別というようなことで、699万3,000円が追加になっております。なぜこのような増額がされているのか、人数とか、その辺の説明をお願いします。

それと、事業費が一般財源であります。こういう予防接種に関しての国・県の補助等が



あるのか、ないのか、その辺もお尋ねをいたします。

それから、24ページの道路新設改良費のI-18号路線のこの減額の理由をお尋ねをいたします。

それから、25ページの駅前広場の管理費、駅前広場整備事業調査業務委託料、これが860万3,000円が削られておりますけれども、駅前広場は町長が4月の臨時会でもかなり積極的に取り組むと、このような話でありましたけれども、調査費が減額になったことで、今後の計画に影響が私には出るんじゃないかと思うんですけれども、その辺の説明をお願いをいたします。よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それでは私のほうから、11ページの東日本大震災復興基金の繰入金についてご説明を申し上げます。この繰入金ですが、本年6月の補正予算によりまして、県から交付される交付金を原資に2,900万円を積み立てまして、その中から年度内中でございますが、取り崩して使用したいと、そういう考えでございますので、大変申しわけございません、昨年資料の中にはございませんでしたので、よろしく申し上げます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは私のほうからは、18ページ、3款2項4目保育所費の保育委託事業ということで保育所緊急整備事業補助金548万1,000円、この緊急性は何かということでございます。

この事業につきましては、日吉保育園、ここが耐震診断の結果、漏水による脆弱化が懸念されるために、大規模修繕を行いたいという話でございますが、それに伴いまして千葉県安心子ども基金事業の保育所緊急整備事業、この事業にかけまして補助金申請をして採択になったというものでございます。

内訳としましては、工事費が730万9,210円で、2分の1が県からの補助、4分の1が町の補助ということで、合計しまして548万1,000円を日吉保育園に補助するものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 健康管理課長。

○健康管理課長（伊藤定幸君） それでは私のほうから、4款の予防費の関係についてご説明を申し上げます。

この予防費のなぜ699万3,000円の増額かということですが、従来ポリオのワクチンでございますが、生ワクで実施していたものが、この9月1日から不活化ワクチンということで注射に切りかわるものでございます。この切りかえに伴いまして必要経費が生じたというものでございまして、ポリオの生ワクの場合は集団で実施してはいたしておりますが、不活化になりますと個別ということで、各医院に行っていただいて注射をしていただくと。これが非常に単価が高いものですので、県下、山武地域統一されておりましたが、1人当たり9,660円かかるというものを全額町が負担するというものであります。したがって、これだけの補正予算を必要とするようになります。

あと、補助金ということですが、これにつきましては補助金はなく、一般財源で対応しております。

人数的といいますと、人数は、1回摂取するもの、3回摂取するもの、いろいろ摂取方法が異なりますが、対象人員として約300人程度かなというふうに把握しております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、2点ほどご質問いただいておりますので、お答えをしたいと思います。

24ページのほうのI-18号線道路改良事業で、工事費504万7,000円減額の理由はというお尋ねでございますけれども、これにつきましては、当初予定しておりましたいわゆる埋め立てのほうの進入路等がちょっと確保が困難だということで、早目の減額を行ったものでございます。ただ、当初予算で1,200万ほど計上してございますので、残り700万ほどで一応また埋め立てのほうは実施する予定でございます。

それとあと、駅前広場のほうの管理費、調査業務委託料860万3,000円減額して今後の影響はないかというお尋ねでございますけれども、この調査業務委託料につきましては、当初予算でたしか1,000万計上してあったというふうに記憶しております。それで、この調査業務でございますけれども、物件調査の委託ということで既に発注をいたしまして、ちょっと当初予算で多目にとっていたという面もあるのと、それとあと、いわゆる入札差金で相当落ちたということで減額させていただくものでございます。

それとあと、今後の影響でございますけれども、下のほうの段のほうに15節で施設撤去工事ということで840万円ほど計上させていただいたわけですが、これは今現在あります銚子連絡道路の事務所ですか、この撤去を予定しているものでございまして、逆に、

今後の影響というか、早目早目のですね、当初25年度に銚子連絡道路の事務所の撤去を予定しておったわけですが、このような予算のほうの関係で早目に実施するというところで今回補正をさせていただいたところをお願いをしたところでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 駅前広場整備事業、早目早目の対応ということで特に大きな問題はないと。この事業は平成20年から26年度に終了すると、そのような計画で進んでおりますけれども、大体このぐらいの、計画どおりということで考えておいてよろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） この駅前広場整備事業につきましては、おおむね予定どおり、ややちょっと用地取得で若干おくれるような形になりますけれども、おおむね平成26年度までには一応町のほうの事業については終了する予定でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の都市建設課長のほうから答弁させていただきましたが、この事業は、駅前広場については町が、そして駅前交差点改修事業につきましては県がやっただけでございます。現実問題としては、予定としてはそのような方向で進んでおると聞いておりますが、いかんせん県のほうも財政上の問題がかなりあって、その辺のところについてはなかなか、あくまでも予定はそうであるけれどもというような状況は否めないというように伺っています。

以上です。

〔8番議員「ありがとうございました」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 一般質問の中でもちょっと触れたんですが、11ページの緊急雇用創出事業補助金の中で2,170万8,000円、要援護者台帳、防災台帳整理と要援護者台帳ということで説明を受けていたと思いました。要援護者台帳、これに当たって、どのように取り組まれるのか、何か変わったところがあったらお聞きしたいのと。

それと25ページ、町長の前で非常に言いづらいことでありますけれども、駅前広場なんですけれども、直接ここには関係ないんですが、あえてここで言わせていただきたいんですけれども、私も3週間に1回、朝、横芝駅に立っております。その中で、朝、光中学校の女の子が電車に乗るために自転車で来たわけですね。それは、体験学習か何かに行くの

かなという、制服だったのでお見受けしたんですけれども、うろうろうろうろしているうちに、どうしたのと声をかけましたら、自転車がとめられないんですがっていうことだったんです。観光案内で聞いてみてくださいって言いましたら、ことことことこと、町長のところの自転車置き場ではなかったんですけれども、こっち側の自転車置き場へ行って置いてきたということでありました。200円払ったといたかな、お金を持っていたから助かりましたって話でしたけれども、どうしましたと言ったら、そのときに山武市の議員がおりまして、山武市は屋根付きの自転車置き場だったら有料だけれども、屋根のない自転車置き場はただ、無料だということ、横芝光町はやっていないのということをお話されたわけなんですけれども、その女の子の姿を見るにつけね、本当にたった1人の女の子の出来事だったんですけれども、非常に何か気の毒に思いました。その辺、何とかそういったJRの敷地に違法にとめている自転車もいまだにあります。いつとききれいになりましたけれども、いまだに、またぼちぼちふえてきました。

こういった屋根のない、身軽にとめられる自転車置き場、すみません、自転車屋さんと言うのも申しわないんですけれども、自転車屋さんが多いだけに、私もここでちょっと取り上げるのはどうなのかななんてちゅうちょして、一般質問には取り上げませんでしたけれども、このところの町長の見解をお聞かせ願いたいと思います。

あと、最後に、28ページの図書館事務費であります。公有財産購入費、決算の審査の中で、非常に賃借料が上がっているところに気がついて質問したところでありましたけれども、この図書館の事務費、公有財産がいよいよ購入されるということで、非常によかったなというふうに思いますけれども、これは駐車場も含めたすべてなんですか、その辺ちょっと教えていただきたいと思います。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 私の父親、母親、両親も業としてやっているわけでありましてけれども、一般的に中学生が私どものほうに来て1日預けて、中学生はうちは確か140円だったかなと思うんですけれども、その分で何ら問題なくずうっとやっているんですね。その中学生がそういう認識がなかったのかなというふうには思いますが、あと、どこの駅前でもと、すべてがそうじゃないのかもしれませんが、都会においても無料で置ける自転車置き場といましようか、不法に置く、無料ということによって管理できないというのですとか、その辺の問題もあるのかなという見解で、大変答えになっているかどうかわかりませんが、何と答えていいか、ちょっと難しい部分があるので、以上で答弁にさせていただきます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは私のほうからは、11ページの緊急雇用創出事業の補助金ということでお答えします。

これにつきましては、歳出のほうに項目を計上してございます。16ページでございます。3款1項1目の社会福祉総務費、その中の社会福祉総務事務費ということで、災害時要援護者台帳システム整備事業委託料1,511万ということで計上させていただきました。

これにつきましては、千葉県の緊急雇用創出事業補助金を活用いたしまして災害時要援護者の台帳システムを導入し、デジタル化しようというものでございまして、対象は1,500世帯、内訳としましては、ひとり世帯、65歳以上の高齢者世帯、それから障害者世帯というものを予定しております。これにつきましては、緊急雇用ということで、この事業を行うことによりまして、雇用を促進しようというものでございまして、現在の予定では約7名ほどを雇用してこの事業を実施しようというものでございます。ちなみに、補助金は100%でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、28ページ、図書館事務費の公有財産購入費でございます。これにつきましては、建物のほぼ中央部分、それと洋風庭園がございますけれども、東西方向の1筆、1,500平米の分でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長の答弁に対してですけれども、私も早速隣の松尾駅に行ってみて来ました。結構、屋根なし駐車場、屋根あり駐車場、みんなきちんとマナーを守ってとめられておりました。横芝駅は業となすところが多いせいか、非常に難しい問題もあろうかと思っておりますけれども、せめて屋根なしで、東町、指定管理者の中でそういった無料のコーナーというのはできないものかなというふうに思いますけれども、もう一度ご答弁をお願いします。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 東町で指定管理をするとすると、またそれにプラスアルファの料金というか、予算がかかるかと思いますが、検討してみたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） よろしくお願ひしませぬ。

すみませぬ、前後いたしましませぬ。26ページの津波避難誘導表示板作成業務委託でありませぬけれども、地震は、先般、千葉東方沖も2回くらいありませぬけれども、2時とか夜中に起き得るわけでありませぬけれども、ぜひこの避難誘導の表示板、光るものにしていただくとおこなうことを考えておられるかどうか。

あと、福祉課長からご答弁いただきましたけれども、要援護者の聞き取り方法というのはどのようにされているのか、確認をさせてください。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） ご指摘の件でございますが、夜間の際のことでございます。今回の看板は蓄光パネルということで、日中そこに光をためておいて、夜反射するというものでございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 先ほど申しましたが、対象1,500世帯ということで申し上げましたが、その世帯にダイレクトメール、手紙を出しまして、中にはそういうものを望まない方もおりますので、希望者にとおこなうことで実施する予定でおります。

以上でございます。

〔「原案賛成」とおこなう人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思ひますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」とおこなう人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第2号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第3号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第4、議案第3号 平成24年度横芝光町国民健康保険特別会計

補正予算（第2号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第3号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第4号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第5、議案第4号 平成24年度横芝光町介護保険特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第4号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第5号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第6、議案第5号 平成24年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計補正予算（第1号）についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） ご異議ないものと認め、これより議案第5号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

◎議案第6号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第7、議案第6号 平成23年度横芝光町一般会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 23年の実績報告書より大綱3つぐらい、ちょっとお伺いさせていただきます。主な事業状況の中の職員研修等の関係で、5ページの4行と5ページの3行で職員研修の内訳と人事管理事務費の内訳等をちょっと教えてください。

続きまして、入札関係で2つほどお伺いします。

入札管理事業、5ページの10行、電子調達事業の5ページの9行、電子調達システムの使用料等でお伺いさせていただきます。

あと、防災関係で、6ページの6行、地域安全対策事務費等の内訳を教えてください。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。



○総務課長（田鍋悦央君） それでは、まず職員研修の実施状況ということでございますが、職員研修につきましては、平成23年度におきまして、外部での研修、それからこの庁内、町役場内部での職員の研修、そういったものを含めましてさまざまなそれぞれの業務に関連する研修、あるいは公務員としての基本的な研修、こういったものを全体で受講者全員で351名ということで、各種の研修を23年度に行っております。

それからもう1点、人事管理事務ということでございますが、105万2,000円の決算額のご質問だと思いますが、こちらにつきましては職員の人事効果制度の研修ということで、いわゆる職員の能力、それからまた業務の目標、こういったものを設定しまして、その評価、考課を行っていくということによりまして、職員の資質、スキルを高めていこうというような意味の研修ということで行ったものでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それでは私のほうから、5ページの、まず9行目の電子調達システム使用料と運営負担金でございますが、これ、私どもの町では千葉電子調達システムというところに加入をしておりますので、それに係る運営費負担金とシステム使用料ということでございます。将来的には、この中での電子入札というものを考えておるところで、デモ等を現在実施しているところでございます。

それから、10行目の入札制度管理事業でございますが、昨年行いました総合評価方式、試行として行ったんですが、その中で施行計画等を評価する段階では、技術面で町職員だけでは無理がございますので、千葉県の建設技術センターから技術的支援を受けるというところを主に委託契約を結び、実施をしたところでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 環境防災課、6ページでございます。

地域安全対策事務費、生活安全施設管理システム整備業務委託ということで1,121万7,000円ということでございます。これにつきましては、財源を緊急雇用創出事業を活用いたしまして、町内に設置してございます防犯灯をシステム化したものでございます。これによりまして、町管理の防犯灯が1,809基、地元管理が2,476基、県の設置してございますのは170基でございます。合わせまして4,455基の防犯灯をシステム化した分でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 今、内訳をちょっとおのの説明していただいたんですけども、まずね、もう少し深く教えてもらうんですけども、今のご説明で職員研修費、5ページの4行目、内訳で315名で21万1,000円で、1人当たり直すと601円しかお金かかっていないんですけども、お金かければいいというものじゃないんですけども、これで十分な研修が、自治研修センターでおやりになったということなんでしょうけれども、あと、人事管理費の内訳は幾らですか、105万2,000円、スキルアップで、これで制度は人をお願いして、人事考課の制度はお願いして、個人の職員の研修は1人当たり601円しかかからないって、これで結構予算、あるいは目的は十分達しておりますか。

その次は入札制度、これ総合評価方式のことだと思うんですけども、51万5,000円、これね、何件あれですか、入札制度の評価方式支援事業を受けて50何万もかけて、どういう目的で、何件ことしは消化しましたか。

それとあと、電子調達システム、これは直接発注者と受注者のかけ橋になる認証システムで、ブリッジでこういう形の仲介する形でシステム管理料とか、そういう形での経費はかかるんですけども、入札件数はどのぐらいあって、どういう形でありましたでしょうか。

また、これは人事管理の職員研修にもあるんですけども、これは入札制度ね、恐らく1件か2件しか総合評価やっていないと思うんですけども、平成14年4月より公共工事の品質確保の促進に関する法律、俗に言う品確法というんですけども、それに向けて佐藤町長の前から予定はされていたんでしょうけれども、去年はちょうど公平公正な、町民の皆さんが公平公正な入札制度を求めるときに、品質を求めるような形で50何万もかけてね。これ、全く競争させる入札制度じゃありませんので、なぜそういう形で、スキルアップするといっても、1人当たり600幾らしかかけていない研修制度だったり、かけるところをかけなければならない形で、こんなに無駄な形が多いんでしょうかね。

あと、それと地域安全対策事務費は防犯灯に、これは国の補助事業ですか、予算が出ている、これは4,455灯の部分での管理という形で、こんなにお金、こういうシステム台帳って、もしあれでしたら、こういう形で他力本願じゃなくて、国の事業があったから消化するんじゃないかって、例えば身近なところで、防火水槽の台帳をつくって、どういう賃貸関係になっているのかどうか、職員でそういう形で身近なものからおやりになったらどうで

すか。これお金がつけば業者に任せてという形で、その辺ちょっとあわせてご回答お願いいたします。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは私のほうから、まず職員の研修、予算が少ないのではないかというご質問でございますが、まず先ほど申し上げました研修につきましては、23年度には34種類の研修を行っているわけですが、そして延べの参加者数が351人ということでお答えいたしました。この費用につきましては、研修先が主に公的な機関であると、例えば市町村アカデミーという国の関連する機関、それからまた県の研修センターですね、それから山武郡市の広域行政組合、そういったところで主に研修をしているということで、比較的研修の費用が少なくて済むと。

また、職員の法制執務、そういった研修、あるいは交通法規研修、救命講習会、こういったものにつきましてはですね、例えば消防署の職員に救命講習をお願いしたと。また、法制執務研修については、この研修費とは別に、法規事務費に関連した中でそういった費用を負担していくというようなことから、比較的1人当たりになると安い費用で研修ができていくということになるかと思えます。

それから、人事考課につきましては、やはり外部に委託して、人事考課制度の仕組みの研修を受け、実際にその人事考課を試行、いわゆる試しに行うという意味での試行でございますけれども、そういったものを行うというような形で、現在まだ事業を、ある意味まだ試行段階ということで、本格的な運用はしておりませんが、そういった意味で、いわゆるコンサルタントに委託しての運用ということで、そういったものが予算化され、決算をしているということでございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） それでは私から、契約関係、入札の関係についてご説明を申し上げます。

まず、23年度中の入札の件数なんですけれども、受注希望型で、これ総合評価を含みますが47件、指名競争で14件、計61件の入札を執行いたしました。その中で、総合評価方式ということなんです、北清水・長塚の橋の上部工につきまして、総合評価方式でやりました。これにつきましては、議員さんおっしゃるように、品確法というものと、もう一つの背景に、新栗嶋橋の上部工が県が施行しておりますけれども、そちらのほうも総合評価方式で実施をしているということから、町の重要なインフラ整備であるというところで、

価格以外のものを加味をしながら契約相手方を選定できるという総合評価方式を適用したところでございます。

それで、この業務委託の経費でございますが、私、先ほど施工計画について、技術力がないのでというふうに、一方のことしか申し上げませんでした。この業務委託の中には計画準備から審査の基準、それから打ち合わせで、特に施工計画にあっては技術力を持った者が判断をすべきものというところで技術センターの支援を受けたところでございますので、よろしくご理解ください。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 防火水槽を含めた消防水利の関係でございます。これにつきましては、平成22年度だったと思いますが、やはり管理台帳システムにいたしまして、団それと部、消防署と共有をしてございます。

○議長（鈴木克征君） 齋藤順一議員。

○2番（齋藤順一君） 私、実績報告書から今質問させてもらったんですけども、職員研修関係、入札関係、防災関係、これで何を言いたいかといいますと、民間委託で全部できるんですね。あと、ないの決裁権だけなものでというのは、難しいのは全部外部委託じゃなくて、何か自分たちでプロジェクトでもつくって、地方分権の時代の備えて今、私どももそうしなければいけないんでしょうけれども、そういう気概で取り組んでほしいという意味合いから質問させてもらっております。

それで、職員研修制度は、ご理解くださいって、スキルアップで1人601円で、あるいは入札関係で50何万もかけて、片方は何人研修したか知らないですけども、広範囲に言うとなら、入札制度管理事業の部分も職員研修の部分に仕分けで入ると思うんですけども、片方は何人でも50何万かけて、片方は315名で21万1,000円ぐらいしかかからないで、そういうバランスはどうですかという話でお伺いさせてもらっています。

ですから、今後、人事効果制度、100万もかけるという形があれば、もちろん入札制度の仕組みはわからないというのもわかるんですけども、どこか原点に戻りまして、自分たちのことは自分たちでやるという形で、全部外部委託で、じゃあ最後、町長だけ判こを持って、議会で賛否とって印鑑を押せばいいという究極な話になりますので、そういう話をしております。

電子調達、今、総トータル47件という、システム使用料とっていいのはお金かかるという

のは仕方ないんですけれども、総合評価方式の1件しかやらなくてね、もちろんよそさまもみんな1件ずつやって年内にという形で、おくれおくれになっていますから、わからないんじゃないんですけれども、どうか、去年の時点でね、私はそのときいませんでしたと言われればそれまでなんですけれども、公平な入札制度を求めているときに品確を求めても、何か町民の皆さんにはぴんとこないんじゃないかなというね、時期がずれているということをおし上げたかったということですので。

あと、地域安全管理で、これ今、環境防災課長おっしゃいましたけれども、じゃああれですか、防災・防水で、部で把握している、町で把握しているって。じゃあ、そういう賃借関係とか防水関係のやつは全部契約書も整って、町で管理していますか。何年にお借りして、だれの名義人の土地を、40トン防火槽が何年につくって、20トン防火槽が何年をつくってという形で、仮に防火水槽はそんなに、防犯灯と違って4,455本もないでしょうか、それらを管理しているというふうにおっしゃいましたが、そこまで本当にしていますか、お伺いします。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 防火水槽の件でございます。

現在、町のほうで委託事業として255基、把握しております。これは、10石から40石以上ということで、10石につきましては20基、20石については102基、20から40につきましては19基、40石が86基、40石以上が28基ということで、いわゆる部のほうから所有者については把握してございますが、ただ、契約年数とかですね、その辺についてはちょっと今この段階では把握してございません。申しわけありません。

〔2番議員「議長、だめ。じゃあ、結構です」と発言〕

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） 初歩的な質問で申しわけありませんけれども、2点ほどお聞かせください。

1点は、この23年度の決算資料の薄いほうのやつで、27ページの4行目ですか、図書資料の購入事業ということで1,900万が載っておりますけれども、その中で、説明では一般図書、児童図書、AV資料等々と書いてありますが、1万2,076点の内訳を教えてください。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、図書資料購入事業の内訳でございます。1万

2,076点の内訳でございますけれども、一般図書が1万1,242件、児童図書、こちらは624件、AV資料等でございますけれども210。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 鈴木和彦議員。

○1番（鈴木和彦君） せっかくこの1,900万の金額があるわけですが、これについては図書資料ということで、やはり将来にわたってこの図書館の財産になるわけですので、よいものをこれから購入をしていただければと思っております。

もう1点ですが、厚いほうの資料なんですが、一番最後に基金の積立金が載っておろうかと思えます。ここには下にはですね、今回、一般会計の中で、特別会計も入っちゃっておりますけれども、先般ちょっと聞きましたが、この基金の積立金が36億強あると思えますけれども、この基金の積立金は各その基金の中に利息が生まれていると思うんですが、いろんな形で積み立てをしてあると思うんですが、先般、私が聞いたときに、その利息が、その金額によって、レートによって、その金額にレートが来るわけでしょうけれども、億の金額と、9けた、8けたの金額ではレートが違うと思うんですよ。そういうところで、平均の利回りはどのくらいになっているか、その点をお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 会計管理者。

○会計管理者（鈴木健夫君） 今の平均の利回りということでお答えさせていただきます。

今、銀行の基準金利が1年物で0.03%ということで、非常に低くなっております。その中で、交渉して、若干でもいいところということで、平均しますと0.05前後ということであります。

以上であります。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、今回、3常任委員会で調査をさせていただいたことから、私は民生文教関係と産業建設関係の質問をさせていただきます。

それでは、119ページ、この薄いほうでは、3款からですので、9ページの下段ですね。社会福祉協議会運営費補助事業4,870万6,000円、この大変巨額な補助金、毎年出ておりますが、なかなか内容がわからないというのが現状かと思えますが、まず大まかで結構ですので、内容をお願いいたします。

続きまして、123ページ、薄いほうでは10ページですが、第二松丘園に関してですが、

私も旧光時代のことと話は聞いておりますが、第二松丘園についてはさまざまな補助金が毎年、交付金補助金が出されております。たしか、新しく建てましたところも今年度——昨年度ですか、買われたもの、また賃借されているものがありますが、ことしの8月には栗山地先に同様の特別養護老人ホーム三愛ですか、建設されました。また、坂田苑、坂田苑は行政組合ですが、吉祥苑ですか、ありますが、どうもこの第二松丘園に関して、かなり手厚い、また、手厚過ぎると言ったらおかしいんですが、かなりの額が出ておりますが、その理由をお願いしたいと思います。

また、関連してグループホームというのは、比較的余り手を差し伸べていないような感覚がありますが、その辺の判断基準がわかれば教えていただきたいと思います。

それと、薄いほうの11ページの125ページ、3款1項2目開設準備支援金1,080万、これは国・県が全部ということになっておりますが、町からは開設準備金というのは全く出ていないかどうか、お願いいたします。

それと、薄いほうの12ページ、決算書の129ページ、3款1項3目知的活動支援センターたんぼぼ、これは指定管理者によるものですが、その管理先、それとその項の下のほうの地域活動支援センターの事業費、これはどういうもので出ているのか、お尋ねします。

飛びますが、薄いほうの17ページ、167ページ、4款1項7目の水道高料金対策繰り出し事業、八匠水道企業団には4,384万9,000円、山武郡市広域水道企業団負担金2,053万2,000円、これは水道料金が高いので各自治体、構成市町が負担をしているということは、私も山水のほうの議員をやらせていただいて、よくわかりました。

ただ、町長も議員と一緒にいらっしゃいますが、驚くほどの留保金がある。その理解がですね、数十億という留保金、要するにお金があるわけですね。それを、日本でも数番目に高いと言われているこの、八匠のほうはわかりませんが、かなり高いと思います。

九十九里地域水道企業団にも留保金はあるかと思いますが、これは、町長は多分、議員で出ておられるから把握をされておりますので、九十九里地域の九水の留保金、それと今後の水道企業団のあり方、町長の所見を述べていただきたいと思います。

その下で、やはりお互いに、おのおの構成市町が出している環境衛生組合もそうですが、留保金と負担金といいたいまいしょうか、そのバランスについて、これは町長にお聞き願えればと思います。

あとは、教育関係になりますが、町の借上げバスが409万、これは利用件数ですね。

例えば町バスを1台保有したときの試算というか、どちらが高いという、どのような感覚をお持ちか、課長にお聞きしたいと思います。

それと、教育関係で私も以前から気になっておるのですが、コンピューターの賃借料、小学校では1,456万7,000円、中学校では714万3,000円、年間約2,200万のコンピューターの賃借料、これはリース料ととらえてもいいかと、多分同じだと思います。お答えは、察するにこれだけ購入する予算がないから借りているということですが、冷静になって考えれば5年で1億1,000万ものリース料というのは、一般感覚だとかなり異常じゃないかと思うんですね。例えば、民間の銀行から融資を受けると、起債をすることも含めて、購入されれば、今コンピューターがこんなに高いのかというのは、多分みんなの共通認識だと思うんですね、その辺の感覚的なもの、今後の方針、どうしても借りなければいけないのか、いろんな組織の関係もあろうかと思いますが、教育関係のことですから、一般的にはこれはどう見てもおかしいなという感覚を私は持っています。

これに関連して恐縮ですが、電子黒板、3年前でしたか、購入しましたね。あれの利用状況、若干外れますが、どうも余りお使いになっていないような気がします、その辺お聞きしたいと思います。

あとは、薄い27ページの、281ページ、9款6項1目、学校施設開放事業管理委託料106万5,000円、これはどのような内容なのか、教えてもらいたいと思います。

285ページ、その下の9款6項2目、光スポーツ公園カリヨン時計等点検業務委託144万7,000円、カリヨン時計というのは、ちょっと調べますと、芸術的な立派なものだと思います。私は、どんなものなのか、スポーツ公園のは余り意識がないんですが、年々、毎年140数万かけて点検をしているということで、余りこういう時代にはそぐわないのかなというような気がします、その内容を教えてください。

それと、最後になります、30ページ、決算書303ページの10款4項1目の観光施設災害復旧費、木戸浜・屋形漁港仮設トイレの設置工事101万9,000円、それに関連しますが、屋形のマリンピアの委託がありますが、あれの内容を教えてください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後2時10分です。

（午後 2時00分）



○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 2時10分）

---

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） それでは私のほうから、水道企業事業についてのお答えをさせていただきたいと存じます。

当町横芝光町は、森川議員が組合議員をやっている山武水道、そしてまた八匜水道企業団、2つにまたがっておるわけでありまして、この2つは賦課計算方法は若干違いますが、使用料によっては若干の差はありますが、ほぼ同じレベルの水道料金になっております。

そうした中で、ここの167ページの決算書にもあるとおり、八匜水道については4,384万9,000円、山武水道のほうについては2,053万2,000円というように約倍、八匜水道のほうには支払いをしているわけでありまして、これは要は料金を均一にするための一つの施策であるというように私はとらえております。

そうした中におきましても、水道料金、特に千葉県は非常に高い部類に入るといってございまして、東葛、千葉市と比べますと、この地域は約1.5倍、また、南房総のほうに行きますと約2倍というような、3段階になっているというお話も聞いております。そうした中で、九十九里水道全部が千葉県水道と合併する協議も随分前から行われているわけでありまして、それがなかなか実現されていない状態にあるように聞いておりますし、実際そうでございまして。

そうした中で、私も森川議員とともにですね、山武水道企業団の議員の一人として発言をさせていただきましたが、やはり八匜水道、また、九十九里水道を卸元として、それを受益している3水道企業団がまず合併をすることが先決ではないかというふうに思っております。

先ほど申し上げましたとおり、横芝光町は横芝地域と光地域で若干ではあるものの水道料金に差異がある。この辺の解決をするにしても、それがまず第一段階の問題ではないかなと思っております。そういう事業団、企業団、その努力がこの地域全般の水道料金の安さにつながるかと思っております。

現実問題、今、人口が減っている状況の中で、水道の水の使用量が今後伸びていく要素は極めて少ない。ましては、洗濯機にしろ何にしろ節水型が出てきている中で、その水の使用量で企業団の運営、細かい企業団まで一つ一つを運営すること自体にも無理があるのではな

いかというふうに考えており、私もその旨発言をさせてもらった経緯がございます。

確かに、山武水道は約80億の留保金がありますし、また、九十九里水道についても66億円という留保金が現在ありますが、企業団に、管理者に話ししますと、アスベスト管のまた取りかえですとか、万が一の漏水事故に備えたもので、蓄えが必要だというような返事もしておりますが、抜本的な企業形態の統廃合を繰り返すことによって、水道料金が少しでも安くこの地域の皆さんが使えるようになるのではないかと考えていますので、それに向けて今後も努力をしてみたいと考えております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） それでは私のほうからは、福祉関係につきまして5点というふうに認識しておりますが、ご答弁させていただきます。

まず初めに、この実績報告書の9ページでございます。9ページの5行ですか、社会福祉協議会運営費補助事業のところ、4,870万6,000円でございます。これにつきましては、主に運営費ですので、人件費に対する補助が主なものでございます。内訳を申し上げますと、人件費3,894万5,000円、これは職員6名に対する補助でございます。次に、事務費162万3,000円、これはパソコン等の維持管理費でございます。次に、相談事業96万円、これは弁護士相談等の相談事業でございます。次に、助成事業270万円、これは地区社協活動費等の補助でございます。その他としまして447万8,000円、これは車両の維持、保険料等でございます。合計いたしまして4,870万6,000円でございます。

次に、2点目、これは決算書でございます。123ページをお願いいたします。

中段からちょっと上側ですが、第二松丘園はかなりたくさん補助金を受けているんじゃないかなというご指摘でございます。

これにつきまして、まず最初の09番です。この補助金の第二松丘園維持費交付金、これにつきましては空調機器等の電気代ということで、これはN A Aからのお金が参りまして、それをうちのほうを受けて第二松丘園へ流しているものでございます。

その下の第二松丘園建設改良補助金、これにつきましては建設当時の元金、それと利子でございます。これにつきましては、これもN A Aからお金が参ってまして、それと当時の病院組合の負担ということで、旧野栄町分が今現在も匝瑳市からその負担分をいただいております、それを合わせて第二松丘園のほうへ支払っているという、それが402万5,000円でございます。

なお、ほかの施設に比べて第二松丘園について手厚いんじゃないかということでございますが、これはまず平成9年に当時の病院の組合の関係で誘致したんだそうでございますが、これは土地を用意するので来ていただきたいと、そういう趣旨で第二松丘園においでいただいた経緯がございまして、ご案内のとおり、土地につきましてもうちのほうの、現在では町のほうで全部管理して、借りているものは借りて使っていただいている。買い取って使っていただく、そういう部分がございまして、そういう経緯がございまして、第二松丘園につきましても手厚い補助といたしますか、ものを差し上げているというものでございます。

次は、3点目が実績報告書の11ページでございます。上から1行、2行ですね。

これにつきましても、第二松丘園にかかわるものでございます。ご案内のとおり、増築分が本年度完成いたしました。それに伴う上の開設準備支援等事業補助金1,080万円、これは地域密着分といたしまして、グループホームとかそういうものなんです、その開設準備のお金でございまして、これは県のお金でございまして、これも町を経由して第二松丘園のほうへ支出しているものです。ですから、町分の補助ではないということでご理解をいただきたいと思っております。

その下の介護基盤緊急整備等臨時特例補助金、これは本体への補助金でございまして、本来平成22年度のものだったんですが、工事がおくれたということで、ここにも書いてございますが、繰り越し分ということで、平成23年度に支出した分でございます。

なお、グループホームもありますが、それと比べて随分多いんじゃないかなということでございますが、同じ時期に整備しておりますグループホーム光につきましても、あれにつきましても平成23年度整備したんですが、実際事業が終わらないということで、平成24年度に繰り越してございます。ですから、その部分につきましても、本年度でも支出したものでございますので、来年度決算よりということでご理解をいただきたいと思っております。

続きまして、実績報告書の12ページでございます。

上のところですね、地域活動支援センターたんぼぼの指定管理料ということで1,150万2,000円でございます。これにつきましても、プラムの敷地内にはございます福祉作業所がございまして、その運営を社会福祉協議会のほうに委託しているものでございます。その委託料が1,150万2,000円というものでございます。

続きまして、その欄の下から3行目です。地域活動支援センター事業費、これでよろしかったでしょうか。これにつきましても、障害関係でありまして、療育等相談支援事業、それと9番、デイサービスの関係の事業になりまして、業者といたしましては機能強化というこ

とで、ゆりの木さんという、そういう団体があるんですが、そこへ委託しているものでございます。それと、知的養護につきましてはロザリオの聖母会、代表的なところですけども、そういうところにお金を支出して、こういうサービスを実施しているものでございます。それと、デイサービスにつきましてはマーガレットホーム、これも専門のやっている事業所に委託しているものでございます。

なお、これにつきましては、国の補助金が2分の1、県と町が4分の1を支出して実施している事業でございます。

以上でございます。よろしいでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） それでは、森川議員のご質問にお答えいたします。

実績報告書の23ページになりますが、6行目の事務局事務費の学校教育バスの借り上げの関係でございます。

平成23年度におきましては、町バスにつきましては全部で159回の利用がございました。それから、民間の借り上げのバスにつきましては、100回ということでございます。料金につきましては、大型、中型、小型でそれぞれ料金分かれておりますが、平均しますと、借り上げバスにつきましては1台当たり約4万円ほどになるということになります。

それから、25ページの4行目の小学校情報教育推進事業、それから6行目の中学校情報教育推進事業ということで、情報教育用の小・中学校のパソコンの件でございますが、リースで年間多額に費用がかかっておるということで、購入してはということでございますけれども、実際に一度に購入すると多額の費用がかかるということで、予算の執行の平準化を図るということで、リースということで導入しております。財政状況もございますので、今後の導入方法につきましては財政当局とも協議をしながら考えてまいりたいと思っております。

それから、関連して電子黒板ということでございますが、これにつきましては平成22年3月、年度でいきますと平成21年度の国のICTの環境整備事業ということで導入したものでございます。光中と横芝中に1台ずつございます。利用状況でございますけれども、そんなに多く利用はされていないようでございます。ただし、特別支援学級での授業、あるいは英語の授業ということで使用はされております。余り利用されていない理由の一つとしましては、電子黒板を利用しますと先生方は板書の手間は省けるんですが、事前準備にどうしても時間がかかってしまうというようなことがありまして、利用状況としては件数は多くないという状況でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 社会文化課長。

○社会文化課長（早川典男君） それでは、森川議員お尋ねの27ページでございます。

10行目、学校施設開放事業管理委託でございますけれども、これは横芝中学校と光中学校の講堂の夜間の学校開放でございます。週に3日ないし4日間、時間は午後6時からなんですけれども、その管理をシルバー人材センターに委託し、実績でお支払いしているものでございます。

その次に、13行目、光スポーツ公園カリヨン時計塔点検業務委託でございますけれども、このスポーツ公園のシンボリックカリヨン時計でございますけれども、基本的には3年に一度点検がございます。平成20年度は、9個ある鐘のうち3個が摩耗等で交換したところでございますが、平成23年度はこの鐘のうちハンマーが3個、それからコイルが6個、それを交換しまして、鐘でございますので調整が必要である、音程ですとか、そういった間隔ですとか調整が必要であるということで、今回は144万7,000円の整備に充当したものでございます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、30ページの観光施設災害復旧費、木戸浜・屋形漁港仮設トイレの設置工事110万9,000円でございますが、これにつきましては震災のときの津波によって仮設トイレが木戸浜で3基、それから漁港のほうで2基ということで、これが全部だめになりましたので、これの仮設トイレの設置工事に要した費用でございます。

それから、マリンピアの管理委託であります。決算書のほうで189ページだと思えますが、ここの中の管理委託につきましては90万ほどあるんですけれども、91万あるんですが、これにつきましてはまずプール清掃、それから周りの清掃ということで、ごみ拾いをおるご夫婦のほうに年間、週大体3回程度でございますが、これをきれいに清掃していただいております。これが49万5,000円。それから、シルバーへ通常のごみの回収、それから剪定の作業等ございますので、それをシルバーにお願いしている分が41万5,900円ということで、両方で91万ちょっとでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、福祉課長にお聞きしますが、第二松丘園さんが平成9年のという契約は何年でしょうか。

それと、例のたんぼぼ、社会福祉協議会を指定管理者としてやっているわけです。そこには変な話、入札とかあるんでしょうか、その2点お聞きします。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 手元の資料で、契約期間についてはちょっと手元資料ございません。申しわけございません。

それと、社会福祉協議会への指定管理者の入札かということですが、これは入札ではございません。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） それでは、最後3回目になりますが、その辺は指定管理ということで入札の必要があるか、ないかもまたよく調べたいと思います。

どうも社会福祉協議会の立ち位置が私はよくわからなくて質問しているわけですが、人件費が約8割を町が出しているという形になりますよね。要するに、6名の3,800万の人件費を町が出しているということで、どうも若干疑問も多いんですが、前例踏襲というところですが、ずっと同じようなことをやってきているんじゃないかなという気がします。

それと、水道に関しては、町長、先ほど言われたように統合とか合併といいましょうか、それを視野にして、会議のことで恐縮ですが、ほかの市長さん、首長さんもすべて意見をしてくれました。やはり、水道料金の高さが際立っているということは皆さんお認めになっているんですね。特に、大網の町長さんは、議会でもたびたび高料金に対して議員から一般質問が出ているというぐらい興味を示されておりました。今後、九十九里地域水道企業団の議会においても、今お述べになったことを積極的にですね、前向きな意見を述べていただきたいと思っているわけであります。

コンピューターに関しては、実はこの資料を朝いただいたわけですが、これからは、今回非常に素晴らしい取り組みであったと思います。3常任委員会でおのおの調査ということでやりましたけれども、でき得れば、時間的なものもあれですが、事前にこの資料があればこのように重複した質問で、大変失礼なことはないことが本当は理想であります。次回からその辺のことも検討して、みんなで検討していきたいと思います。

カリヨン時計については、勉強不足で大変申しわけございませんでした。大変立派な芸術性のあるものでありますので、早く言えば故障したから直したんだよということで、私は点検ということで勘違いをしましたので、大変失礼をいたしました。

それでは、以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（鈴木克征君） 福祉課長。

○福祉課長（實川裕宣君） 先ほど、どうもすみませんでした。第二松丘園につきまして、誘致するときには土地を用意するという約束ということで、第二松丘園自体とは契約はございません。なお、借地の土地でございますが、一昨年だったですかね、地上権設定をする観点から、お借りしている方とは50年として契約を結んでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の森川議員のご質問の中で、社会福祉協議会のあり方についていささかちょっと見えない部分がある旨のお話でしたが、社会福祉協議会は本来、身体障害者の皆さんですとか、知的障害者の皆さんですとか、あとは遺族会の事業、以前は介護事業などもやっておったわけでありましたが、今はもう民間に任せるという形の中で、全廃ではありませんが、今2名の職員が一部在宅介護の仕事を委託するわけでありましたが、実際、社会福祉協議会の中での歳入の部分というのは介護保険のごく一部でありまして、ほとんどが例えば遺族会の靖国神社の参拝事業ですとか、あと身体障害福祉会のスポーツの事業などを実際マンパワーによって運営していただいている状況、また、あとは身体障害者の皆さんに福祉バスの運営、そういうような状況にありますので、あとたんぼぼにつきましてもなかなか入札には適さない職種であるということの中で、たんぼぼも2名の職員が現在勤務していただいでいて、1,100万円のほとんどがそのお二方の賃金、報酬というような形の中で、ほとんどが人件費である旨の今説明がございましたが、そういう状況でございますので、ご理解を賜りたいと思います。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） すみません、ちょっと細かくなりますけれども、だーっと申し上げます。

まず、決算資料5ページの5行目、広報よこしばひかり発行事業、基本的によこしばひかり広報は各総務さんから届けられていると思うんですけども、郵送になる部分が年間どのくらい上がっているのか、また、それがいかななものか、町長の見解を伺いたいと思います。

それと、7ページの5行目、騒音防止対策施設維持管理事業、坂田苑等6施設、この6施設の施設名を教えてください。

9ページの1、2、3と、県会議員、町会議員、町長選挙がございました。公民館なんで

すけれども、福祉のほうで、民文の委員会のとときに耐震性の関係でシルバーがこちらのほうに移動したという、そんなお話がありましたもんですから、今後の公民館での投票がどのようになるか、衆議院がいつ解散するかわからない中でどのようにお考えか、教えてください。

その下の4行目、経済センサスというのは何でしょうか、教えてください。

それと、19ページの2行目、町内で買い物をしたくなるまちづくり推進事業委託料、これはどのような内容か、詳細を教えてください。

4行目の消費生活相談窓口事業、これ相談件数が年間どのくらいあったのか、教えてください。

それと、5行目のプレミアム付商品券、この効果の検証を教えてください。

9行目、交通安全施設整備事業、これどこになるか、教えてください。

それと12行目、町道Ⅱ-10号線、用地買収残りどのくらいあるのか、教えてください。

20ページ8行目、(仮称)長塚・北清水なんですけれども、用地賃借料があります、この賃借というのはどのようなことか、教えてください。

その下の9行目、交通安全対策事業4件、どこか教えてください。

次のページの21ページ、1行目の舗装修繕事業の5件、これがどこになるか。

23ページ3行目、防災倉庫備蓄品購入、13カ所ということで全協のときに伺ったと思いますけれども、どこになるか、ここに各小中・学校が入っているかどうか。

53ページ、農業集落排水事業の特別会計……ここはいつちゃっていいんでしたっけ。

〔「だめ」と言う人あり〕

○9番(川島富士子君) すみません、何か気が早くて。すみません、そこまでです。

○議長(鈴木克征君) 町長。

○町長(佐藤晴彦君) 私からは、広報を郵送する住民数が年々少しふえている状況にあります。いわゆる隣組に参加しないがということで回覧板が回って来ないんですが、広報はぜひ郵送をしてくださいというような、またそういう選択肢も実際ございまして、隣組に入る、入らないというのはある意味義務ではございませんので、今の状況の中ではある意味致し方ないのかなというふうに思っております。すべての皆さんがそういうような中で、共同作業の中でまちづくりができればいいというふうに認識は当然持つておるものの、今の何ていうんですか、核家族とは違うんでしょうね、個人情報をも漏らしたくないですとかいろいろな理由があるかと思いますが、そういった狭義の世の中の中でそういう状況が生まれていることは、決して私もいい方向に向かっているとは思いませんが、現実として受けとめなければな



らない、そういうように認識をしております。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、ただいま広報の郵送の件につきまして町長からお答えがありました。参考までに今、郵送については280世帯にしているというところでございます。

○議長（鈴木克征君） 企画財政課長。

○企画財政課長（市原成一君） 騒音防止対策施設維持管理事業の施設6なんですが、坂田苑のほかには吉祥苑、横芝敬愛高等学校、まさご、白浜、日吉の3保育園です。

それと、すみません、調べ物をしている最中に、経済センサスですね。すみません、ちょっと聞き漏らしてしまったような感じがありましたので。経済センサスなんですが、今までやっております商業統計ですとか工業統計ですとか、そういうものをひっくるめまして、日本国内の経済活動がどのように行われているのか、例えば事業所の従業者数ですとか収益状況ですとか、そういうものもすべて網羅をして、経済活動としての統計をとるというものが経済センサス、センサスってトータル的に統計をとるという意味合いのセンサスという言葉で、省かれるというか、調査対象にならないのは個人営農者、農業者ぐらいで、あと事業所として構えておるものにあっては、農事組合法人であってもみんな調査対象になって、調査をさせていただいたものでございます。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） それでは、産業振興課のほうから、まず町内で買い物したくなるというやつ308万ちょっとの分でございますけれども、これにつきましてはプレミアム商品券の関係と関連をします。その中でいろいろと事業を展開するのに、商工会のほうにそれぞれチラシだとかステッカー、それからのぼり旗など等を含めまして、緊急雇用創出事業も絡めてございますので、人件費が200万1,245円、それから諸経費分として今言ったチラシやステッカーの関係が107万2,955円ということで、合計で308万5,000円をこれに使用したものであります。

それから、先ほどの消費相談の関係の件数でございますけれども、年間で212でございました。

それから、プレミアム商品券の関係につきましては、非常に商工会のほうでも当然喜んでございますし、また商業関係者、このプレミアムを使ったことによりまして、かなり今まで行か

なかったところにも買い物に行ったり、あるいはいろんな方々が見えたということで、大変これは利益のあった仕事だと思っています。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 総務課長。

○総務課長（田鍋悦央君） それでは、選挙の投票所の件ですが、今後、第6投票所として選挙を行っていくかということでございますが、建物の耐震の問題等もありまして、現在、選挙管理委員会ではほかの投票所を使うということを検討しているところでございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、何点かいただいておりますので、順次お答えしたいと思います。

まず、19ページのほうの9行目ですか、交通安全施設整備工事のほうの内訳でございますけれども、これはカーブミラーのほうの工事でございます、16基設置してございます。16基というのは、16台設置してございます。

それと、次の20ページのⅠ－12号線ですか、用地買収でよろしかったでしょうか。

〔9番議員「Ⅱ－10号線」と発言〕

○都市建設課長（五木田桂一君） Ⅱ－10号線ですね、失礼しました。この用地買収でよろしいでしょうか。これにつきましては、宅地を2件購入したところでございます。

次に、20ページ目の8行目のほうの（仮称）長塚・北清水架橋のほうの用地賃借料でございますけれども、それにつきましてはいわゆる今現在、橋梁のほうの下部工事、あとこれから上部工事をやるわけですけれども、その工事のほうのヤードとして借り受けたものでございまして、面積が3,061平米を借り受けたものでございます。これは田んぼのほうでお借りしておりまして、田んぼは一応1平米当たり5,200円で購入する予定でございます。その1年間の6%ということでお借りしているものでございます。

次に、9行目のほうの交通安全施設整備工事、これは北清水西地先のほうのほか3路線のガードレール工事でございます。あと、そのもの3件につきましては、地区的にはちょっと手元のほうに資料がなくて恐縮ですけれども、実施しております。

次に、21ページの舗装修繕道路等の場所でございますけれども、この場所につきましては両国新田1路線、それと屋形荒場地区、それとあと木戸地区、それと長倉地区の路線でございます。これにつきましては、ご質問のうちのもう1ヶ所は手元に資料がなくて恐縮ですけれども、の路線を実施しているところでございます。

それとあと、Ⅱ-10号線につきまして残り何件かということでございますけれども、残り、本年度中に取得しなかなければならないというのが全部で4件ございます。一部ちょっと共有部分も含めると全部で5件あるわけですが、そのうち既に2件は契約をいただいております。残り1件も近日中にいただく予定でございます。もう1件と、あと共有関係でございますけれども、その分については補償関係等があつて、ちょっとまだ時間がかかろうかと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 環境防災課長。

○環境防災課長（土屋文雄君） 環境防災課、23ページ、決算書でいくと221ページになります。

備蓄倉庫の場所ということでございます。町内の7小学校、横芝中学校、光中学校、それと横芝中学校跡地、それと横芝敬愛高等学校、文化会館、役場でございます。合わせて13カ所。そのほかに、6月の議会の中でもお話をしました、津波が来た場合に白浜小と上堺小では浸水がするのではないかというお話の中で、そのほかにテnderヴィラには毛布と保存水、セザールマンションについては今、管理委員会と協議中でございます。上堺小学校の屋上の空き室に毛布と保存水、それと白浜小学校3階の空き室に毛布と保存水をそれぞれ設置してございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） 失礼しました。

それでは、舗装修繕工事でございますけれども、全部で5件ということでございますけれども、長倉地先、両国新田地先、それと屋形荒場、それと篠本地先、それと木戸地先のほうの箇所を実施しております。

それとあと、交通安全でございますけれども、北清水の西のほうで、これはD-008号線ですけれども、これが2カ所、それとあと坂田池地先のほうで1カ所、それとあと役場わきのI-22号線ですか、これで実施しております。計4カ所でございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 町長から、ある意味しようがないということでお話ございましたけれども、昨今、やっぱり東日本大震災を受けて防災の観点、また、ごみゼロのとき、本当

に班に入っていない方が出てこないということは往々にして目に入るわけですね。また、ごみゼロだけでなく、防災訓練もそうでありますし、いろんな意味で、これはやはり今後自主防災をつくるにしても、ご当人たちは意味があって入らないのかもしれませんが、積極的なね。どうして入ることによってメリットがあるか、また、入ってほしいかという、そういう情熱を持って一応当たってくださっていると思いますけれども、転入届を出されたときとかいろんな意味で、途中で抜けちゃう方もいらっしゃるかもしれませんが、そういったところからまずまちづくりってしていかないと、何か火の粉じゃないですけども、感染するようにどんどんふえていくんじゃないかなという心配がございます。そこのところをある意味しようがないで片づけずに、そうじゃないんだというところで、やはりお考え直ししていただきたいなというふうに思います。

また、19ページのプレミアム付商品券が非常に商店にとってはよかったかもしれませんが、実は1人お幾らまでという以上に、残ったものを購入できたというお話も聞いています。そういうところもしっかりと検証して、幅広く公平にできるだけ皆さんに喜んでいただける、一部の方だけが喜ぶんじゃないくて、町全域にこの喜びが広がるような取り組みを、また、これでよしとするのではなくて、ぜひ検証をしていただきたいと思います。

19ページの8行目、さっきちょっと言い漏れてしまいましたけれども、橋梁の長寿命化でございますけれども、県も危険な橋梁ということで、いまだ工事未着手というか、町内に新井橋と木戸橋と屋形橋、この3つが千葉県の中では危険な橋だというふうに挙がっているということを、私は県会議員の方から伺いましたけれども、これ間違いないでしょうか、確認をさせてください。

あと、本決算書の中の171ページ、これ資料にないのでこちらのほうで、真ん中にチャレンジハウス事業がまだ載っております。合併当初は、このチャレンジハウスを目指してチャレンジテントからスタートしたかと思っておりますけれども、先日、浅野議員のほうから道の駅構想のお話が、問いただされましたけれども、道の駅を今後進める中で、このチャレンジハウスの見通しを教えてくださいたいと思います。

191ページ、これも資料のほうにないので、下のほうに1号線桜並木の害虫駆除委託料7万8,750円、決算額として載っておりますけれども、すみません、22年度の決算書と私も照らし合わせて検証してくればよかったんですが、これ金額的に少なくなって当たり前だと、桜の木がもう半分ぐらいなくなっておりますので、その辺の検証を教えてください。

215ページ、各町営住宅が載っておりますけれども、耐震のほうは大丈夫かどうか、お聞

かせください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） まず、チャレンジテントの関係なんですけれども、前は週1回、毎週日曜日やっていたんですが、今は月1回程度のものでありまして、人数のほうも、出される方も少ないということになっています。これは、実はいろいろとやったんですが、今はほとんど電気代とか、そのくらいしか費用がかかっていませんが、来る人もそんなに今のところ多くない。前から見たら、やっぱりどうしても人数は落ちていると思っています。しかしながら、これは光直売所の関係から外れたもので今対応しているものでございますので、今後もインターはそこにできなくても、その辺についても今後、道の駅構想的なものがあつたとしても、この事業的なものについては当面ちょっとここでいろいろと検証したいなというふうに思っていますので、管理だとかその辺については、産業振興課のほうで草刈りだとかいろんなものを行っていますので、お客様が入りやすいようにトイレ等の設置もありますし、そういった面からまだまだこの件で検証したいというふうに考えております。

それから、1号線並木の害虫駆除でございますが、これにつきましては前に桜の関係でやっていたもので、23年度には最初に分あつたわけなんですけれども、この害虫駆除、産業振興で持っていくというのは、前はここ、観光的なもので、1号線の桜でいろいろとちょうちん祭りやったことがありますので、そうした関係から道路わきに産業で委託を持っているわけであります。観光事業ということで持っていたんですが、内容的にはそういった桜の木のほうの毛虫の関係の害虫駆除であります。それをだんだん切り倒しがありますので、若干減っているということで、24年度についてはもっとなくなるということでございます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 都市建設課長。

○都市建設課長（五木田桂一君） それでは、栗山にかかる新井橋、また、屋形橋や木戸橋などの、そういう危険な場所と。この橋に限らず、町内には県が管理している橋、かなり古い橋がまだ数多くあるわけでございますけれども、ここら辺のほうの情報につきましては、県のほうからは情報提供は受けていないところでございます。

それとあと、町営住宅のほうの耐震化はどうかというような今お話でございますけれども、本年度、町営住宅のほうの長寿命化計画というのを策定してまいります。やはり、小田部、また栗山のほうの町営住宅、昭和45年ないし47年ころの建設ということで非常に古く、また

いろいろな面で傷んでおりますので、そこら辺の中で、住宅保全の中であわせてそこら辺も含めて検討してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 最後に、決算書の500ページから502ページにかけまして、公有財産建物の中で耐震状況をちょっと、これから耐震をやらなくちゃいけないというところがありましたら教えてください。

○議長（鈴木克征君） 教育課長。

○教育課長（高蝶政道君） 500ページの中段になりますが、体育館ということで1,605平米となっております。これについては、日吉と南条の体育館でございます。今現在は建物的には危険建物というようなことになっておりますけれども、これにつきましては平成25年度以降に改築を予定しているところでございます。

以上でございます。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思っておりますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第6号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

○議長（鈴木克征君） 議案審議の途中ですが、ここで休憩します。

再開は午後3時15分とします。

（午後 3時05分）

---

○議長（鈴木克征君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後 3時15分）

---

◎議案第7号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第8、議案第7号 平成23年度横芝光町国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

若梅喜作議員。

○8番（若梅喜作君） 1点お尋ねいたします。

特定健康診査と特定保健指導、この受診率ですが、いろいろと連絡等周知しながらこの事業を進めておると思いますが、この受診率の数字をどのようにとらえておるのか。もちろん、この検査がすべてではありませんで、個々にいろいろと個人個人がいろんな検査等を独自に受けておると、そのようなことも当然ございます。そのあたり、もし課題等ありましたらお願いいたしたいと思っております。

○議長（鈴木克征君） 住民課長。

○住民課長（若梅 操君） 特定健康診査及び特定保健指導についてのご質問でございます。

議員ご承知のとおり、実際の検査あるいは指導については、健康管理課、場所はプラムを中心に行っているところでございますが、特定健康診査につきましては、平成20年度から医療制度がいろいろ改革になりまして、後期高齢者医療制度が創設され、一方で健康診査についてはそれまで、各地方自治体がすべて住民を対象にして住民健診という形で行っておったものが、平成20年度から健康保険単位で実施するということになりまして、国民健康保険の被保険者に対しては国民健康保険が実施するというので、実際の運用といたしましては国民健康保険に保健師が配属されているわけでもございませんので、保健師あるいは看護師等の資格のある健康管理課に事務を、言ってみれば内部委託という言い方はおかしいですが、協議の中で両課が連携して行っているということでございます。

ご質問の健診の実施率、あるいは指導率でございます。

ご質問いただきました決算の報告書の31ページに記載があるところでございます。ごらんいただきましたように、特定健康診査に関しましては昨年度受診率35.4%、特定保健指導については受診率45%という数字でございます。

この数字がどうかというようなご質問でございますが、先ほど申し上げました平成20年度に現在の制度に改正されたときに、国からの指導によりまして各保険者がそれぞれ5カ年計画、特定健診の実施計画というものを立てました。これは国の指導によるものなんですけれ

ども、その中で健康保険単位に国から5年後の実施率、あるいはメタボの解消率という目安が示されまして、その数字に合わせまして、例えば国民健康保険ですと特定健診の実施率が5年間で65%、特定保健指導の指導率が45%という、そういう5年後の数字が当時示されました。その5年後の数字に向けて各年度実施計画を立てて、その実施計画の数字を目標に現在も実施しているところでございます。

それから申し上げますと、平成23年度の国民健康保険、横芝光町の実施計画の数字で申し上げますと、特定健診は57%、特定保健指導は40%という実施計画上の数字を立てました。今申し上げた数字からこの31ページの実際の実施率に比べますと、特定健診については今申し上げましたように57%、これは目標年次、平成24年度、本年度が5年目になるんですが、65%を達成するために各5年間の年割でやっていくと、平成23年度は57%程度達成していないと目標の65%を達成しないということでございますが、それからいいますと、57%の計画実施目標に対して35.4%でございますので、相当低い数字の一方、特定保健指導につきましては、目標40%に対し45%と、これは目標を上回る成績といえますか、結果でございます。

この特定健診の実施率が低いというのは、これは事実でございますが、全県あるいは全国的にも、ちょっと今はっきりした数字、手元に持ち合わせございませんが、横芝光町のほう35.4%というのは千葉県の平均にかなり近い数字だという認識がございます。全国的にやっぱり特定健診については、なかなか集団検診、医療機関の個別検診も含めてそれぞれの市町村で取り組んでいるわけですが、検診の受診率が伸びないというのが大きな悩みでもあるし、課題でもあるということでございます。

この特定健診については、今申し上げましたように本年度が、言ってみれば第1次の計画期間が本年度で終了いたします。来年度から、また改めて国からの目標の数字を示された中で第2次の計画を立てまして、それに沿ってまた来年度から引き続き実施していくということになりますが、こういった現状の数字、その原因がどうしてかという分析も踏まえまして、来年度以降の健診、あるいは保健指導に取り組んでいきたい、このように考えております。

以上です。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕



○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第7号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第8号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第9、議案第8号 平成23年度横芝光町後期高齢者医療特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第8号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第9号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第10、議案第9号 平成23年度横芝光町介護保険特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思います。これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第9号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第10号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第11、議案第10号 平成23年度横芝光町農業集落排水事業特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島富士子議員。

○9番（川島富士子君） 53ページの特別会計のところ、施設使用料未納額の収入未済3件というふうにありますけれども、この3件の収入未済の平成22年度決算では木戸台で老老世帯であったというふうに、以前ご説明を伺ったことがありましたけれども、この23年度決算の3件、現状をお聞かせください。

○議長（鈴木克征君） 産業振興課長。

○産業振興課長（伊橋秀和君） 3件の内容でありますけれども、実はこの集排は2カ月に1回行いますもので、たまたま普通、その前も1件だったんですが、たまたま23年度につきましては最後の3月のときに4月に払うのがちょっと払えなかったということで、通常の、今言われた方と、それから毎回、仕事の給料の関係でどうしても払い込みが遅くなるという方で、その方がお二人ということで、合計3名ということでございます。

なお、これにつきましては、この前の全協のご説明しましたが、6月にすべて入ってございますので、どうしても間でこれが未納になったということでございますので、ご理解を賜りたいと思います。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご

異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第10号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第11号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第12、議案第11号 平成23年度横芝光町営東陽食肉センター特別会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

川島透議員。

○14番（川島 透君） 決算ということなので、若干質問をさせていただきます。

大きい決算書の収入の部の461ページ、事業収入の中に収入未済額118万6,500円とありますが、これについては収入未済という項で利用料がまだ支払われていないのかなど、そういうふうに解釈するんですが、もしそうであるならば、その原因等についてお伺いしたいと思います。

この食肉センターは、今まで長い歴史の中で、それこそ数年前に100周年という偉大な事業を迎えました。そういう中で、これからも県下の中でも相当評価されているセンターであります。そして、今後も大いにその経営も順調に伸びてもらわなければ困るという立場から、若干質問させていただきます。それが1点。

それから、469ページ、今度は歳出です。

浄化槽の余剰汚泥堆肥化委託料、一番上ですね、それについて若干質問します。225万が支出されておりますが、たしかその100周年の事業を行うに当たり、3カ年計画で大型コンポストが導入されたと思います。県の補助対象で2分の1、その理由としては、この委託料を削減すると、そして町内農家への堆肥を有効利用してもらおうと、そういうことでこれが導入されたと思います。したがって、本年度の委託料の削減額、それから肥料の利用先、生産量等について、その費用対効果について教えていただきたいと思います。

それから、471ページ、積立金であります。

説明の中では、積立金が1,000万、それで事業実績として昨年よりも事業は伸びております。そして、歳出のほうも削減されております。そういう中で収入がふえて歳出が抑えられていると。そういう中で、一定の利益が上がった中で積立金が1,000万計上されております。昨年、22年度の決算ではたしかここが4,000万積立金があったと思います。そういった意味で、昨年より経営状態がいいにもかかわらず1,000万、昨年よりも3,000万弱少ない積立金という、それは何か理由があるのか、それについてお尋ねしたいと思います。

もう1点、これは町長にお伺いしたいと思います、467ページから469ページの施設管理費の中のことについてお伺いしたいと思います。

食肉センターは食肉を扱うということで、やはり食べ物のことに関しての衛生管理についてかなり厳しいそういう規定が、決まりがあると思いますが、私の友達もそこを利用させていただいておりますが、先般ちょっと会ったときに、禁煙のところでもそういう喫煙をする人がいると、そういうような話を聞きましたけれども、町長、そういうような苦情の報告等は伺っておりますでしょうか。もしそういう報告を受けていなかったら、今後そういう一番衛生面の、衛生管理というのは大事なところですから、その辺のところをきっちりどう改善していくのかをお聞きしたいと思います。

まずは以上です。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 今の最後の質問に先にお答えさせていただきます。

その報告については、大変申しわけないんですけれども、私のところには届いておりません。しかしながら、その事実が事実であれば、それについては早速改善をしていかなければならないし、そのように指導していきたいと思っております。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） まず、収入未済額の118万6,500円についてであります、これは酪農の間屋が昨年2社あったんですが、1社がやめて、放射能とかいろんな関係でやめてしまいました。それで、負債を抱えて支払いができないという中で、センターの使用料の前に対外的な、放射能検査料とかいろんなお金がたまっていまして、まずそちらのほうを清算しなさいと、その清算が終わったら町のこの118万6,500円を払ってくださいということで確約書を書かせまして、それで入れていただくということでもあります。過去に調べたら、

この収入未済というのは始まって以来でしたが、そういうことで先日、各関係の支払いは終わりましたので、今後はこの未済額については徐々にに入れていただくようにということになります。

次に、汚泥の処理量はということですが、大型コンポストを入れまして肥料をつくっているんですけども、実は昨年からサマータイムを始めまして、その関係で2カ月半くらいですが、電気がかかるのでとめています。それで、生汚泥を攪拌しながら堆肥にはしているんですが、コンポストを使っていない分乾燥が余りできないので半生状態、それを各篠本と九十九里、それからことしだと越川さん、そういったところをお願いをして処理をいただいています。ですから、本来コンポストを使っていればそんなに汚泥は出ないんですが、そういうことで長い間、夏の間ずっととめている関係でふえたということになります。

それから、積立金1,000万しか積んでいないということで、これにつきましては実は昨年、ことしカット室を3,000万くらいの予算で改修工事をするという予定でいたんですが、昨年、急遽放射能問題が起きてしまいまして、そちらのほうの対応に追われて、結局3,000万を、この売り上げの一部をそちらに持っていったんですけども、結局使わないで流れてしまったということ、本来でしたらそのカット室がなければもう3,000万積んで、先ほど川島議員言われるように、その分を合わせて積めたんですが、そういった理由があって1,000万ということになります。

それから、たばこの件ですが、これにつきましては、喫煙所でたばこを吸うようにということで、先ほど言われたように、衛生管理には注意をしているんですが、私が見回っているときには、どうも隠れてやっている人がいるらしいんです。それで、たばこについては指導はしています。指導しているんですが、もしかしたら隠れて吸っているところを川島議員の友人の方が見られたのかもしれないので、これにつきましては再度厳しく指導いたしますので、ひとつご理解ください。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 川島透議員。

○14番（川島 透君） 大体わかりました。未収、要するに未払いの件につきましては、今回はそれで済むと思うんですけども、これからセンターの運営全体を考えたときに、いろんな経済状況の中で、これが1件2件じゃなくて、もっとたくさんふえてくるというようなことも考えたくはないんですけども、そういうこともあり得ることもちょっと頭に入れて、そういう面についての今後きちとした指導をされるようにお願いしますし、その決意を再

度聞きたいと思います。

それから、浄化槽の汚泥のあれについては、さっきのサマータイム、節電ということでもめているというのはわかりますけれども、やはり今、農家の方も肥料が結構高額になっておりますもので、できるだけそれを堆肥化して、できれば無料ぐらいで、やっぱり有機野菜ということで家庭菜園、いろいろありますけれども、そういうふうに積極的に譲ってやっていただきたいと。だから、節電節電というのわかるんですけども、そういう部分はやはり多少は節電というのをこっちに置いておいて、去年はたしか……、去年よりも委託料多いんですよね、ことしのほうが。22年度が120何万かな、ことしが200何万でしょう。

〔「サマータイムは昨年からはまったんです」と言う人あり〕

- 14番（川島 透君）　そういうことで、いずれにしても、サマータイムというのも考えてもらいながら、やはりそういうふうな事業として積極的に前向きに考えていただきたいと、その辺のところ再度お願いしたい。

それとあと、積立金なんですけど、確かに3,000万、そういう形でカット室という、そういう目的があるためにということでありました。だけど、それが今はもう、まだやらなくていいんでしょう、まだまだ。だから、そうした場合に、やはり積立金というのは何か事があったときに、例えば口蹄疫だとか、いろんな畜産に携わる病気が蔓延したとき、例えばこのセンターでも何かあったときにはセンターの運営自体がもう、営業自体がストップせざるを得ないというような状況もありますし、それに対する対応というのでも考えていかなければならないと。そうしたときに、やはり積立金があるかないとではその対応の仕方も変わってくるし、そういう面ではやはりこの積立金というのは、積めるときにある程度積んでおいてもらうというふうには私は考えるんですけども、特にそういう面では16万、17万頭、豚でね、17万頭もそういう実績が上がっておりますもので、再度やはりためられるときにためておいてもらうと、そういうふうに一応考えますけれども、その辺のところをもう一つと。

それから、町長、やはりこの食肉センターは、その長い歴史の中で今、確かにインターチェンジができて、インター周辺の開発もこれから考えていかなければならない。それで、栗山川も改修する。そういった意味で、一つの地場産業の雇用の場であり、あのセンターがやはり町の産業の活性化の一翼を担っていると言っても言い過ぎではないと思います。したがって、これからあのセンターの管理者として、あのセンターの今後の目指す方向、町長としての方向をね。ただ守りではなく、やはりある程度攻める、攻めるというのは言葉があ

れなんですけれども、やっぱり積極的に事業展開をできる場所でもあると思います。それをどのように考えているか、最後にお聞きして終わります。

○議長（鈴木克征君） 町長。

○町長（佐藤晴彦君） 川島議員おっしゃられるとおり、まさしくそのとおりでございます。

今お話があったとおり100周年を迎え、一応の改修整備は終わりました。たしか、1億9,000万ぐらいかけて3年計画で、私の前任期間から始めたわけでございます。そうした中で、まだまだ改修しなきゃならないところもございますが、そうした中できっちりとした運営をまずすることが第一。それからまた、それをきっちり守っていく。その中でやっていかなければならないことを一つ一つ積み重ねることが、将来の食肉センターのあり方、理想的なあり方に近づいていくものと考えておりますので、今後も努力をしてみたいと考えます。

以上でございます。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） まず、未払いについて、将来的なですが、今回の方については、内容を聞きますと突発的なものであったものであります。今後そのようなことのないように、また問屋ともよく交流をしながら、いろんな状況を把握しながら対応していきたいというふうに思っております。

それから、堆肥化の無料ということで、これについては確かに議員言われるとおり、ことは、実は昨年と比較して電気料、頭数も多い関係もあるんですが、電気料が大幅に上がっています。それで、その中で、確かにコンポストを動かしていても余り影響がなかったんじゃないかというようなところで今検証はしています。もし、その電気料で余り変わらないようであれば、来年はこの期間を動かしていくというようなことで、実は今検討しているところでもありますので、来年はいいお返事ができればと思います。

それから、積立金につきましては、先ほど言いましたカット室が今、実は設計に出してまして、どのくらいの金額になるかわからないんですが、その金額を受けて、できる限り積み立てて、また来年の予算ということで進めていきたいというふうに思っております。

それから、先ほど言われた緊急時の対応とかそういったものについても、やはりお金がないと緊急の場合対応ができませんので、そういったところも踏まえて進めていきたいというふうに思います。

それから、先ほどの衛生管理等を含めてですね。確かに、食肉センターは食べ物を扱うところでもありますので、今、実際にカット室の改修につきましても、要は衛生面でなお一層向

上させるということで考えているところでありますので、全体的に衛生面については一層向上させるという方向で考えておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 2点お願いします。

467ページ、中段の天災事故損害支援補助金、この150万の相手先、469ページの中段18番、備品購入費346万4,990円、この内容。2点お願いします。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） まず、天災の関係ですが、昨年、震災がございまして、それで問屋さんが220数万だか豚が被害に遭って、損害賠償を急遽することになりました。それで、その補償につきましては同業組合、問屋の組合がありますが、そちらのほうで弁償したというようなことで、お金をかき集めて弁償したということで、今後そういったものがあつた場合には何とかそれを援助していこうということで、町と同業組合、処理士組合、内臓組合、それぞれお金を負担して、町が150万、それとあと問屋関係が150万で合わせて300万を積むという、その事業であります。

それから、備品について、すみません、ちょっと今把握していないので、後でよろしいでしょうか、申しわけないです。

○議長（鈴木克征君） 森川忠議員。

○5番（森川 忠君） 大震災で300万を補助ですね、150万ずつということですが、以前たしかレールが朽ちて落ちて数百万の肉がだめになったということがありますが、そのときも共済ですか、保険でしょうかね、それで対応するということでありましたが、天災というのは確かにいつ起こるかわかりませんが、そういう保険とか共済という制度っていうのはないんですかね、町が補助するとか、同業組合で補助するとかではなくて、非常に今の時代にあんまりそぐわないというか、そのようなものがあれば有効的だと思いますが、ないんでしょうか。

○議長（鈴木克征君） 食肉センター所長。

○食肉センター所長（加瀬盛久君） 現在、ちょっと私調べてございませんので、今後いろいろと調べてみまして、そういったものがあれば活用したいと思います。

すみません。先ほどの備品の300数十万ですが、大動物、牛の背割機という機械を1台購入しております。牛を半分に切る大きなこぎりと、それと電動のこぎり、そういったもの



の補助であります。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第11号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第12号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第13、議案第12号 平成23年度横芝光町病院事業会計決算の認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。

順次発言を許します。

〔「原案賛成」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） これにて質疑を終結します。

原案賛成の声がありますので、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第12号について採決します。

本案は原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第13号の質疑、討論、採決

○議長（鈴木克征君） 日程第14、議案第13号 人権擁護委員の推薦につき意見を求めること

についてを議題とします。

本案は人事案件につき、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議ないものと認め、これより議案第13号について採決します。

本案は原案のとおり同意することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり同意されました。

---

### ◎議員派遣の件

○議長（鈴木克征君） 日程第15、議員派遣の件を議題とします。

会議規則第121条の規定により、お手元に配付の印刷物のとおり、議員派遣をしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、そのように決定しました。

---

### ◎陳情の件

○議長（鈴木克征君） 日程第16、陳情の件を議題とします。

ここで常任委員会の審査の経過と結果について、委員長の報告を求めます。

民生文教常任委員会委員長。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君登壇〕

○民生文教常任委員会委員長（山崎貞一君） 民生文教常任委員会のご報告をさせていただきます。

今期定例会において民生文教常任委員会に付託された陳情3件の審査経過と結果についてご報告申し上げます。

本委員会は、9月5日午後2時40分から委員6名全員出席のもと、付託案件の審査を行いました。

審査の結果については、お手元に配付の報告書のとおり決定いたしました。

審査の経過で、各委員から意見があり、その主なものを要約して申し上げます。

初めに、陳情第1号「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情書についてであります。県の指針を条例化すると、床面積など高い水準に設定することは既存の保育施設に今後新たな負担を強いることから反対しますなどの意見があり、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

次に、陳情第2号「社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情書」についてであります。国の財政が逼迫している現状では国庫負担率の引き上げは無理と思われるとの意見や、資格証明書発行の義務づけをやめると収納率がさらに落ち込むと見込まれるので反対するなどの意見により、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

最後に、陳情第3号「介護保険制度の改善を求める陳情書」についてであります。陳情2号と同様、国の財政が逼迫している現状では国庫負担率の引き上げは無理と思われるとの意見や、今後さらに高齢化が進む現状で対象者を増加させるような趣旨には反対します等の意見により、採決の結果、全員一致で不採択とすることに決定いたしました。

本会議においてご了承賜りますようお願い申し上げます。審査結果の報告といたします。

〔民生文教常任委員会委員長 山崎貞一君降壇〕

○議長（鈴木克征君） 以上で、委員長の報告を終わります。

ここでお諮りします。

ただいま民生文教常任委員会委員長から報告のありました陳情3件については、質疑、討論を省略し、直ちに採決したいと思いますが、これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認め、これより陳情第1号ないし第3号について採決します。

採決は分割して行います。

初めに、陳情第1号「保育所の設置認可等の基準に関する指針」の内容を「県条例」にすることを求める意見書の提出を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第1号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第2号 社会保障としての国民健康保険制度を守り、改善を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第2号は不採択とすることに決定しました。

次に、陳情第3号 介護保険制度の改善を求める陳情書について採決します。

この陳情に対する委員長の報告は不採択とするものです。

この陳情を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（鈴木克征君） 挙手なし。

よって、陳情第3号は不採択とすることに決定しました。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（鈴木克征君） 以上で、今期定例会に付議された案件のすべてを議了しました。

会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と言う人あり〕

○議長（鈴木克征君） 異議なしと認めます。

よって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

本日の会議を閉じます。

平成24年9月横芝光町議会定例会を閉会します。

ご苦労さまでした。

（午後 3時59分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

横芝光町議会 議長 鈴木 克 征

議員 齋 藤 順 一

議員 川 島 勝 美